

第4次 大田市地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)

『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』
～共に生き、共につながる大田市をめざして～

令和7年(2025)3月

大 田 市
大田市社会福祉協議会



ごあいさつ

大田市長 楫野 弘 和

大田市では、第2次大田市総合計画の中で、将来像である『子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”』を実現するため“おおだ”に関わるすべての人たちが一緒に汗をかき、ひとつずつ形にしていく「共創」によるまちづくりを基本姿勢としています。

こうした基本姿勢のもと、大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』ことを基本理念とし、保健・福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけるものです。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯の増加など社会環境が変化し、家庭や地域などにおける支え合いの基盤が弱まり、さらに令和2年以降の「新型コロナウイルス」の感染拡大が地域コミュニティの弱体化に拍車をかけ、ひきこもりや孤独・孤立等の問題も深刻化しています。

また、これまで、こども・障がいのある人・高齢者などの分野ごとに制度やサービスの整備・充実が図られてきましたが、地域における生活課題が多様化・複雑化するとともに、分野ごとの制度やサービスでは対応できない『制度の狭間』の問題が顕在化しています。

こうしたことから、全ての人が地域で助け合い・支え合いながら、生きがいを持って安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、これまでの縦割りの相談対応から、分野や世代、相談内容に関わらず、世帯全体の課題を包括的に受け止める「包括的相談支援体制」を構築するとともに、就労や居場所といった「参加支援」などの段階においても、市内の関係機関が連携・協働して、一体的に支援を行う重層的な体制整備（重層的支援体制整備事業）を推進してまいります。

なお、第3次計画から市が作成する地域福祉計画と市社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画を一本化するとともに、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定しています。

大田市が掲げる将来像には、「何かをやろうという時には、みんなで一緒にやろう、応援しようという雰囲気があるまち、そして、いきいきとしている大人の横では子どもたちが笑い、様々な人がつながって、様々な夢を抱き、夢が実現する、そういうまちを目指そう」という思いが込められています。これは、まさに「地域共生社会」の実現につながるものでもあります。

終わりに、この計画の策定にあたってご尽力いただきました第4次計画策定委員会委員長の島根大学加川充浩教授をはじめ、策定委員会の皆様及びワークショップにご参加いただいた皆様、また貴重なご意見をいただきました関係機関や市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月



ごあいさつ

社会福祉法人大田市社会福祉協議会
会 長 知野見 清二

近年の少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加及び地域におけるつながりの希薄化といった社会情勢の変化に加え、昨今の物価高騰等に伴う経済状況の変化も背景とし、生活困窮や子どもの貧困、ひきこもり、孤独死、自死等、個人・世帯や地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

また、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しており、地域の中で、様々な不安を抱えながら誰にも相談できず、あるいは相談先が分からず一人で悩み続けるケースが増えています。

社会的孤立の問題への対策として、「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行され、『孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会』、『相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会』を目指す取り組みが始まっています。

このような社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる地域を将来にわたり継続していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて互いに支え合い、一人ひとりが生きがいや役割をもてる地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が必要です。

このため、本会は大田市と連携して、包括的な相談支援体制の構築や「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つを柱とした重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

地域共生社会の実現に向けて、本会の第4次大田市地域福祉活動計画の策定におきましては、第3次計画と同様に、大田市が策定する「地域福祉計画」と一体的な計画とし、同じ理念や方向性の下で、大田市の地域福祉を推進していくことといたしました。

地域住民や社会福祉法人等、多様な主体や人々が幅広く連携・協力し、どんな地域でありたいのか、そのために何ができるのかといったことについて話し合い、「できることから取り組む」という環境の醸成とその支援に取り組んでまいります。

今後は本計画を基に、『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』ことを目指し、その実現に向けて、大田市、民間事業所等並びに地域組織・団体、住民の皆様と共に、本会の使命である地域福祉の推進に努めてまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたり、ご指導、ご協力をいただきました方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの皆様に感謝申し上げます。

令和7年3月

「第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」目次

1. 第4次計画策定にあたって

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 大田市の現状と課題	3
(4) ①第3次計画の評価	20
②策定委員等へのヒアリングの状況	25
③地区社会福祉協議会ワークショップ報告書	27
(5) 計画の推進体制	29

2. 基本的な考え方

(1) 基本理念	30
(2) 基本方針	31
(3) 第4次計画の目指すべき方向性	32
(4) 計画の体系	34
(5) 数値目標	35

3. 進めるべき方策

(1) 基本方針1 「人づくり・地域づくりの推進」	37
(2) 基本方針2 「包括的な支援体制の構築」	45
(3) 基本方針3 「権利擁護の取組みの推進と認知症施策の充実」	55
(4) 基本方針4 「安心して暮らし続けることのできるまちづくり」	67

<資料編>

①用語解説	82
②第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	84
③「第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の経緯	85
④第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた 市民アンケート調査報告書	87

1. 第4次計画策定にあたって

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

①計画の趣旨、性格

地域福祉計画は、地域住民に最も身近な市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決を図るための具体的な仕組みや取組みを定めるものです。

社会福祉法第107条により、これまで任意とされていた地域福祉計画の策定については市町村の努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられています。

以前は、大田市が作成し地域福祉の政策や制度、各種施策などの充実を図り地域福祉を推進していくための仕組みづくりに重点を置く「地域福祉計画」と、大田市社会福祉協議会が策定し地域住民の立場から地域福祉活動を主体的に進めていくための方向性を示す「地域福祉活動計画」は、別々の策定委員会で検討・策定してきましたが、この2つの計画は大田市の地域福祉を推進していくという共通の目的を持つ言わば車の両輪でありますので、第3次計画から一本化して作成しています。

また、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、「成年後見制度利用促進計画」と「地方再犯防止推進計画」の策定が市町村の努力義務とされたこと、またこの2つの分野は地域における大きな生活課題でもあることから、引き続きこの2つの計画を包含する計画として策定しています。

(2) 計画の位置付け

①法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画であり、同法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」の促進をはじめ地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

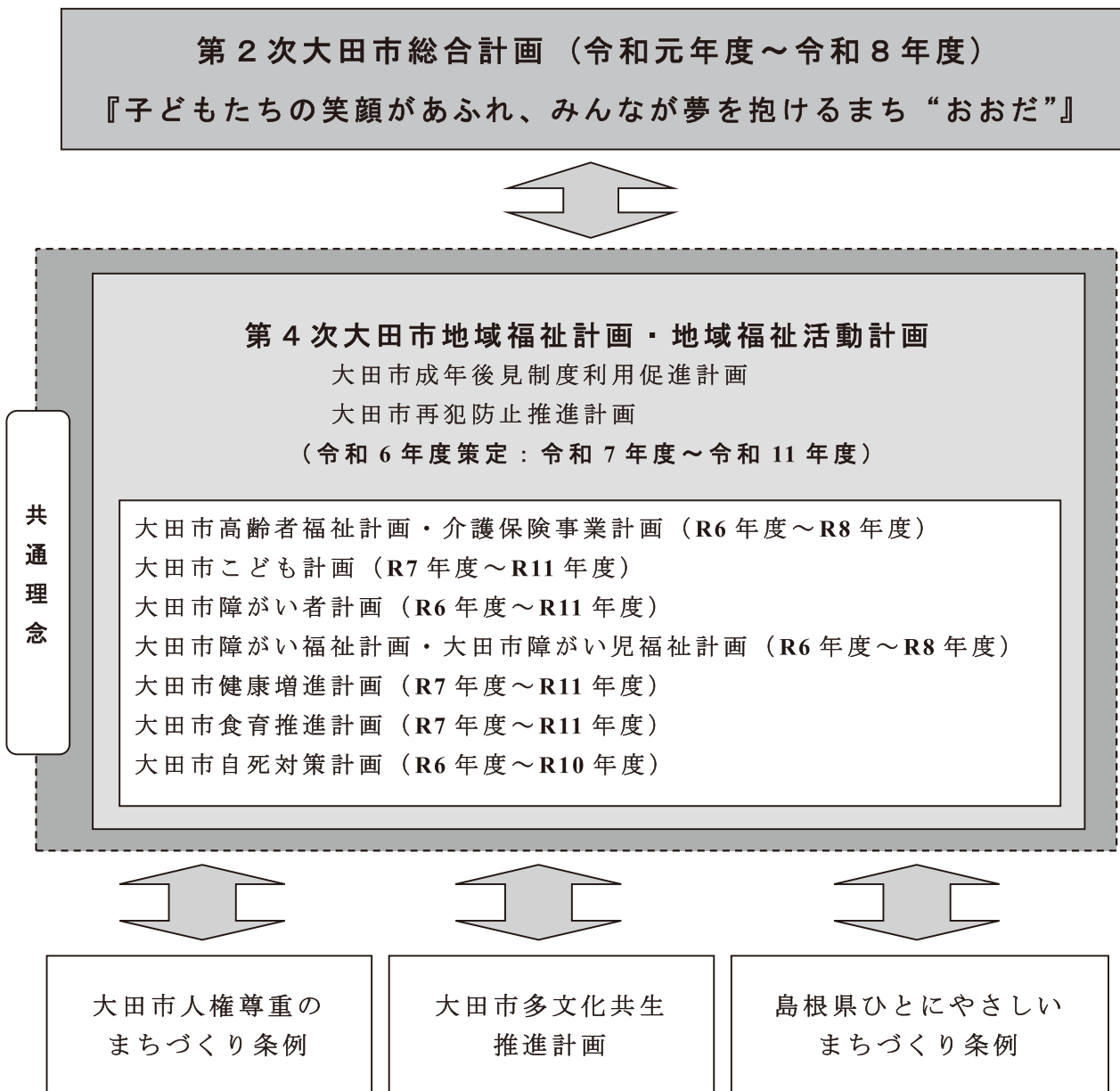
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

②他計画等との関係

本市の地域福祉計画は、「大田市総合計画」の福祉分野の下位計画であるとともに、「大田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大田市こども計画」、「大田市障がい者計画」、「大田市障がい福祉計画・大田市障がい児福祉計画」、「大田市健康増進計画」、「大田市食育推進計画」、「大田市自死対策計画」の上位計画として位置付けこれらの計画と整合性を図ります。

また、「大田市人権尊重のまちづくり条例」、「大田市多文化共生推進計画」、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」などと連携を図りながら推進します。

図1-1 関連計画等との関係図



③計画の期間

計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

(3) 大田市の現状と課題

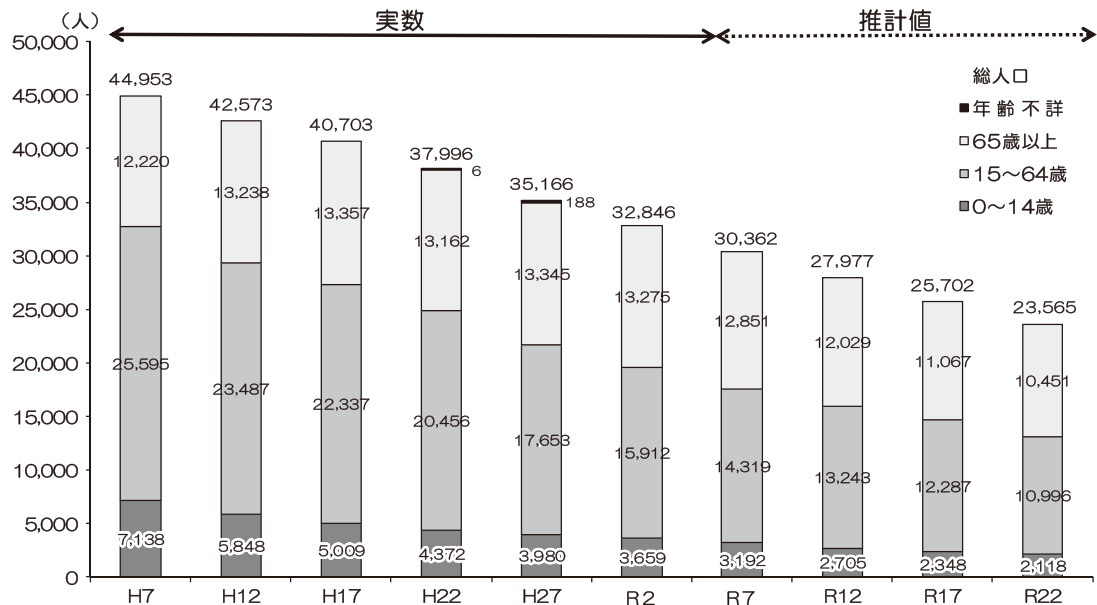
○少子高齢化、人口減少、世帯人員の減少が進行しています。

1. 人口（国勢調査・推計人口）

単位：人

区 分	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
実数										
総人口	44,953	42,573	40,703	37,996	35,166	32,846	30,362	27,977	25,702	23,565
0～14歳	7,138	5,848	5,009	4,372	3,980	3,659	3,192	2,705	2,348	2,118
15～64歳	25,595	23,487	22,337	20,456	17,653	15,912	14,319	13,243	12,287	10,996
65歳以上	12,220	13,238	13,357	13,162	13,345	13,275	12,851	12,029	11,067	10,451
年齢不詳				6	188					
割合										
0～14歳	15.9%	13.7%	12.3%	11.5%	11.3%	11.1%	10.5%	9.7%	9.1%	9.0%
15～64歳	56.9%	55.2%	54.9%	53.8%	50.2%	48.4%	47.2%	47.3%	47.8%	46.7%
65歳以上	27.2%	31.1%	32.8%	34.6%	38.0%	40.4%	42.3%	43.0%	43.1%	44.3%
年齢不詳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

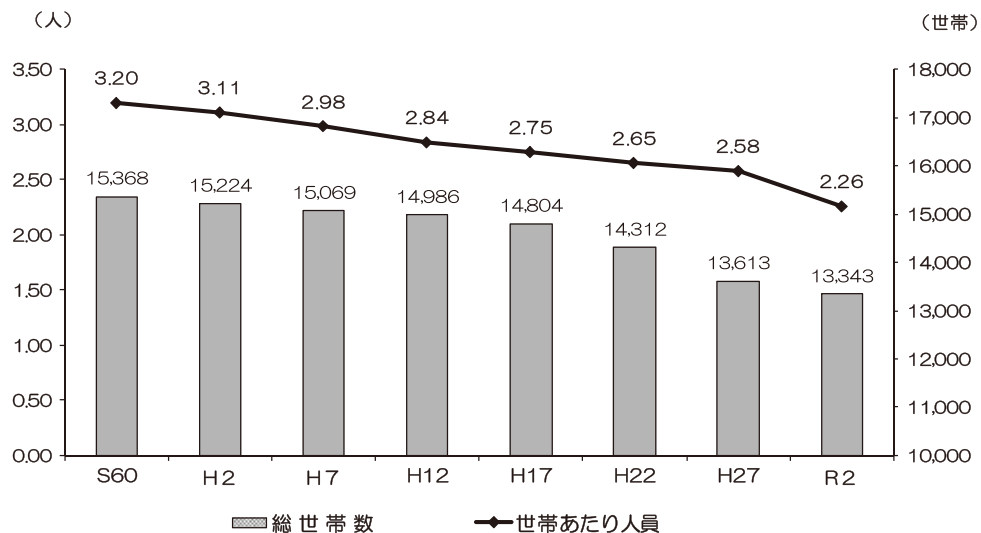


2. 世帯数

単位：（上段）世帯 （下段）人

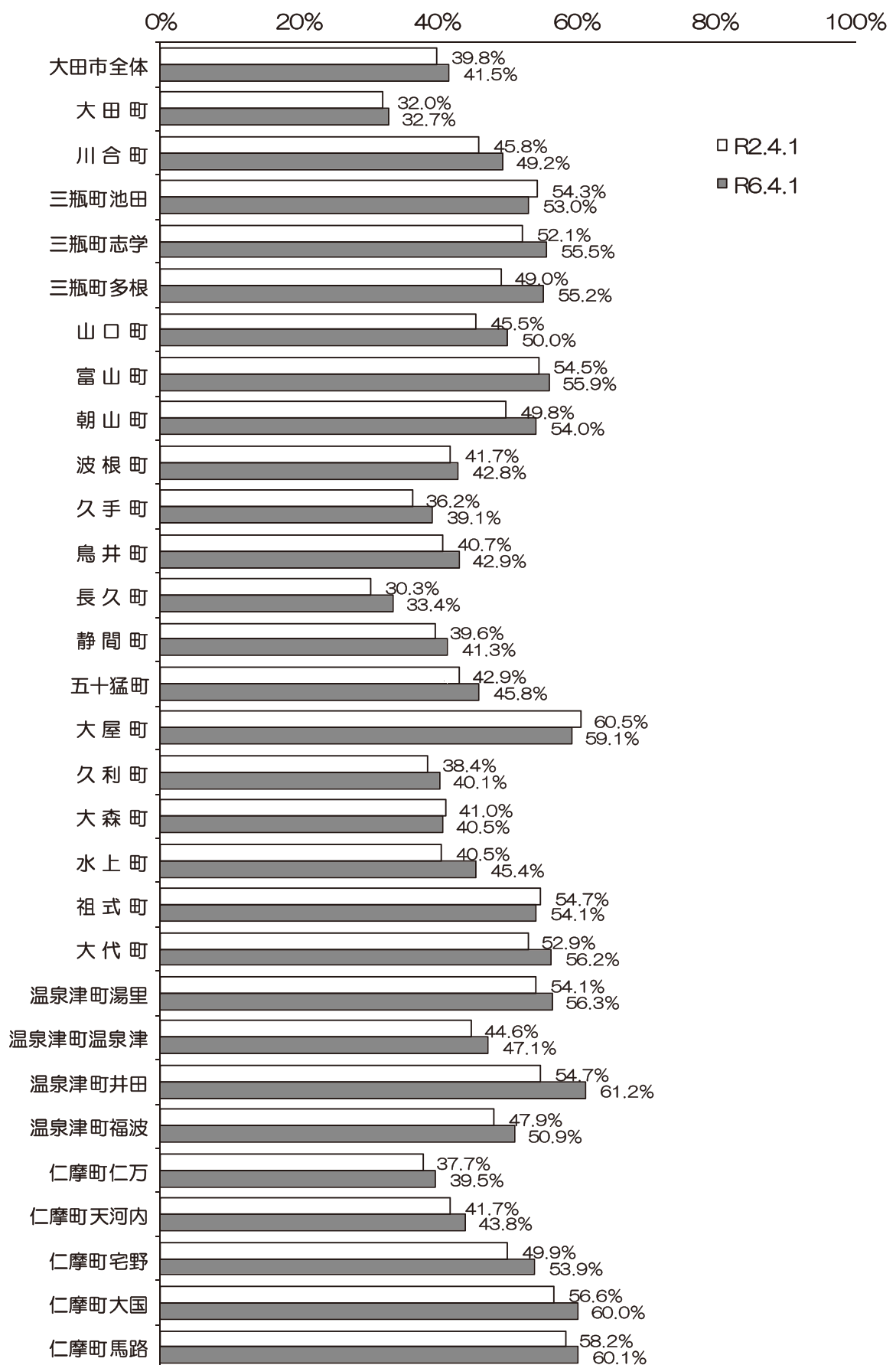
区 分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総世帯数	15,368	15,224	15,069	14,986	14,804	14,312	13,613	13,343
世帯あたり人員	3.20	3.11	2.98	2.84	2.75	2.65	2.58	2.26

資料：国勢調査



3. 高齢化率

○ほとんどの地区で高齢化が進行しており、中山間地ほど高齢化率が高い傾向があります。



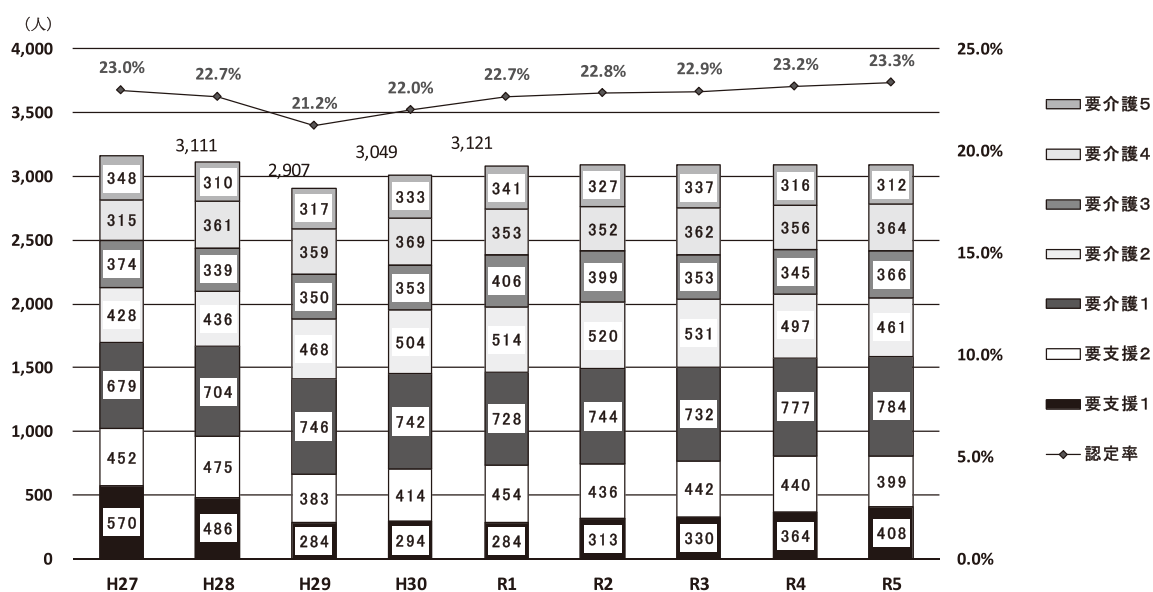
資料：大田市市民課（令和6年4月現在）

4. 高齢者の要支援・要介護の状況

○要介護認定者数は横ばいですが、認定率は微増傾向にあります。

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1号被保険者数		13,765	13,720	13,682	13,680	13,595	13,547	13,460	13,369	13,253
要 介 護 認 定 者 数	要支援 1	570	486	284	294	284	313	330	364	408
	要支援 2	452	475	383	414	454	436	442	440	399
	要介護 1	679	704	746	742	728	744	732	777	784
	要介護 2	428	436	468	504	514	520	531	497	461
	要介護 3	374	339	350	353	406	399	353	345	366
	要介護 4	315	361	359	369	353	352	362	356	364
	要介護 5	348	310	317	333	341	327	337	316	312
合計		3,166	3,111	2,907	3,009	3,080	3,091	3,087	3,095	3,094
認定率		23.0%	22.7%	21.2%	22.0%	22.7%	22.8%	22.9%	23.2%	23.3%

資料：介護保険事業状況報告（各年度の3月31日現在）



5. 障がい者手帳等級別人数

(1) 身体障害者手帳

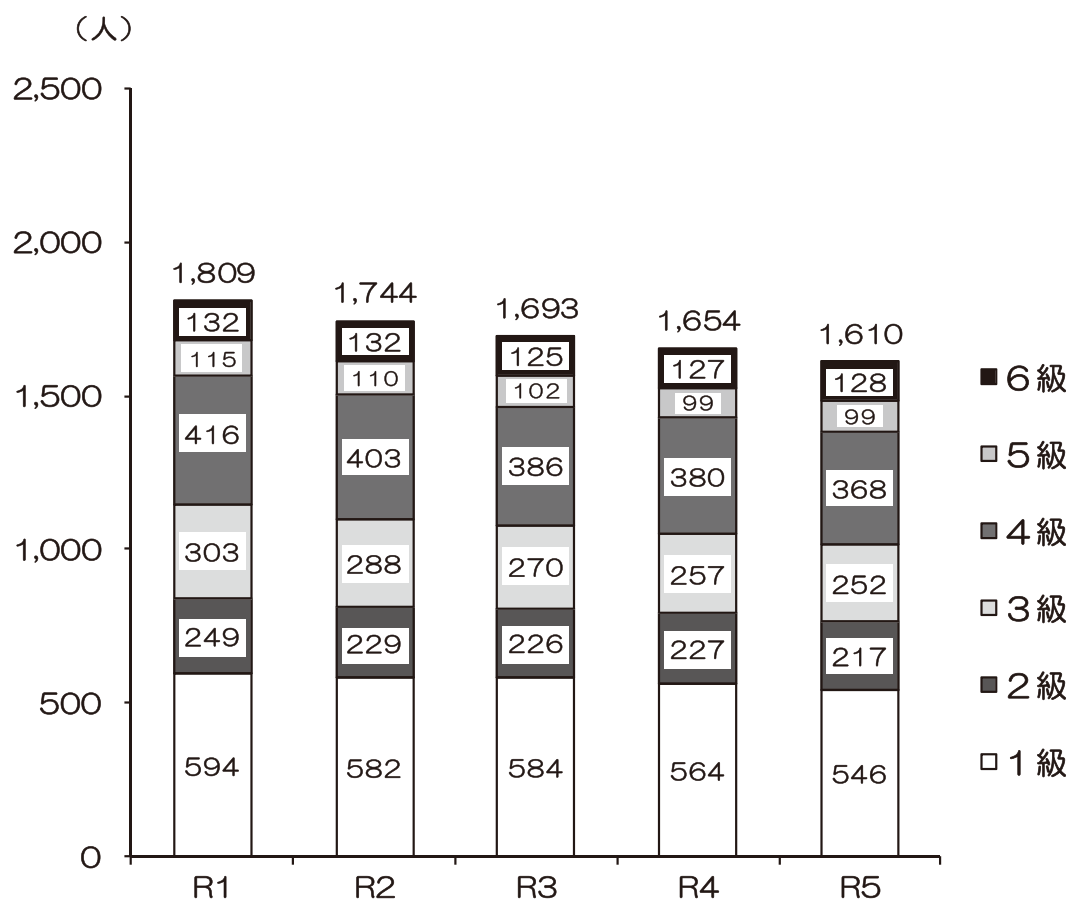
○人口減少に伴い、手帳所持者も減少傾向にあります。

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
R1	594	249	303	416	115	132	1,809
R2	582	229	288	403	110	132	1,744
R3	584	226	270	386	102	125	1,693
R4	564	227	257	380	99	127	1,654
R5	546	217	252	368	99	128	1,610
(割合)	31.3%	14.2%	17.5%	22.3%	7.4%	7.3%	100.0%

資料：島根県立心と体の相談センター（各年度の3月31日現在）

身体障害者手帳等級別人数



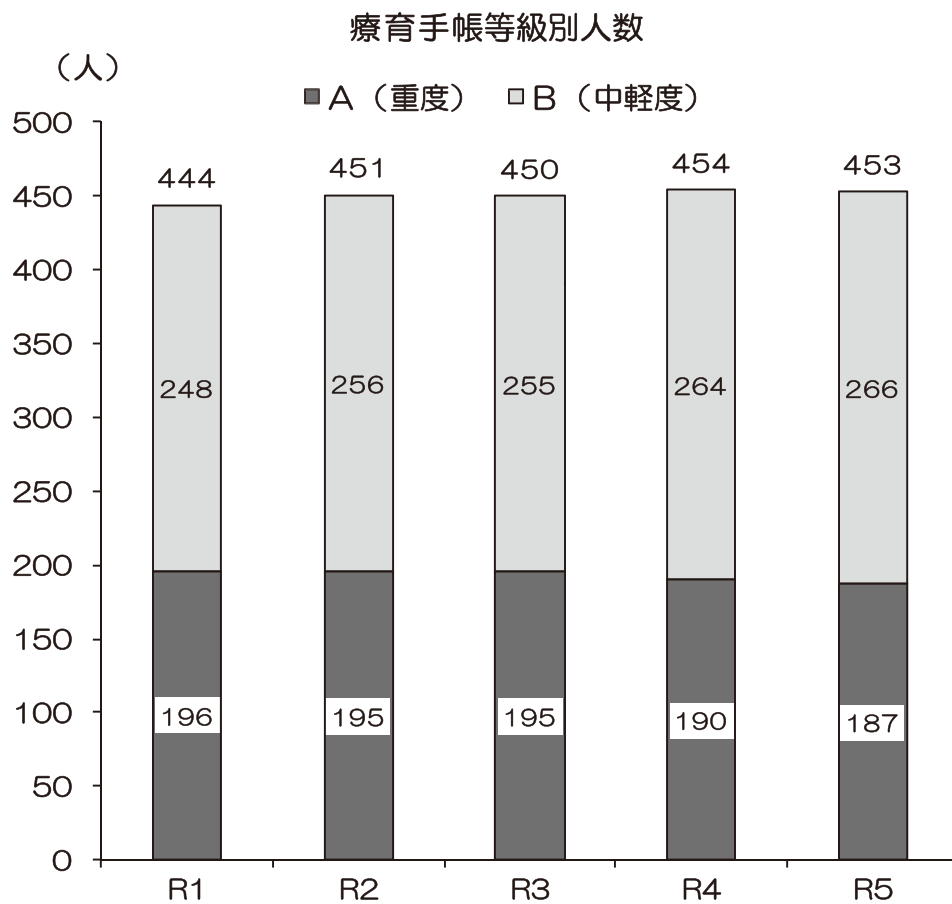
(2) 療育手帳等級別人数

○全体では横ばいですが、A 所持者は減少傾向、B 所持者は増加傾向にあります。

単位：人

	A（重度）	B（中軽度）	合計
R1	196	248	444
R2	195	256	451
R3	195	255	450
R4	190	264	454
R5	187	266	453
（割合）	47.0%	53.0%	100.0%

資料：島根県立心と体の相談センター（各年度の3月31日現在）



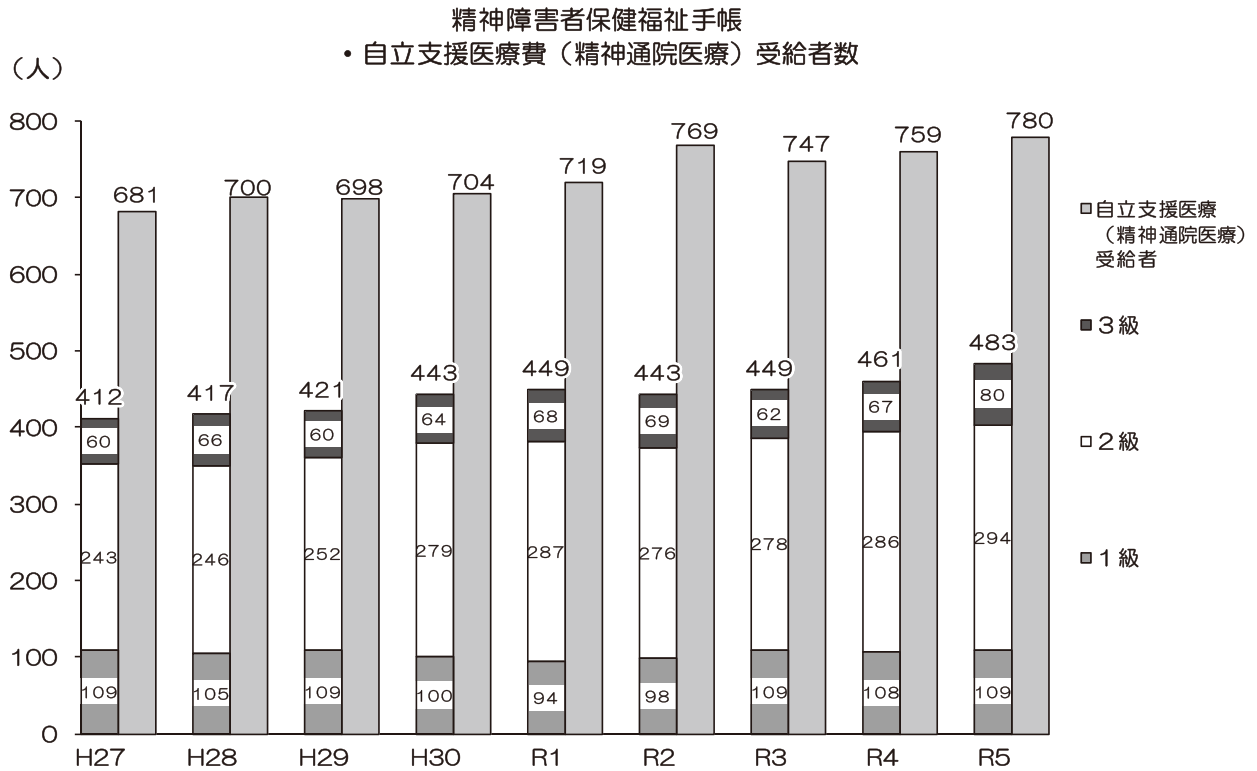
(3) 精神障害者保健福祉手帳等級別人数及び自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

○ 2 級・3 級は増加傾向ですが、1 級は近年横ばいです。自立支援医療受給者は増加傾向にあります。

単位：人

	精神障害者保健福祉手帳（等級が小さいほど重度）				自立支援医療 (精神通院医療) 受給者
	1 級	2 級	3 級	合 計	
R1	94	287	68	449	719
R2	98	276	69	443	769
R3	109	278	62	449	747
R4	108	286	67	461	759
R5	109	294	80	483	780
(割 合)	26.4%	59.0%	14.6%	100.0%	

資料：島根県立心と体の相談センター（各年度の3月31日現在）



6. 平均寿命の年次推移

○男女とも平均寿命は延びていますが、大田市は県平均よりもやや短い傾向があります。

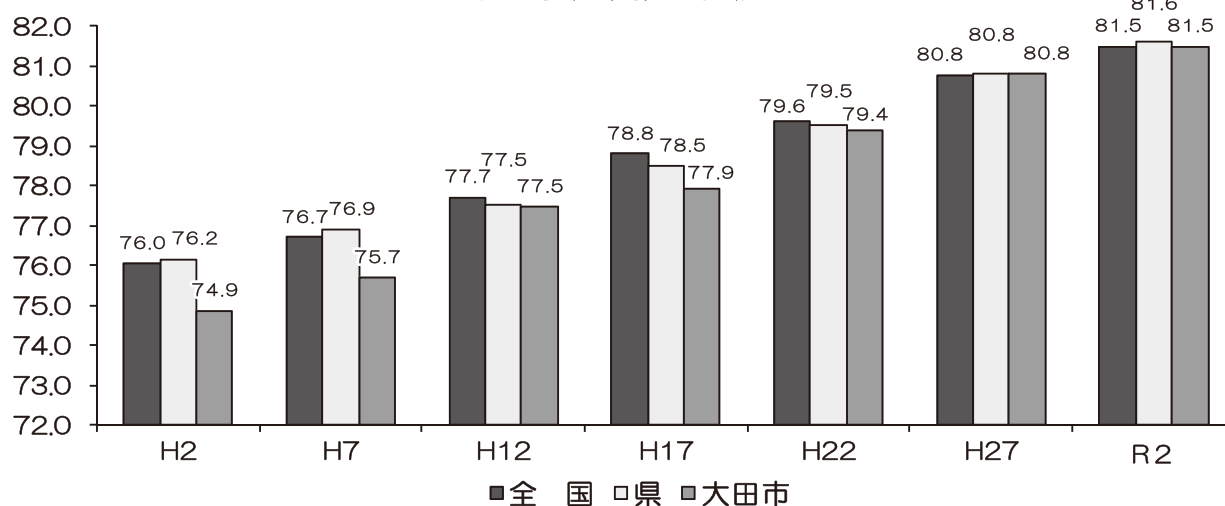
単位：歳

性 別	区 分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
男	全 国	76.0	76.7	77.7	78.8	79.6	80.8	81.5
	県	76.2	76.9	77.5	78.5	79.5	80.8	81.6
	大田市	74.9	75.7	77.5	77.9	79.4	80.8	81.5
女	全 国	82.1	83.2	84.6	85.8	86.4	87.0	87.6
	県	83.1	84.0	85.3	86.6	87.1	87.6	88.2
	大田市	82.6	83.2	85.4	86.2	87.1	87.0	88.0

出典：都道府県別生命表概況・市区町村別生命表概況

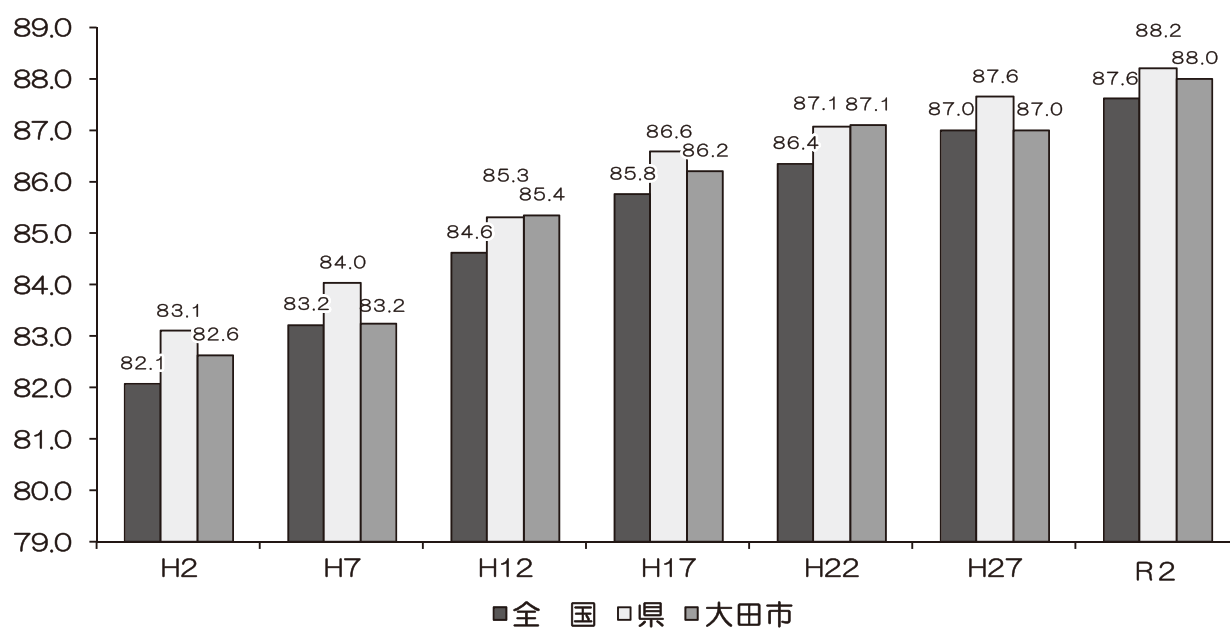
(歳)

平均寿命（男）の推移



(歳)

平均寿命（女）の推移



7. 主要死因別死亡数

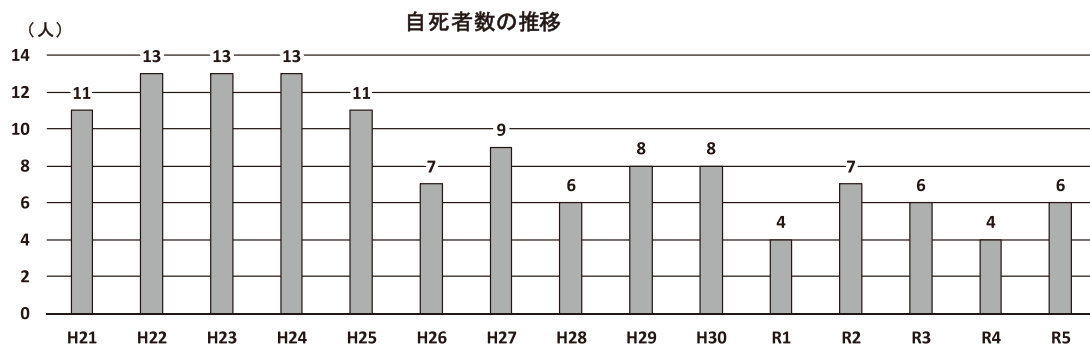
○自死者数、自殺死亡率いずれも減少・低下傾向にあります。大田市の自殺死亡率は県平均に比べてやや高い傾向が見られます。

単位：人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
脳血管疾患	63	63	65	66	71	68	60	67	73	72	49	56	60	62	69
悪性新生物	171	161	178	153	148	158	170	148	146	145	167	145	168	153	145
心疾患	110	99	113	119	95	83	113	113	106	96	97	92	91	106	84
不慮の事故	20	16	18	24	13	20	15	22	11	21	10	15	11	20	2
肝疾患	5	7	4	7	5	7	9	7	11	8	6	8	6	9	7
肺炎	52	46	62	69	96	69	45	53	35	20	21	25	23	15	25
自殺	11	13	13	13	11	7	9	6	8	8	4	7	6	4	6
糖尿病	6	5	9	5	7	9	3	3	8	8	8	12	9	4	6
大動脈瘤及び解離	5	14	7	8	4	4	9	9	11	6	6	6	10	14	6
老衰	19	26	21	19	18	16	35	35	20	34	27	27	25	43	35
腎不全	7	10	11	15	7	14	10	10	9	17	15	11	5	10	23
その他	116	128	144	147	173	125	144	204	189	168	204	190	188	191	208
合 計	585	588	645	645	648	580	622	677	627	603	614	594	602	631	635

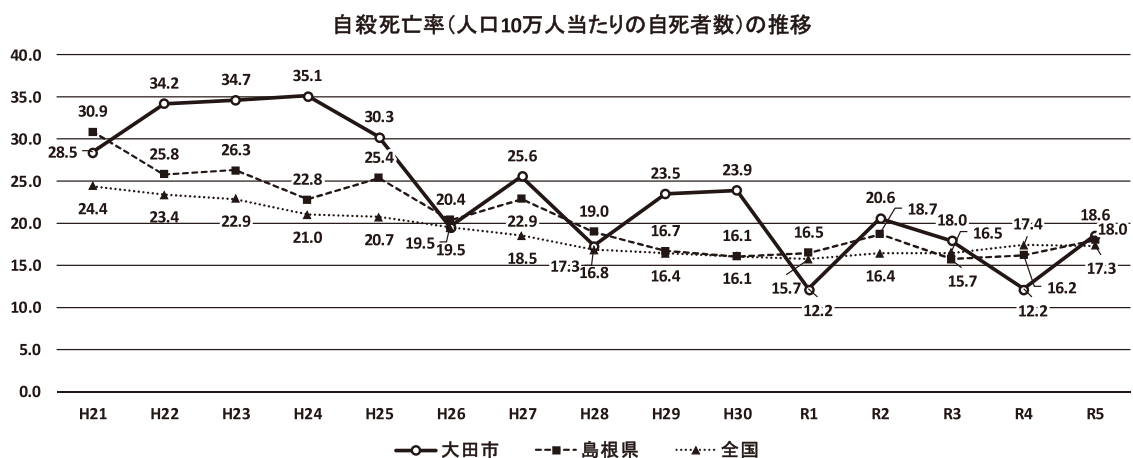
(平均)
8.4

資料：人口動態統計



■自殺死亡率（人口10万人当たりの自死者数）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自死者数	11	13	13	13	11	7	9	6	8	8	4	7	6	4	6
人口(10月1日現在)	38,621	37,996	37,505	37,004	36,362	35,861	35,166	34,628	33,997	33,417	32,848	33,938	33,383	32,891	32,323
大田市	28.5	34.2	34.7	35.1	30.3	19.5	25.6	17.3	23.5	23.9	12.2	20.6	18.0	12.2	18.6
島根県	30.9	25.8	26.3	22.8	25.4	20.4	22.9	19.0	16.7	16.1	15.7	16.5	15.7	16.2	17.3
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	17.3	16.4	16.1	15.7	16.4	15.7	16.2	17.3

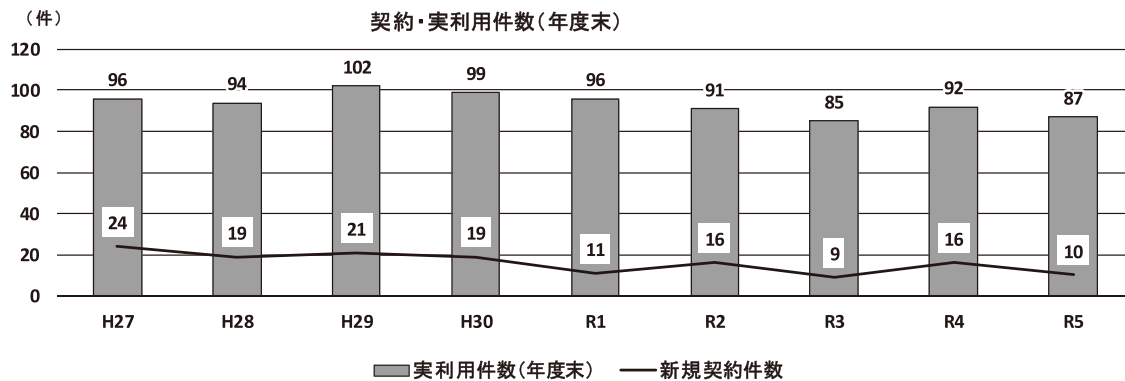


8. 日常生活自立支援事業

○利用者数は微減傾向にあり、対象者別では精神障がい者の利用が多い傾向があります。

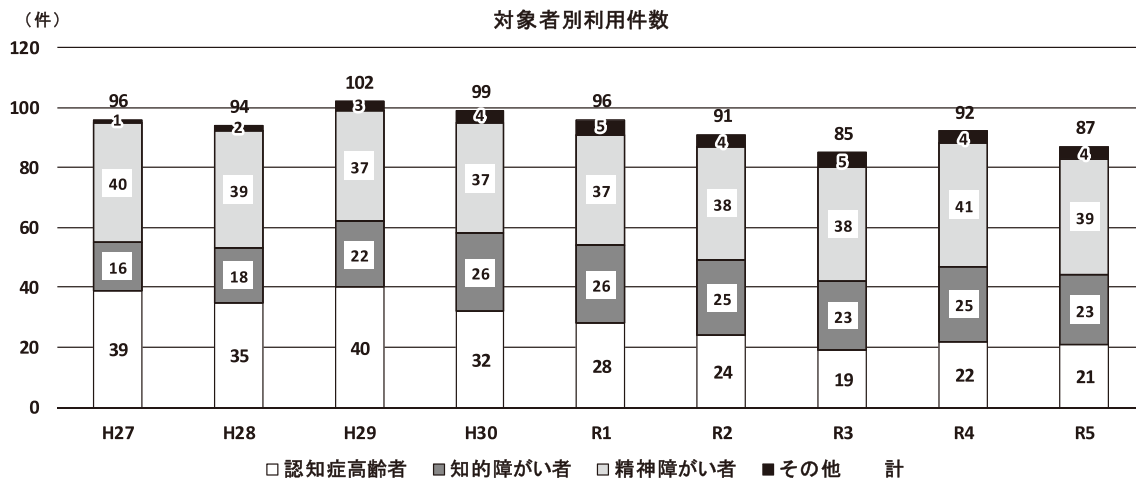
①契約・終了・実利用件数(年度末)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規契約件数	24	19	21	19	11	16	9	16	10
契約終了件数	14	21	13	22	14	21	15	9	15
実利用件数(年度末)	96	94	102	99	96	91	85	92	87



②対象者別利用件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	構成比
認知症高齢者	39	35	40	32	28	24	19	22	21	24.1%
知的障がい者	16	18	22	26	26	25	23	25	23	26.4%
精神障がい者	40	39	37	37	37	38	38	41	39	44.8%
その他	1	2	3	4	5	4	5	4	4	4.6%
計	96	94	102	99	96	91	85	92	87	100.0%



資料: 大田市社会福祉協議会

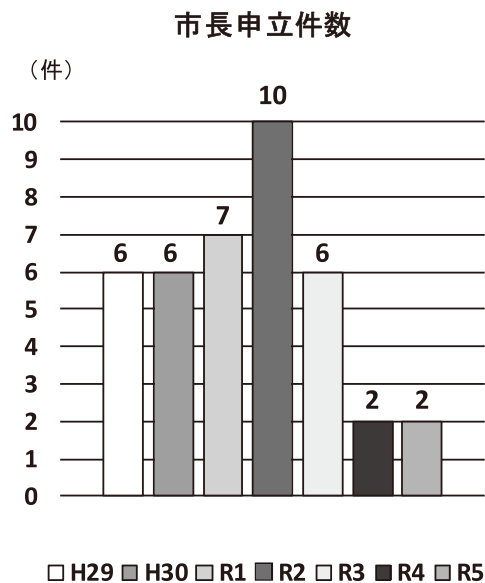
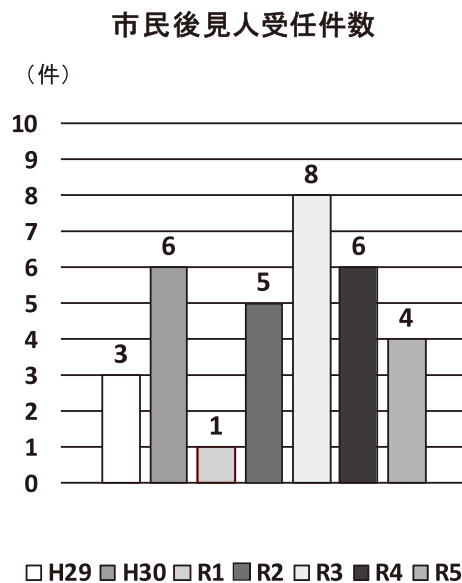
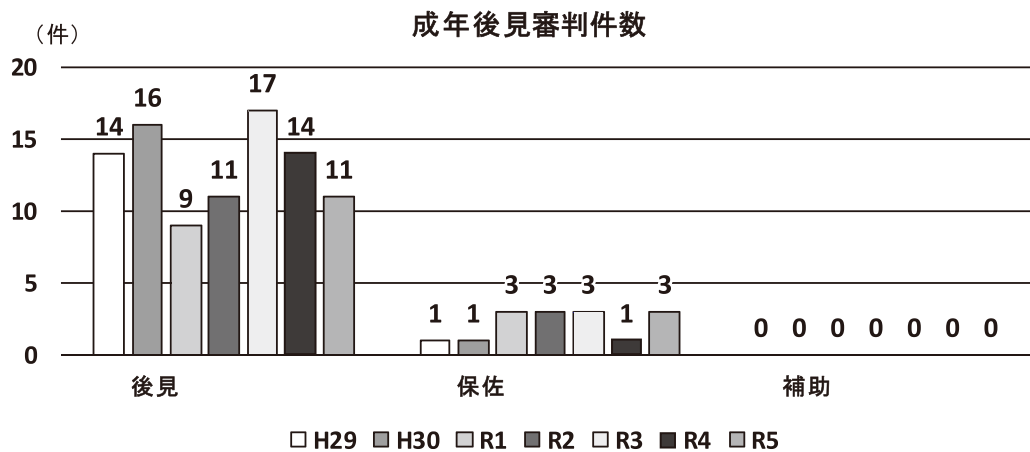
9. 成年後見の審判件数

○審判区分別では、「後見」が多く、近年「補助」はありません。

単位：件数

区分	事件名(開始の審判)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大田市	後見	14	16	9	11	17	14	11
	保佐	1	1	3	3	3	1	3
	補助	0	0	0	0	0	0	0
	(計)	15	17	12	14	20	15	14
	(内)市民後見人	3	6	1	5	8	6	4
	(内)市長申立	6	6	7	10	6	2	2
島根県	総数	231	221	205	250	204	225	209
	市長申立	65	74	71	92	77	81	76

資料：松江家庭裁判所、大田市成年後見支援センター



10. 市民後見人のバンク登録者及び受任状況

○2年ごとの養成講座の開催によりバンク登録者は増えています。また、毎年一定の新規受任もあり累計受任件数も増加しています。

(1) バンク登録者数

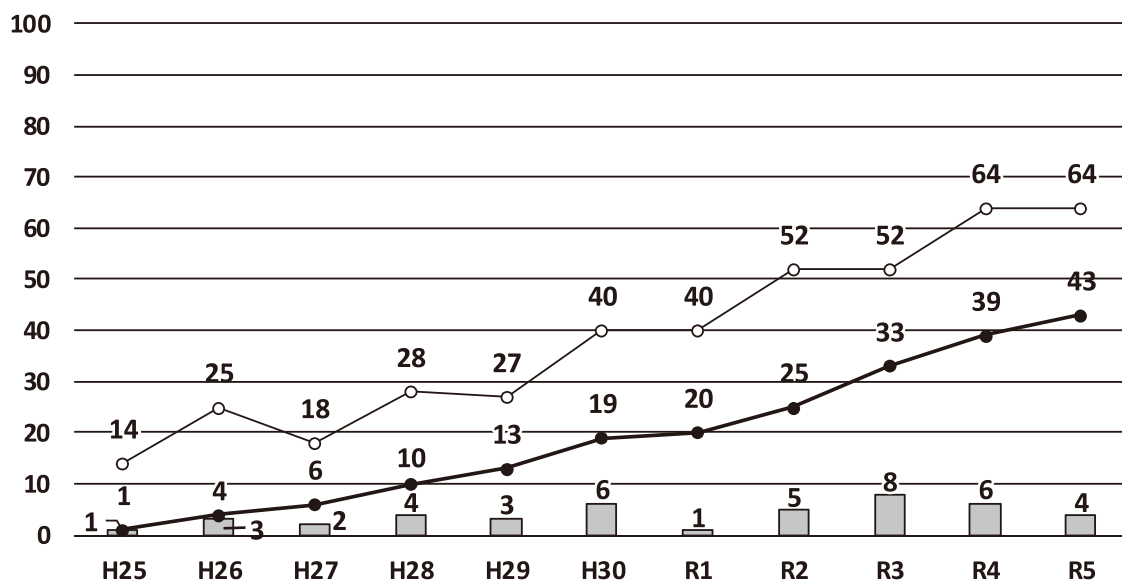
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
バンク登録者数	14	25	18	28	27	40	40	52	52	64	64

(2) 受任状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規受任件数	1	3	2	4	3	6	1	5	8	6	4
(累計)	1	4	6	10	13	19	20	25	33	39	43

資料：大田市成年後見支援センター

(人・件)



■ 新規受任件数 ● 受任件数累計 ○ バンク登録者数

1 1. 犯罪統計（少年を除く）

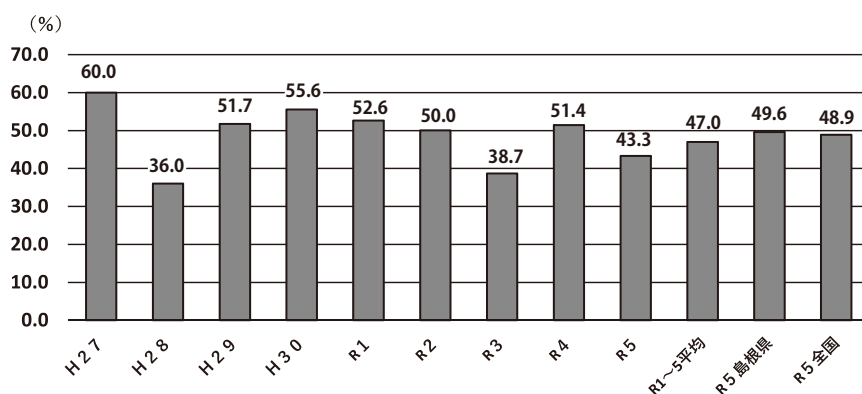
○年度によって多少バラツキはあるものの、再犯率は約 5 割と高止まり状態が続いています。

65 歳以上（高齢者）の割合が高く、罪種別では窃盗の割合が高くなっています。

（1）再犯率

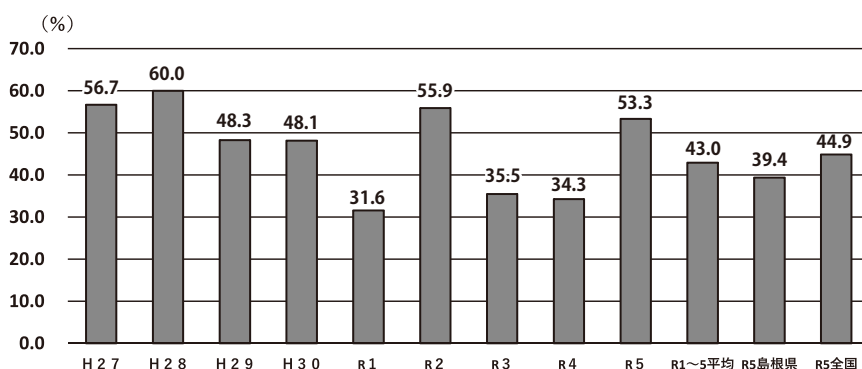
資料：法務省矯正局提供データを基に大田市作成

年度	総数	初犯	再犯	再犯率(%)
H 2 7	30	12	18	60.0
H 2 8	25	16	9	36.0
H 2 9	29	14	15	51.7
H 3 0	27	12	15	55.6
R 1	19	9	10	52.6
R 2	34	17	17	50.0
R 3	31	19	12	38.7
R 4	35	17	18	51.4
R 5	30	17	13	43.3
R1～5平均	29.8	15.8	14.0	47.0
R 5 島根県	675	340	335	49.6
R 5 全国	163,870	83,683	80,187	48.9



（2）犯行時の職業の有無

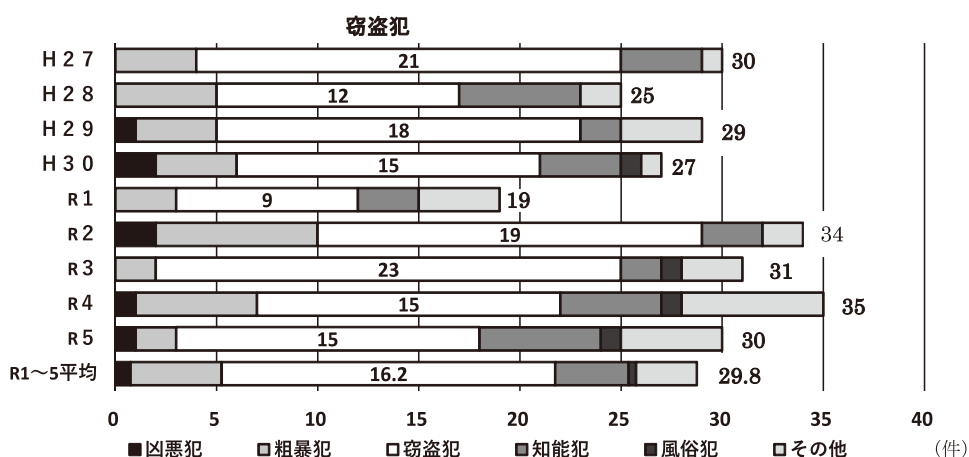
年度	総数	有職者	無職者	無職者比率(%)
H 2 7	30	13	17	56.7
H 2 8	25	10	15	60.0
H 2 9	29	15	14	48.3
H 3 0	27	14	13	48.1
R 1	19	13	6	31.6
R 2	34	15	19	55.9
R 3	31	20	11	35.5
R 4	35	23	12	34.3
R 5	30	14	16	53.3
R1～5平均	28.9	15.2	13.7	47.3
R 5 島根県	675	409	266	39.4
R 5 全国	163,870	90,283	73,587	44.9



(3) 罪種別件数

(件)

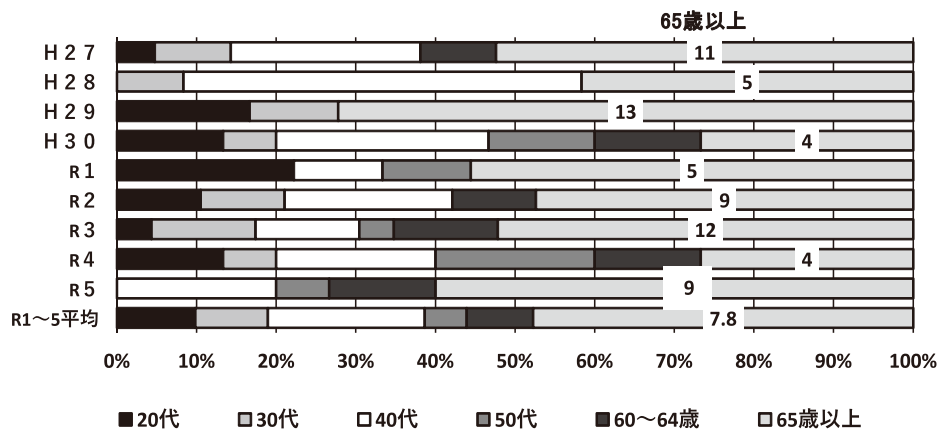
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
H 2 7	30	0	4	21	4	0	1
H 2 8	25	0	5	12	6	0	2
H 2 9	29	1	4	18	2	0	4
H 3 0	27	2	4	15	4	1	1
R 1	19	0	3	9	3	0	4
R 2	34	2	8	19	3	0	2
R 3	31	0	2	23	2	1	3
R 4	35	1	6	15	5	1	7
R 5	30	1	2	15	6	1	5
R1～5平均	29.8	0.8	4.2	16.2	3.8	0.6	4.2



(4) 窃盗犯年齢別割合

(件)

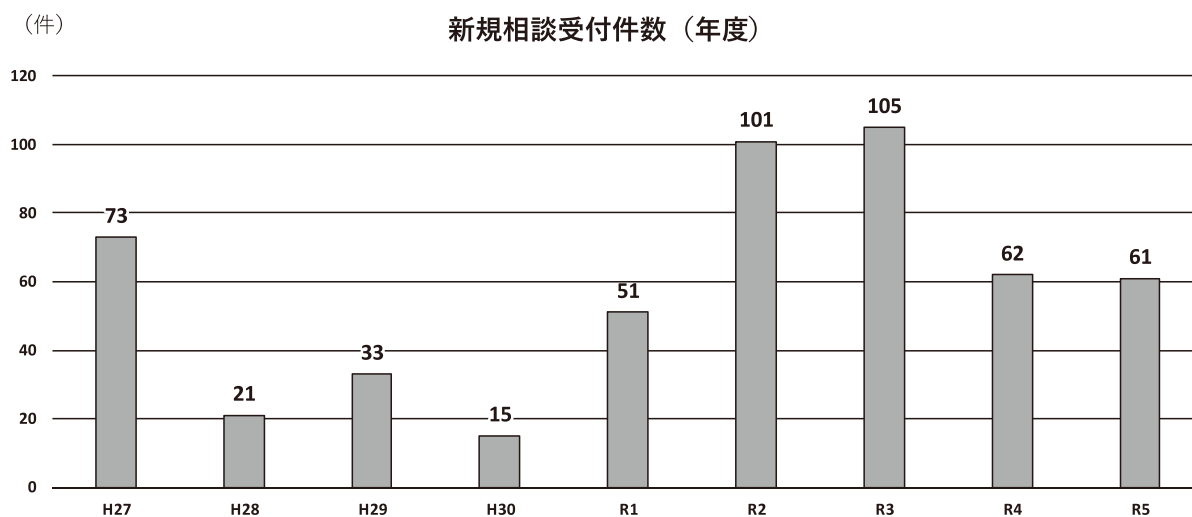
	総数	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
H 2 7	21	1	2	5	0	2	11
H 2 8	12	0	1	6	0	0	5
H 2 9	18	3	2	0	0	0	13
H 3 0	15	2	1	4	2	2	4
R 1	9	2	0	1	1	0	5
R 2	19	2	2	4	0	2	9
R 3	23	1	3	3	1	3	12
R 4	15	2	1	3	3	2	4
R 5	15	0	0	3	1	2	9
R1～5平均	16.2	1.4	1.2	2.8	1.2	1.8	7.8



12. 生活困窮者自立相談支援事業

○コロナ禍で新規相談件数が急増しましたが、コロナ禍終了後も新規相談件数は高止まり状態が続いており、緊急支援、特に食糧支援件数は増加傾向が続いています。

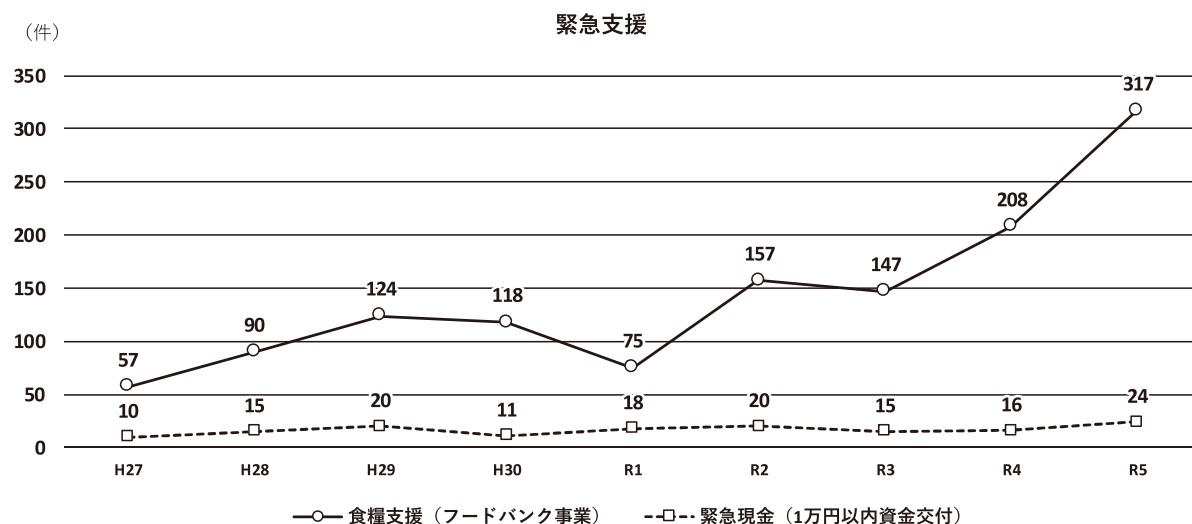
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談受付件数	73	21	33	15	51	101	105	62	61



12-2. 緊急支援

各年度末

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
食糧支援（フードバンク事業）	57	90	124	118	75	157	147	208	317
緊急現金（1万円以内資金交付）	10	15	20	11	18	20	15	16	24



資料：大田市社会福祉協議会

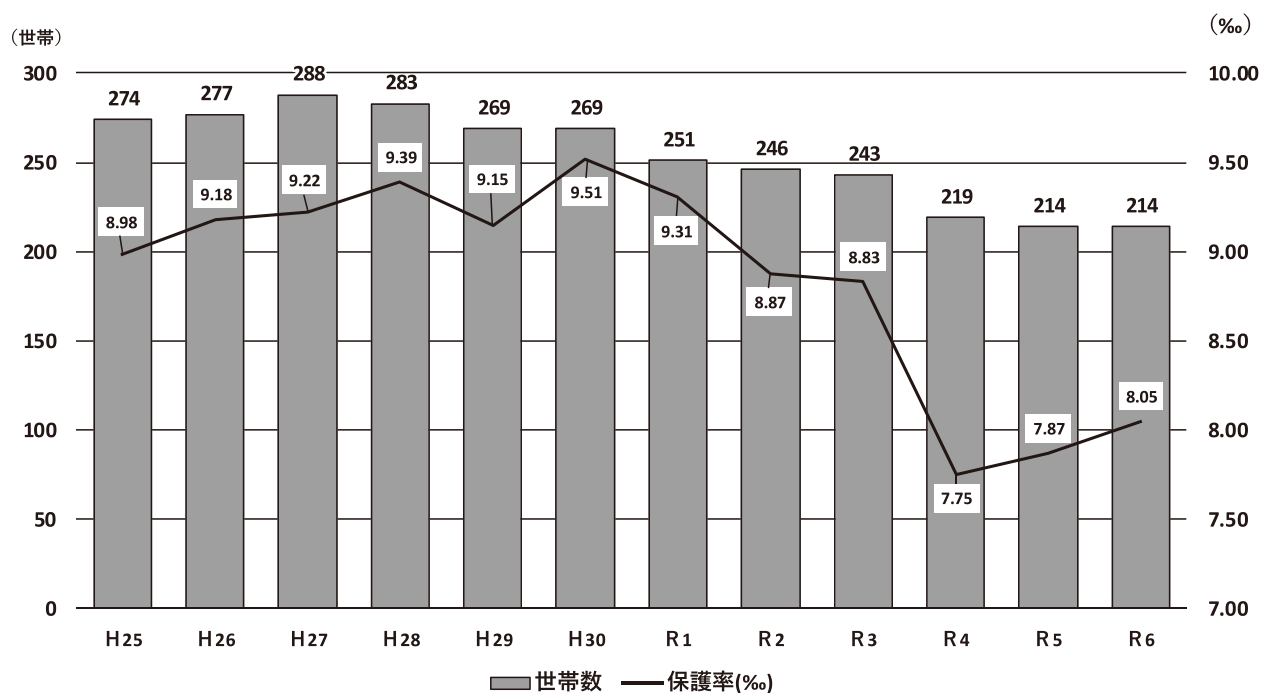
1 3. 生活保護受給世帯数及び保護率

○コロナ禍における生活困窮世帯への支援制度の影響もあり保護率は一時低下しましたが、制度終了に伴い再び上昇傾向にあります。

4月1日現在

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数	274	277	288	283	269	269	251	246	243	219	214	214
人 員	342	345	341	342	328	336	323	303	297	256	256	257
保護率(%)	8.98	9.18	9.22	9.39	9.15	9.51	9.31	8.87	8.83	7.75	7.87	8.05

資料：大田市福祉指標

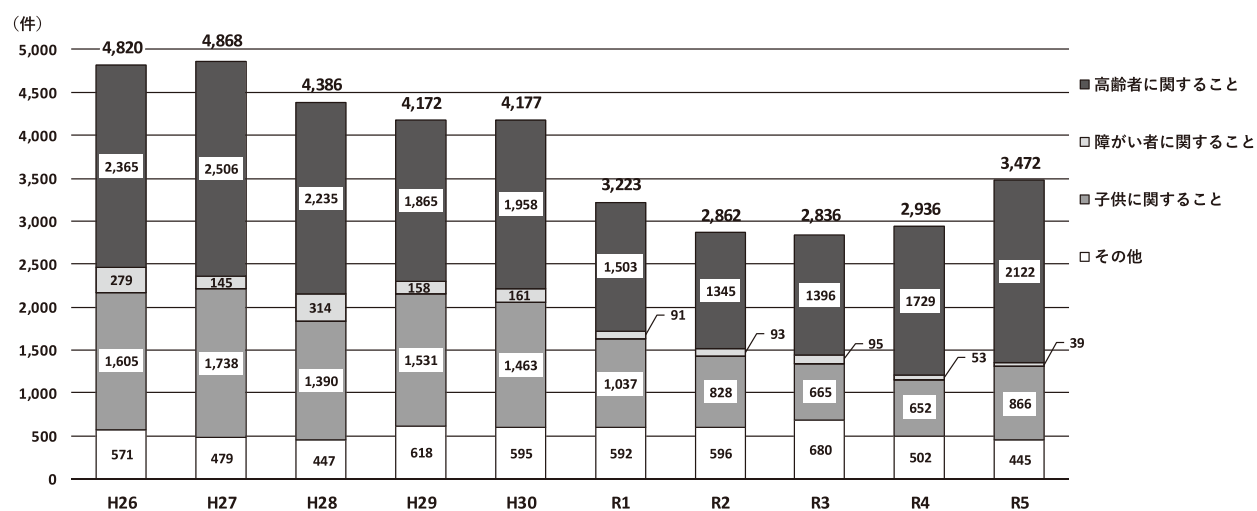


14. 民生委員・児童委員・主任児童委員 相談・支援件数（延べ）

○コロナ禍は感染予防のため対象者との面会が制限されたこともあり件数は減少しましたが、コロナ禍終了後は増加傾向にあります。

年度	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子供に関すること	その他	計
H26	2,365	279	1,605	571	4,820
H27	2,506	145	1,738	479	4,868
H28	2,235	314	1,390	447	4,386
H29	1,865	158	1,531	618	4,172
H30	1,958	161	1,463	595	4,177
R元	1,503	91	1,037	592	3,223
R 2	1,345	93	828	596	2,862
R 3	1,396	95	665	680	2,836
R 4	1,729	53	652	502	2,936
R 5	2,122	39	866	445	3,472

資料：民生委員・児童委員活動状況



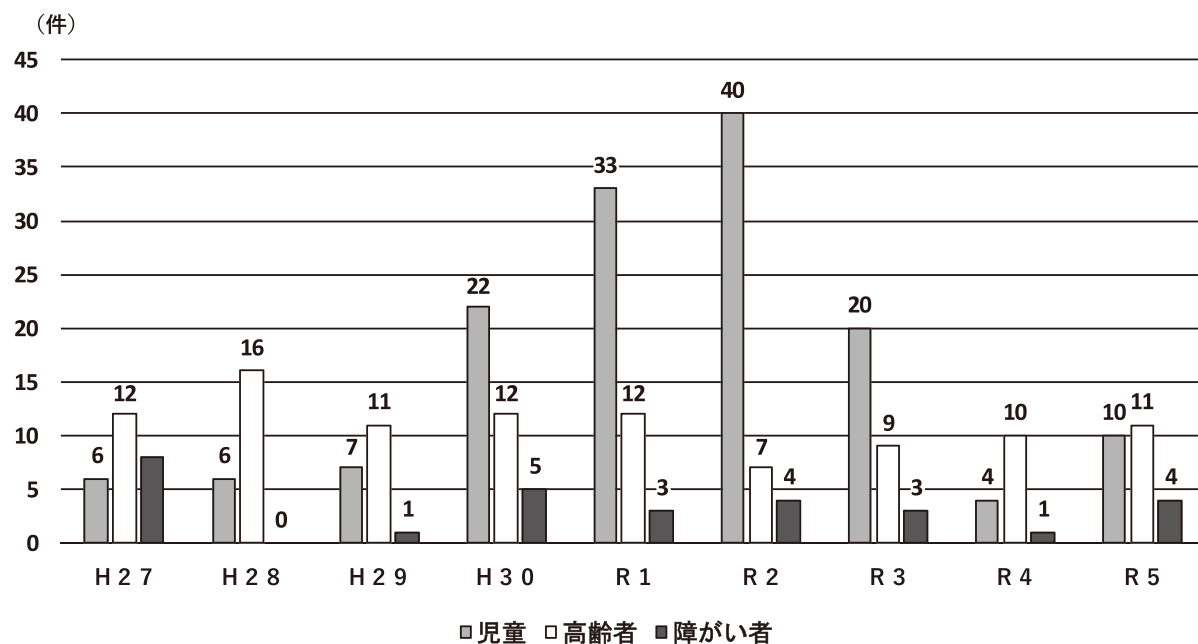
15. 虐待相談等件数（児童・高齢者・障がい者）

○高齢者と障がい者は、年度によって増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向です。児童は、年々増加傾向にありましたが、R2年度をピークに減少しています。

15. 虐待相談等件数（児童・高齢者・障がい者）

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童	6	6	7	22	33	40	20	4	10
高齢者	12	16	11	12	12	7	9	10	11
障がい者	8	0	1	5	3	4	3	1	4

資料：大田市健康福祉部



(4) ①第3次計画の評価

基本方針1 人づくり・地域づくりの推進	
1. 交流と参加による福祉教育・学習の推進	
地域課題への関心や理解の促進を図るため、グループワークや意見交換会などの対話型の研修に積極的に取り組みました。 学校等での福祉学習においては、当事者等の外部講師を交えた対話型・交流型の学習プログラムが定着しつつあります。 課題としては、福祉学習実践校や地域での研修参加対象者が限定されており、今後は対象者の範囲をさらに拡大していく必要があります。	
2. 支え合い意識の啓発とボランティアの育成・参加促進	
各種ボランティア養成講座の開催や「ボランティアカフェ」の定期開催を通じて、ボランティア活動者間のつながりづくりや交流の促進を図りました。復興支援ボランティア活動を継続的にを行いながら、支え合い意識の啓発も積極的に行いました。 新たな活動への参加促進に向けては、活動の機会の啓発や活動場面とのマッチング機能の強化を進めて行く必要があります。	
3. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実	
地区担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域で取り組まれている福祉活動へのサポートを積極的に行い、既存の取組みの充実を図るとともに地域課題解決に向けた新たな取組みの推進に努めました。CSWが地域住民や団体と顔の見える関係づくりに努め、様々な機会を活用して相談や地域の情報をキャッチしやすい体制づくりを進めました。	
4. 地域の居場所づくり	
地域住民が主体となるサロン活動をはじめ、介護予防活動や高齢者の通いの場、地域食堂など地域の多様な世代の住民が気軽に参加できる「場」の充実が図られてきています。また、活動に取り組む団体や活動者間の交流の促進や研修等学びの機会の創出を通じて「居場所」の必要性や効果についての認識は高まってきています。 大田市社会福祉協議会においては「こねくとプロジェクト」と称して、分野・属性に寄らない居場所やつながりづくりに向けた取組みを住民やボランティアの協力のもと推進しました。	
5. 地域づくりを進める人材の育成	
各地区において地区社協を中心とした研修会を開催し、地域生活課題に対する関心を高めるとともに、様々な立場から自分たちにできることについて考えるきっかけづくりを行いました。また、地域づくりに関する活動への関心を高めるため、SNSを活用した地域活動情報の啓発・広報活動に取り組みました。 今後、働き世代や福祉以外の分野との接点や関わりを持ち福祉に関心を持ってもらえるよう研修会や話し合いの場を増やしていく必要があります。	
6. 民間企業・団体や社会福祉法人との協働と地域貢献の促進	
社会福祉法人連絡会が組織され、各法人が取り組む地域貢献活動の情報を集約しリスト化しました。今後、各分野・各法人の特色を活かしながら、災害時の地域貢献活動等について、取組みを進めていきます。 地域の見守りネットワークについては新聞配達業者等との連携により「気になる世帯」に関する情報や相談が入る体制ができています。今後、行政・社協・企業・地域の関係団体等においてそれぞれで構築されてきた既存のネットワークと連携しながら全市的な取組みとして整備していく必要があります。	
7. 寄付文化の醸成	
共同募金の広報活動や街頭募金活動を進めていますが、共同募金の使途が住民に十分に理解されていない状況があります。 今後、様々な媒体を活用しながら、市民が寄付の趣旨と使途を理解できるような広報活動に努めるとともに、地域福祉活動に対する理解促進を進めていくことが必要です。	

8. 要配慮者支援へ向けた地域での体制づくり
社協独自の取組みとして地域での交流の場や居場所づくりの支援を積極的に行いました。CSWによる地域の実状に合った居場所や参加機会の創出により「つながり」を育む新たな社会資源は増えてきていますが、そうした場に参加することが困難な方も多く、移動手段への支援体制の構築が必要です。 災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の整備については、福祉事業者や自主防災組織等の地域関係者による連携・協力を得ながら取り組んでいく必要があります。
9. 人権施策の推進
「人権を考える市民の集い」を継続的に開催し、様々な人権課題を取り上げることにより、市民とともに考える場や機会の創出など人権啓発の推進を図りました。 相談事業では、各機関との連携を図り相談体制の一層の強化を図っていく必要があります。
10. 多文化共生社会の実現
多文化交流会の開催を通じた関わりや交流機会の創出、ボランティアサークルと連携した生活相談対応や在住外国人との情報交換の場づくりなど、市内の在住外国人との関わりを通じて多文化共生のまちづくりの推進を図りました。 各種制度や地域生活に必要な情報の提供体制の整備や地域内でのつながりづくり・交流の機会など、在住外国人の増加に伴い、関係機関・団体と地域住民の協働による一層の取り組みが必要です。

基本方針 2 包括的な支援体制の構築
11. 分野を超えた相談支援体制の構築
「ふくしよろず相談窓口」においては、様々な媒体や機会を活用した広報により認知度が高まったことから、本人からの相談をはじめ、民生児童委員や自治会、地域活動団体など本人以外の様々な経路からの相談が増加しています。 自らSOSを発信することが困難な方や困っている状況を認識できない方が、誰にも相談できずに孤立しないためにも、“気かけ合う”意識の醸成や包括的な相談支援体制を一層強化していく必要があります。
12. 重層的な支援体制の整備
様々な相談や困りごとに対して包括的な支援を行っていくため、相談支援に従事する実務者間の協働基盤を強化するため、実務者会議（全体会議）を定期的で開催し、相談支援実務者間のネットワーク強化に努めました。また、複合化・複雑化した課題を抱えた世帯や必要な支援が届いていない世帯に対して、多機関が協働した支援を行うための実務者会議（個別会議）を開催し、支援関係者間による情報共有や役割分担などを丁寧に行いながら支援体制づくりを進めました。 多様な地域生活課題の解決に資するため、これまでの支援実績も踏まえながら、会議機能の一層の強化を図っていく必要があります。
13. 制度の狭間にある生活課題の対応
既存の制度やサービスでは対応が困難な相談者の状況やニーズに応じた柔軟な支援やプログラムづくりに積極的に取り組みました。 今後は、より多様化する生活課題への対応や継続的な支援に向け、支援者の対応能力向上を図るための支援体制の整備・確保が課題です。
基本方針 3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり
14. 権利擁護の取組みの充実
各分野での研修等の機会を通じて、様々な主体への意識醸成及び虐待の防止、早期発見・早期対応に関する地域全体の連携体制づくりに努めました。今後は、各職員のスキルアップやチームアプローチ機能の強化など虐待対応時の支援体制を整備・強化する必要があります。 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な利用者に対しては、成年後見支援センターと連携して円滑な移行に向けた支援を行っています。 大田市では人口に対する日常生活自立支援事業の利用者が多く、専門員及び生活支援員いずれも不足している状況があり人材確保が課題です。
15. 成年後見制度の利用促進（大田市成年後見制度利用促進計画）
大田市では、市と「大田市成年後見支援センター」が協働して中核機関の設置・運営を行っており、住民や関係者への制度の周知や相談対応、市民後見人の養成及び活動の支援などを積極的に行い、成年後見制度の利用促進を図りました。市民後見人のバンク登録者数及び受任者数は順調に伸びています。 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への移行にあたり、親族の理解が得られず円滑な後見活動が困難な事例もあり、制度への理解促進を図るとともに、対象者の状況に応じた円滑な移行支援が必要です。
16. 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信
従来の広報誌や冊子の発行、ホームページに加えて、ぎんざんテレビやSNS（FacebookやLINEなど）など様々な情報発信ツールを活用して情報の発信に努めました。 各機関や各部署それぞれにおける情報発信は充実してきましたが、包括的な支援体制の推進に向けたより効果的な情報発信のあり方等について検討し、一層の充実を図る必要があります。

基本方針４ 生活課題の解決に向けた取組みの推進

17. 子育て・子育て支援の充実

こども家庭センター「おおだっこ」において、専門職が全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対する総合相談及び支援に対応しました。

子育て世帯のつながりづくりへのニーズは高いため、大田市子育て支援団体連絡協議会において、交流会の開催や公式LINEアカウントを活用した子育て支援情報の発信に努めました。

育児教室やファミリーサポートセンター、地域の子育てサロン等の事業を実施し、子育て世帯を支援する地域ぐるみの取組みが必要です。

18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現

地域活動支援センター事業や社会参加促進事業、移動支援事業に取り組むとともに、福祉、労働、教育等の関係機関と連携し就労支援の充実に努めました。また学校、企業、地域での福祉教育や「あいサポート運動」等を通じて障がい（者）への理解促進を図りました。

高齢の親と障がいのある子の二世帯など課題が複雑化・複合化し、介護等と障がい福祉の両面からのサポートが必要な世帯が増加しており、地域相談支援体制の核となる「基幹型相談支援センター」設置に向けた検討が必要です。

19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策

「健康づくり予定表」の全戸配布や市ホームページ等を通じて健康教育やがん検診等の周知・啓発を図るとともに、「食育推進サポーター」の協力を得て食育推進活動を行いました。

運動習慣の不足や食生活等に課題のある壮年期以降の健康づくり、フレイル予防、減塩・野菜摂取に向けた啓発を強化していく必要があります。

20. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実

生活困窮世帯に対し自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等により経済的な自立に向けた支援を行うとともに、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対しては重層的支援体制整備事業と連携して支援を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大により相談対応件数が大幅に増加しましたが、コロナ禍が落ち着いた後も経済的な自立が困難な世帯が未だに多い状態が続いており、フードバンク事業等継続的な支援が必要です。

21. 再犯防止施策の推進（地方再犯防止推進計画）

市役所職員の保護司就任や「更生保護サポートセンター」建物の無償貸与など保護司活動への一定の支援体制が構築できつつあります。また犯罪をした人等の相談窓口として「生活サポートセンターおおだ」を位置付けたことにより、生活困窮者自立支援事業による支援につながる事例が増加しました。

保護司や更生保護女性会の活動について市ホームページや広報誌等により一層の周知促進を図るとともに、犯罪をした人等を雇用した協力雇用主に対して競争入札等における優遇制度の導入を検討する必要があります。

22. 社会的取組みによる自死対策の推進

関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ゲートキーパーの養成や相談窓口チラシの全戸配布等を行い、相談につながった方に対しては関係機関と連携して支援ができました。

自死対策は社会全体で取り組むべき課題であり、職場や学校、地域の見守りや声かけなどの様々な関わりを通じて、孤立を防止し、相談し合える組織、地域づくりを目指す必要があります。

基本方針5 安心して暮らし続けることができるまちづくり

23. 住宅・生活環境の整備

地域でゴミ出し支援が必要な高齢者世帯等の把握に努め関係機関と連携しながら必要な支援を行いました。

市営住宅や民間住宅等が決まるまでの一時的な住まいとしての「シェルター」が市内にはないため検討する必要があります。

24. 移動手段の確保

交通移動手段の確保に向けて検討を行う地域の活動に対して助成及びそのサポートを行っており、本制度を活用して既に実践している地域や検討している地域があります。

公共交通との共存・連携には専門的な知識や地域における検討が求められることから、手続き的にハードルが高く躊躇する地区も多い状況があります。

25. 防災・防犯体制の充実

大田市内の「自主防災会（自主防災組織）」の組織率が53.1%と半数を上回りました。

自主防災会等の活動を通じて一層の防災・減災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者名簿データに基づき「個別避難計画」の作成を推進する必要があります。

② 策定委員等へのヒアリングの状況

高齢者	(大田介護サービス事業者協議会、大田市シニアクラブ連合会) ＜現在の取組み状況＞ ・介護サービス事業者では、施設を開放し、趣味活動を通じた利用者と地域住民との交流の場を提供。 ・介護サービス事業者の職員が地域からの要望に応じて、介護予防教育や相談を開催。 ・シニアクラブでは、子どもと高齢者の世代間交流としてグランドゴルフを実施。 ＜課題＞ ・高齢者は運転免許の返納などにより移動手段がなくなること、地域の行事に参加できないなど様々な場への参加の機会が減っている。 ・地域の見守り体制について、企業・事業者も含む多様な主体の協力による見守り体制の充実が図られるとよい。 ・介護保険サービスなどのフォーマルな資源が入ることで、インフォーマルな支援、関わりが途切れてしまうことがある。 ・認知症に対する認知や理解については広がってきていると感じるが、実際に認知症の人と関わる場面での対応が難しく、認知症について実践的な部分での理解促進が必要。 ・アクティブシニアの役割支援や得意なこと・できることを活かした役割創出などを促進するため、地域の中での活動機会のコーディネート機能があると良い（役割支援（選択肢）の多様化）。 ・シニアクラブでは後継者の育成が課題となっており、市社協と連携し広報活動の工夫やボランティア団体との連携について検討したい。
子ども・子育て	(大田市保育研究会、ゆきみーる) ＜現在の取組み状況＞ ・大田子育て支援センターでは、多くの親子の利用があり発達に応じた子育て相談に対応。 ・保育研究会等では、各園の情報共有を図ったり「子育て応援フェスティバル」を開催。 ＜課題＞ ・何らかの問題を抱えている子どもや親が「支援を受けることが申し訳ない」という意識を持っていて支援を受けられず社会資源につながらないことがあり、社会資源を活用すること、支援を受けることは当然の権利であり恥ずかしいことではないという意識改革が必要。 ・子育て世帯への情報提供については、必要な情報がライフステージやタイミングに応じて提供される必要がある。 ・子どもの SOS を受け止めてもらえた経験が大切である。SOS を受け止める大人の教育が必要。 ・学校での福祉学習について、児童・生徒が学ぶだけでなく、教職員も意識を変えていくために学ぶことが大切。 ・声をあげなくても周囲の人が気づくことができる体制づくりについて、時間はかかるが教育と福祉の連携を進めていくことが必要。 ・保育園入園時に保健師が関わっている場合や、多機関での支援が必要と思われる世帯については、連携して子育て支援をしていくために情報共有が必要。
障がい	(亀の子サポートセンター・相談支援事業所と障がい者サービス管理責任者との連絡会) ＜現在の取組み状況＞ ・利用者に応じた障害福祉サービスの提供。 ・行政と企業、特別支援学校、福祉関係機関の連携により障がい者雇用についての取組みは進んでいる。 ＜課題＞ ・地域住民と障がいのある人との交流する機会が少ない。 ・障がいのある子が子ども時代から地域住民と交流する場づくりが必要。 ・手帳を所持していない、不登校などについてつなぎ先がなく関わりの困難さがあり、支援体制に対する課題が大きい。 ・障がいのある人が地域に出かける機会を意図的に作ることも大切。 ・親なき後に備えて、成年後見制度の利用や障がい福祉サービスの利用について本人、家族への理解促進を図るため、関係者との連携が必要。 ・「避難行動要支援者支援制度」の啓発や「個別避難計画」の作成支援が必要。 ・在宅時における災害時・非常時の安全確保、地域住民による助けあいが課題。

地域	(大田市民生児童委員協議会、大田市自治会連合会) ＜現在の取り組み状況＞ ・地域での見守り活動や安否確認などは、基本的には自治会単位が主となって担っている。 ・社協の CSW が地域に出かけるアウトリーチ的な関わりが良かった。地域に出かけてもらうことで相談しやすい関係性ができ問題の早期発見につながることもあるので心強い。 ＜課題＞ ・買い物弱者、交通弱者に対する対策は重要。 ・通いの場やデイサービスに出かけない閉じこもり傾向の方への対応が必要。 ・まちづくりセンターを拠点として地域活動を展開していく中で、人材育成が大事。 ・「自主防災組織」の立上率は上がっているが、実際に組織として機能させることは難しい。 ・見守りや安否確認など身近な生活の部分は自治会が広くカバーしているが、「自主防災組織」の活動が「非常時の対応」として切り離され、日頃からの助け合いの意識は低い。 ・新聞配達業者が見守りを行い異変に気づくことが多いが、新聞を止めてしまう人も多くなり、地域で広く見守りができる仕組みが必要。 ・地域の中の困りごとが発生、察知した場合のつなぎ先について、相談事を整理する機能として総合相談の役割が重要であり、その窓口の周知が必要。 ・「避難行動要支援者名簿」について早急に取り組んでほしい。 ・“まちづくり”という視点でも「安全・安心な暮らし」を目指しており、当然その要素には自治会活動や地区社協活動が入ってくるので、自治会と関連する活動についても計画に盛り込まれるとよい。 ・空き家のまま放置されると火災や倒壊などが発生する可能性のある家があり心配。
その他	(ふれあい会館、県央保健所、大田地区保護司会、成年後見支援センター、大田青年協議会) ＜現在の取り組み状況＞ ・啓発活動として「人権を考える市民のつどい」に力を入れて取り組んでいる。 ・退院がスムーズに行われるよう「大田圏域における入退院連携ガイド」を作成し活用。 ・毎年7月に「社会を明るくする運動」として内閣総理大臣と島根県知事の「メッセージ伝達式」を開催。 ・保護司会機関誌を作成し全戸配布、市内の小中学校に呼びかけ作文コンテストの作品を募集し優秀作品を冊子にまとめ関係者、関係機関に配布。 ・成年後見支援センターは中核機関を設置し、運営、関係機関、専門職との連携を図っている。 ・市民後見人養成講座を実施し人材を育成するとともに、市民後見人からの相談対応、助言等を行っている。 ・島根県成年後見制度利用促進協議会や家庭裁判所を含めた関係機関との連絡会議へ参加。 ＜課題＞ ・「人権を考える市民のつどい」に福祉関係者の参加が少ない。みんなで人権政策の推進ができるとよい。 ・今後の連携体制の在り方、ネットワーク・横のつながりづくりは重要。 ・「社会を明るくする運動」について、市のWebサイトや広報誌を活用した一層の周知が必要。 ・入札参加資格審査において、健康づくりや福祉活動、再犯防止対象者の雇用受入れなど幅広い活動が評価される仕組みがあるとよい。 ・退院時に地域での支援がスムーズに行えるよう、「大田圏域における入退院連携ガイド」が活用されるよう、関係機関の連携ツールとして普及を進めていけるとよい。 ・市民後見人が受任している方で、死後事務などに親族の協力が得られない場合には市のサポートが必要であり、その支援体制を整備する必要がある。 ・日常生活自立支援事業からの移行者の増加や法人後見が適切な事例の増加等もあり、成年後見支援センターの体制の見直しが必要。 ・移動支援については、交通担当部局や介護保険課等と社協等と一緒に取り組んでいくことが必要。 ・取組みの発信方法の工夫が必要。各事業所レベルだけでなく大田市全体として積極的・効果的に発信していくことが重要。

③ 地区社会福祉協議会ワークショップ報告書

1. テーマ

「だれもが暮らしやすい大田市をつくるために」

2. 実施日

第1回 令和6年9月24日（火） 大田市民センター4階軽運動室

参加者：12地区社協19名

第2回 令和6年9月25日（水） 大田市民会館中ホール

参加者：12地区社協19名



3. ワークショップの内容

第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の25項目の進めるべき方策のうち、8項目を話題テーマとして取り上げ、「だれもが暮らしやすい大田市をつくるために」これからどんなことが必要かという視点から、現状や課題意識、これからに向けた希望など、自由に意見交換を行いました。

4. ワークショップにおける意見（抜粋）

① 交流と参加による福祉教育・学習の推進

- 地域活動について情報交換などができる場があることが、活動の充実や活発化につながる。
- 地域で実施する事業や活動の場面が、地域内の交流促進と参加の場として機能している。
- 地域内の研修・勉強等の機会が少なく、もう少し福祉について住民で考えられる機会があるとよい。
- 福祉教育について、みんなで共通理解して取り組む必要があるのではないかな。

② 地域づくりを進める人材の育成

- 地域の福祉活動への参加を通じて、少しずつ地域内の困り事が分かったり地域生活の将来を考えるきっかけになっている。
- 若者の地域活動への参加を促していくためにも、若者の「やりたい」を形にするためのサポート（支援体制も含め）が必要。
- ボランティア研修を開催してほしい（ボランティア活動をきっかけに地域活動につながる）。
- 地域内の研修・勉強会の機会が少ないため、人材育成につながる機会をもっと作ってほしい。

③ 地域の居場所づくり

- 地域での居場所を作るのに、社協が立ち上げや運営に関する相談や支援をしてくれるので活動しやすい。
- 交流や居場所を作るにしても、移動の課題が影響することが多く、気軽に利用できる移動手段が必要。
- 分野や属性に関わらず、全世代が交流できたり関われる催しがあるとよい。
- ふらっと立ち寄れる場所がもっとあるとよい。
- 空き家などを居場所づくりに活用できるとよいのではないかな。



④ 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信

- 「助けて」と言いやすいまちづくり（環境づくり）が必要。
- 「まちづくりセンター」の協力により、地域住民への様々な広報や情報発信が充実できている。
- 高齢者にも伝わりやすい情報提供方法を考える必要がある。

⑤ 子育て・子育て支援の充実

- 自宅ではできない体験や経験ができる機会を地域で企画したい。
- 地域内でこどもや子育て世帯と住民が交流する機会が減っている。
- こどもを取り巻く環境において、こどもの思いを受け止める人や場所が必要ではないか。
- 交流機会の活性化・情報発信等について、活動へのサポートがほしい。
- こどもは減少しても地域に子育てサロンがあることはとても重要なことだと思う。

⑥ 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策

- 介護予防のとりえ方に対する認識にギャップがある（「介護予防」の対象になりたくない、まだ必要ない、等）。
- 男性が参加できる居場所・内容がもっと充実するとよい。
- 高齢者が行うボランティア活動などに対して助成や支援があるとよい。



⑦ 住宅・生活環境の整備

- 新たな住民(I ターンなど)との交流機会があるとよい。
- ゴミ出しを支援してくれる仕組みがあると嬉しい。
- 移動販売の機能がもっと充実すると生活しやすくなる。
- 地域ごとの生活支援の取組みが継続できる環境・支援を整備してほしい。
- U・I ターン者が定着するために地域と行政と一緒に考えて働く場を作っていく地域づくりができるとよい。

⑧ 移動手段の確保

- 地域で移動手段などの制度やサービスを構築しようとしても活用できる手段（住民活動支援の制度・仕組み）が限られていて検討にも至らない。
- 地域性を踏まえた支援や施策を考えてほしい（市内統一の支援制度や施策では置き去りになる地域が出てくるため、複数の支援メニューが必要）。
- 透析通院患者に対する移動支援・助成の充実を考えてほしい（将来的な不安を抱えている患者も多い）。

⑨ その他

- 人口規模や地域状況などから、小学校区で区分する施策は限界があるのでは。統廃合もあり課題の多様化についていけない。
- 人口の少ない地域では町単位での取組み、人口の多い地域では自治会単位での取組みが基盤となるなど、生活圏域の設定を検討することも必要。
- 補助や助成が活用しにくい（例えば：内容に縛りがある、担い手が高齢化する中で事務的な負担が大きい）。
- 地区社協、市社協、大田市それぞれの専門職や分野がうまく連携していけるようにしてほしい（お互いに仕事の内容や役割が分かればやりやすくなる）。

(5) 計画の推進体制

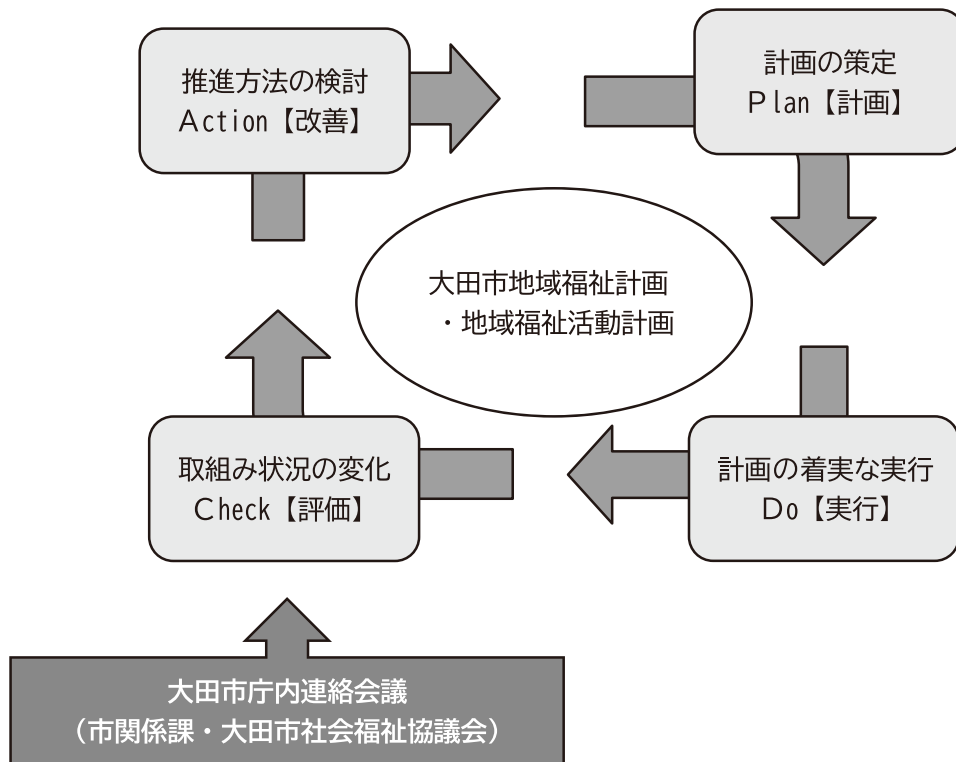
本計画に基づく施策を進捗管理するため、市庁内関係課と大田市社会福祉協議会で構成する「庁内検討会議」において、令和9年度に施策の実施状況等の検証・中間評価を行い、計画の推進を図ります。

なお、数値目標のうち「第2次大田市総合計画」の目標値を引用している項目については、総合計画の見直しに併せて再設定を検討します。

また、地域福祉活動計画においては、大田市社会福祉協議会理事会・評議員会において、年度ごとに進行管理を行います。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の継続的な推進イメージ

地域福祉を推進する主体
(住民・事業者、地域組織、市社協、行政)



2. 基本的な考え方

(1) 基本理念

『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』

サブタイトル：「共に生き、共につながる大田市をめざして」

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域を実現しようとするものです。

近年の少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加及び地域におけるつながりの希薄化等から、個人・世帯や地域が抱える課題も複雑化・多様化しています。

このような地域社会の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる地域を将来にわたり継続していくために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて互いに支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持てる地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

こうした地域を創っていくためには、行政や社会福祉協議会、地域の福祉関係者などといった一部の機関や人々のみならず、地域住民や様々な団体などの多様な主体や人々が幅広く連携・協力し、どんな地域でありたいのか、そのためになにができるのかといったことについて話し合い、できることから取り組んでいくことが必要です。

また本市においては、平成 30 年に発生した島根県西部地震への対応の経験を通じて、様々な生活の困りごとや不安を抱えながらも、相談窓口や必要な支援に繋がっていない人々も多いという実態も分かりました。そうした困りごとが潜在化している背景には、孤独・孤立といった状況や問題が大きく絡んでいます。そうした状況において、今一度地域における人と人とのつながりや気にかかけ合う関係性の大切さについて再認識するとともに、一人ひとりが日常の中でできる小さな一歩を踏み出すことがとても重要です。

このような現状を認識した上で、本計画では、基本理念を『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』とし、住み慣れた地域で共に生き、共につながる大田市を目指し、4つの基本方針に基づいて、行政、社会福祉協議会、学校、民間事業所等、地域組織・団体、住民が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら計画を推進します。

（２）基本方針

＜基本方針１＞ 「人づくり・地域づくりの推進」

地域福祉活動を推進していくためには、住民相互のつながりや支え合い意識の醸成など“人づくり”が重要です。様々な住民が互いを尊重し、地域で共に生きる力を育む福祉教育の取組みをライフステージに応じて推進するとともに、地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を図り、地域での居場所づくりや支え合いの仕組みづくりなどの“地域づくり”を進めていきます。

さらに、民間企業や社会福祉法人等との協働により、多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向けた取組みを進めていきます。

＜基本方針２＞ 「包括的な支援体制の構築」

「地域共生社会」の実現を目指し、分野や属性などで分けず、全ての人が自分らしく、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的支援体制の構築が必要です。

そのため、住民や関係機関を始めとする多様な主体の連携・協力による、様々な地域生活課題の解決に向けた体制づくりとして「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。

＜基本方針３＞ 「権利擁護の取組みと認知症施策の充実」

こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるとともに、認知機能の低下や障がいがあっても地域で安心して暮らすことができ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう権利擁護の取組みを推進します。

また、こども、高齢者、障がいのある人の虐待防止に取り組みます。

＜基本方針４＞ 「安心して暮らし続けることのできるまちづくり」

何らかの理由で犯罪をした人がきちんと更生できる支援体制の整備を進めるとともに、様々な社会的な要因から自死に追い込まれることのない地域社会を目指します。

また、住居確保要配慮者への支援や買物・通院などの移動手段の確保は、安心して暮らすための生活の基本であり、支援を必要とする方への住まいや移動手段の確保・充実を図ります。

さらに、平成30年4月に発生した島根県西部地震の経験も踏まえ、非常時に備えた平常時における連携・協働の体制づくりを進めます。

（３）第４次計画の目指すべき方向性

近年の少子高齢化、人口減少、核家族化による単身世帯の増加及びつながりの希薄化等から、各個人・家庭や地域が抱える課題も複雑化・多様化しており、大田市においても同様に様々な地域生活課題が生じています。

こうした地域の状況のなか、第３次計画においては、これまでの制度や分野ごとの縦割りを超えて多機関が連携・協働し、併せて地域の多様な資源や世代を超えた人と人のつながりづくりの推進を図ってきました。

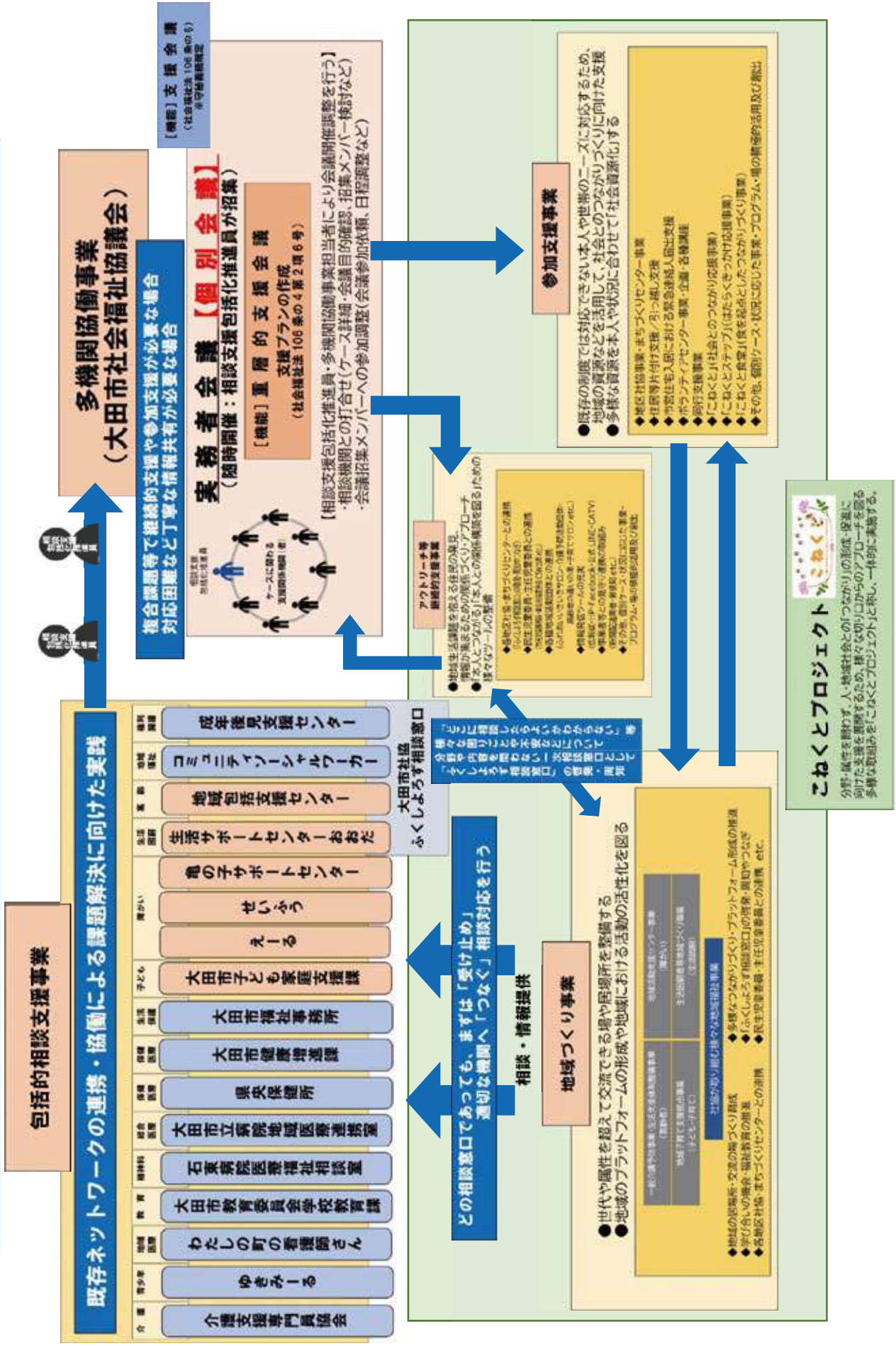
また、分野別に設けられている様々な相談窓口の現状について、多様な困りごとを抱える人の相談を包括的に受け止める体制づくりや地域で困りごとや不安を抱えておられる人・世帯や地域生活課題を早期に発見し必要な支援につなげていくためのネットワークづくりに取り組んできました（専門職同士のつながりづくり、地域住民同士のつながりづくり、地域住民・団体と専門職のつながりづくり）。

第４次計画においては、第３次計画での取組みを基盤として、引き続き、分野や属性などで分けられず、全ての人が自分らしく、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住みよい大田市を創ることを目指し、地域共生社会を実現していくための包括的支援体制の構築に向けた重層的な支援体制の整備を重点的取組みとして位置づけます。

<取組みの主な内容>

- 1) 分野を超えた包括的な支援体制の構築（包括的相談支援事業）
- 2) 地域資源を活かしながら、社会とのつながりづくりに向けた支援（参加支援事業）
- 3) 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を活用した必要な資源の開発やネットワークの構築（地域づくり事業）
- 4) 必要な支援を届け、継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 5) 多様な主体と連携・協働し、適切な支援を実施するための体制の整備（多機関協働事業）

大田市における重層的支援体制概要図 (2025年3月時点)



(4) 計画の体系

基本理念 『だれもが住みよい「暮らし」をつくる』

－ 共に生き、共につながる大田市をめざして －

基本方針 1 人づくり・地域づくりの推進

進めるべき方策

1. 交流とつながりによる福祉教育・人づくりの推進と支え合いの意識醸成
2. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実と地域におけるつながりや居場所づくりの推進
3. 民間企業や社会福祉法人等と協働した地域生活課題の解決に向けた取組みの推進
4. 一人ひとりが尊重される人権施策の推進

基本方針 2 包括的な支援体制の構築

進めるべき方策

5. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実
6. 重層的な支援体制の整備（大田市重層的支援体制整備事業実施計画）

基本方針 3 権利擁護の取組みの推進と認知症施策の充実

進めるべき方策

7. 成年後見制度の利用促進（大田市成年後見制度利用促進計画）
8. 認知症施策の推進
9. こどもの権利擁護の推進
10. 障がいのある人（チャレンジド）の権利擁護の推進
11. 虐待防止施策の推進

基本方針 4 安心して暮らし続けることのできるまちづくり

進めるべき方策

12. 再犯防止施策の推進（大田市再犯防止推進計画）
13. 社会的取組みによる自死対策の推進
14. 安心な地域生活の基盤となる環境の整備
15. 災害にも強い地域づくり

(5) 数値目標

【基本方針1】 人づくり・地域づくりの推進

項 目	説 明		現状値 (R5年度)	現行計画目標値(目標年度)		新計画目標値(目標年度)	備考	担当部署
(新設) 福祉教育活動参加者数	福祉教育に関する事業・活動等への参加者数	人	1,322	—		1,500	R11	(大田市社協)
(新設) ボランティア関連事業参加者数	ボランティアセンターが開催する行事やボランティア養成講座等への参加者数	人	426	—		500	R11	(大田市社協)
赤い羽根共同募金目標達成率	赤い羽根共同募金目標額の達成率	%	81.0	100	R6	100	R11	(大田市社協)
(新設) 介護予防活動支援事業参加者数	介護予防活動支援事業への参加者数	人	1,643	—		1,700	R11	(大田市社協)
生活支援体制整備事業実践地区数	地域の生活支援体制の整備地区数	地区	22	25	R6	26	R11	介護保険課
高齢者通いの場づくり	高齢者通いの場づくり事業の実践地区数	地区	22	27	(R8)	27	(R8)	市総合計画 介護保険課
介護職員の確保・育成に係る資格取得の助成件数(累計)	介護職員、介護支援専門員及び介護福祉士等の受験者・研修修了者への助成件数	件	116	195	(R8)	195	(R8)	市総合計画 介護保険課
保育所持機児童数	保育所に入所申込みするも入所できず待機している児童数	人	0	0	(R8)	0	(R8)	市総合計画 子ども保育課
放課後児童クラブ校区充足率	放課後児童クラブ実施小学校区／全小学校区	%	73.3	100	(R8)	100	(R8)	市総合計画 子ども保育課
放課後子ども教室の実施か所数	市内の放課後子ども教室の実施か所数	か所	5	20	(R8)	20	(R8)	市総合計画 社会教育課
65歳の平均自立期間	65歳の平均自立期間(あと何年自立した生活が期待できるかを示したもの)	年	(H30年～R4年の平均) 男性17.87 女性21.17	平均寿命の増加分を上回る増加	(R8)	平均寿命の増加分を上回る増加	(R8)	市総合計画 健康増進課
福祉就労から一般就労への移行者数(累計)	福祉就労から一般就労に移行した障がい(児)者の延べ人数	人	11	10	(R8)	10	(R8)	市総合計画 地域福祉課
「おおだふれあい会館」の利用者数	「おおだふれあい会館」の延べ利用者数	人	7,742	8,300	(R8)	8,300	(R8)	市総合計画 人権推進課

【基本方針2】 包括的な支援体制の構築

項 目	説 明		現状値 (R5年度)	現行計画目標値(目標年度)		新計画目標値(目標年度)	備考	担当部署
生活困窮相談窓口への相談件数	「生活サポートセンターおおだ」の新規相談件数	件	61	100	R6	80	R11	(大田市社協)
包括的相談窓口への相談件数	「ふくしよろず相談窓口」への新規相談延べ件数	件	156	250	(R8)	250	(R8)	市総合計画 (大田市社協)

※目標値ではなく、対象者(相談者)の状況を確認するための数値として設定

【基本方針3】 権利擁護の取組みの推進と認知症施策の充実

項 目	説 明		現状値 (R5年度)	現行計画目標値(目標年度)		新計画目標値(目標年度)	備考	担当部署
日常生活自立支援事業専門員人数	日常生活自立支援事業に従事する専門員の人数	人	3	4	R6	4	R11	(大田市社協)
日常生活自立支援事業支援員人数	日常生活自立支援事業支援員のうち実際に活動している支援員の人数	人	20	25	R6	25	R11	(大田市社協)
市民後見人のバンク登録者数(累計)	市民後見人養成講座を修了し、バンク登録した延べ人数	人	64	79	(R8)	79	(R8)	市総合計画 介護保険課
市民後見人受任者数	成年後見関係事件のうち市民後見人が受任した延べ件数	件	43	40	R6	70	R11	介護保険課

項 目	説 明		現状値 (R5年度)	現行計画目標値(目標年度)	新計画目標値(目標年度)	備考	担当部署
民生委員・児童委員、主任児童委員数	選任された民生委員・児童委員、主任児童委員の人数	人	157	163 (R元年度の定数) R6	163 R11		地域福祉課
再犯率	刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合	%	43.3 (R1～5平均) 47.0	47以下 R6	47以下 R11		地域福祉課
自殺死亡率	人口10万人当たりの自死者数		21.9	18.6以下 R6	13.9以下 R11		健康増進課
自主防災組織の組織率	自主防災組織加入世帯／全世帯	%	53.3	60 (R8)	60 (R8)	市総合計画	危機管理課
避難行動要支援者名簿掲載同意率	名簿掲載同意者数／対象者数	%	23.5	67 R6	67 R11		危機管理課

3. 進めるべき方策

基本方針1 人づくり・地域づくりの推進

<1. 交流とつながりによる福祉教育・人づくりの推進と支え合いの意識醸成>

1. 現状と課題

市内各地においては、地域住民・団体等が主体となって様々な地域福祉活動が進められており、地域の状況や社会情勢が変化する中で、これまで以上に人と人とのつながりや交流への関心が高まっています。

少子高齢化や人口減少が進む中、地域福祉活動を継続していくためには、多様な場や機会を活かした住民参加を促進することで、地域の様々な住民同士のつながりや交流の活性化を図っていく必要があります。

その過程においては、全世代を対象とした福祉教育（P82）を通じて、多様な主体と連携しながら、自分たちの暮らす地域やそこにある福祉的課題への関心を高め、互いに支え合いながらともに生きる力を育む取組みを展開していきます。



2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 地域住民が交流しつながりを深めることにより地域への参加と関心を高めるきっかけづくりを進めます。 ①あらゆる世代に思いやりの心を育むために、世代を超えて住民同士が交流する場づくりを進めます。 ②地域住民が地域活動へ関心を持ち、参加しやすい環境を整備するとともに、新たな活動への立上げ支援を行います。 ③悩みや不安を抱える人が地域の中でつながるための活動や場づくりなど（当事者グループ、ピアサポート活動など）の取組みを支援します。	(※) 行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
(2) 学校やそれぞれのライフステージに合わせて地域で共に生きる力を育む学びの場づくりを行います。 ①学校や地域関係団体等との連携により、ライフステージ（P82）に応じた福祉教育を段階的・継続的に進めます。 ②地域の「ひと・もの・こと」などの地域資源を活かした「ふるさと教育」を実施します。 ③中学校における職場体験学習などをおして、福祉に関する理解や関心を醸成します。 ④地域や職場などで行われる研修等において、あいサポーター（P82）研修を実施し、障がいのある方への必要な配慮などの理解促進を図ります。	行政 市社協 学校 民間
(3) つながりや支え合いの意識の醸成によりボランティア活動や地域活動への参加促進の取組みを進めます。 ①ボランティアカフェなどをおして、ボランティア活動者同士がつながることで情報を共有し、活動の活性化や参加に結び付けていけるよう交流を深める取組みを進めます。 ②ボランティア活動への理解の促進や支え合いの意識醸成による担い手の育成を行うとともに、活動支援やコーディネート機能の充実に取り組めます。	市社協 民間
(4) 地域における子育て支援の充実に取り組みます。 ①地域における子育て支援サービスの充実に努めます。 ②育児教室、ファミリーサポートセンター、地域の子育てサロンの利用促進に取り組めます。 ③行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を持ちながら、連携・協力することにより、社会全体でこども・子育てを支援する取組みを継続して実施するとともに、地域の実情に合わせた支援を行っていきます。	行政 市社協 地域組織・団体 住民

※「行政」：各部署・まちづくりセンター

「市社協」：大田市社協

「学校」：市内小中学校

「民間」：福祉サービス事業所及び施設・相談支援機関等、民間企業・事業者

「地域組織・団体」：地区社協・自治会・ボランティア団体・NPO（P82）等

＜2. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実と 地域におけるつながりや居場所づくりの推進＞

1. 現状と課題

市内 27 地区に設置されている「まちづくりセンター」は、地域住民や団体が連携し、それぞれの地域の特性や地域資源を活かしながら地域の活性化へ向けた活動を展開するうえでの拠点として、また地域住民の拠り所として位置づけられています。

また、地域においては地区社協による地域福祉活動をはじめ、自治会などの身近な関係性の中での見守り（気かけ合い）や住民が主体となって取り組むサロン活動（ふれあいいきいきサロン、子育てサロンなど）が展開され、近年では「地域食堂」の取組みの広がりが見られるなど、様々な居場所づくりやつながり・交流を深めるための取組みが進められています。

そうした取組みを安心して継続することができるよう、地域の拠点である「まちづくりセンター」との連携を深めるとともに、地域福祉活動の推進を図るうえで重要な自治会機能の充実・活性化に向けた取組みと支援体制が必要となっています。

さらに、地域の中でその人らしい暮らしを実現するためには、社会参加を通じて、他者とのつながりや役割があることが重要であり、時に支え・支えられる関係性の循環を育むための環境づくりをより一層進めていくことが求められています。

令和 6 年の市民アンケート調査では、地域の方々に支えられた経験があると回答した人は 72.5%で令和 2 年の約 1.5 倍に増加しています。

また、地域活動を活発にするために必要な取組みでは「地域における信頼関係の構築」、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が多くなっています。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
（１）地区社協や自治会などを始めとした様々な団体が実施する地域活動への取組みを支援します。 ① 地域づくりの推進に向けて地区社協や自治会をはじめ、地域内の組織・団体が一体となって話し合い、実践するための推進体制を整え、強化を図ります。 ② 地域の協議体等の組織・団体が安定的な運営ができるよう、体制の強化や安定した活動の継続に向けた支援を行います。	行政 市社協 地域組織・団体 住民

(2) 地域住民との協働による健康づくりと介護予防を推進します。 ①地域と連携しライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。 ②地域ごとの健康課題を分析し、高齢者への個別的支援や高齢者通いの場等において、「わたしの町の看護師さん事業」等の取組みと連携し、フレイル（P82）予防等の普及啓発や健康教育・健康相談を行います。 ③食育推進活動を支援します。	行政 市社協 民間 住民
(3) 社会参加や地域の様々な人が役割を持ち集える居場所づくりを進めます。 ①地域住民が主体的に取り組むサロン活動や介護予防活動団体の活動が継続的に安心して実施できるよう、スタッフの知識向上やプログラム支援、団体の運営支援などに積極的に取り組みます。 ②ふれあいいいききサロンや子育てサロン、子ども食堂・地域食堂といった様々な地域の居場所などの新たな活動の立ち上げや活動の実施・運営に関する相談対応や支援を行いながら、地域活動の活性化を図ります。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
(4) 住民主体の地域活動をサポートする役割として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、既存の活動の活性化や継続的な運営、新たな活動の立上げなどに向けた地域支援体制の充実を図ります。 ①市内 27 地区単位にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（P82）を配置し、地域活動への支援を行います。	行政 市社協 地域組織・団体 住民

<わたしの町の看護師さん事業>

無料

地域イベント、サロン活動等に **看護師** を派遣します





血圧測定・健康相談



ミニ講座



寸劇

事業概要

看護師などの免許を持っている方に大田市に登録していただき、地域の文化祭などのイベントやサロン活動など、公益性の高い団体の活動に派遣する事業です。

活動内容

地域の文化祭などのイベント、サロン活動、高齢者通いの場などにおいて、健康相談、血圧・脈拍測定、各種ミニ講座による健康に関する知識の提供、寸劇による啓発などを実施しています。

問い合わせ先 **大田市役所 健康福祉部医療政策課 わたしの町の看護師さん担当**

TEL : 0854-83-8058 MAIL : o-iryou@city.oda.lg.jp

＜3. 民間企業や社会福祉法人等と協働した地域生活課題の解決に向けた 取り組みの推進＞

1. 現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行など地域の状況が変化するなかで、住民を取り巻く地域生活課題は多様化・複雑化しています。

そのため、地域住民や地域組織による様々な取り組みをはじめ、既存の制度やサービスだけでは対応が困難な多様なニーズに対応するため、民間企業や社会福祉法人等が持つ様々な資源（ハード面・ソフト面）を活かした協力や支援への期待が高まっています。

本市においては、令和2年度に「大田市社会福祉法人連絡会」を設立し、各法人・事業所において取り組んでいる「地域貢献活動リスト」の作成を始め、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取り組み」（P82）について、本市の地域状況や各法人が持つ強みや資源も踏まえながら協議を進めています。

多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向けて様々な主体が協働し、それぞれの強みや特性を活かした取り組みをより一層進めていく必要があります。

また、地域生活課題の解決に向けて、地域の特性やニーズに即した取り組みを進めるうえで、「赤い羽根共同募金運動」などの寄付金による活動支援の輪を拡充し、活動に必要な財源を安定的に確保するための取り組みも求められています。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」を促進します。 ①「大田市社会福祉法人連絡会」において、各分野の特色を生かしながら、連携して地域生活課題の解決に向けた取組みを推進します。	市社協 民間
(2) 社会貢献を行う企業が、評価される仕組みの活用と充実を図ります。 ①入札参加資格審査において、地域での社会貢献活動を行う事業所を評価する「地域貢献活動評価項目」を導入し、企業と地域それぞれが恩恵を受ける仕組みづくりに向けて取り組みます。	行政 民間
(3) 民間企業や様々な分野の団体・組織による地域と協働した取組みを推進します。 ①民間企業・団体等と行政・社協における見守り協定などの包括化及び連携先の拡大に向けた働きかけなど、多様な主体の連携による、地域における見守り活動及び体制の強化・推進を図ります。 ②民間企業や様々な分野の団体・組織等に対し、地域生活課題の解決に向けた理解・協力を促すための働きかけを行います。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(4) 地域福祉活動を支える寄付文化を醸成します。 ①「自分の町を良くするしくみ」の赤い羽根共同募金運動に対する理解促進を図り、地域生活課題の解決に向けて取り組まれている様々な地域福祉活動への助成を行います。 ②地域生活課題の解決に向けた地域福祉活動を推進している団体等の活動を広報誌などで周知することで、団体等への寄付活動を促す取組みを行います。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民

＜4. 一人ひとりが尊重される人権施策の推進＞

1. 現状と課題

（１）人権施策の推進

人権とは、「人が人らしく生きていくために、だれもが生まれながらにもっている侵すことのできない基本的権利」です。

近年、人権教育・啓発に併せて人権尊重のための様々な取組みが進むなか、人権尊重の精神は高まってきています。

また、いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

そのため、「大田市人権施策推進基本方針」に掲げる人権課題について正しく学び正しく理解することで、様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人権を尊重する意識を育て「共生の社会」を築いていくことが大切です。

（２）多文化共生社会の実現

近年大田市内の企業において、外国人の従業員や技能実習生の受入れが進み、市内に居住する外国人の数は年々増加しています。

こうした状況のなか外国人は、様々な手続きや制度・サービス等の情報の収集など日常生活全般にわたり、文化・慣習・言葉の違いに向き合いながら生活を送っています。

平成30年4月に発生した島根県西部地震においては災害に関する情報が十分に発信されず、不安を抱えながら避難生活を送られた方も多かったと聞いています。

こうしたことから、災害時だけでなく普段から大田市内に居住する外国人の方が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関や団体が連携し多文化共生の実現に向けた取組みが求められています。

令和6年3月に策定した「第2期大田市多文化共生推進計画」に掲げています、居住外国人への日常生活において必要な情報の発信や相談窓口の案内など、生活の様々な場面において多言語化による環境の整備を進める必要があります。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 人権課題に対する正しい理解と認識を深め、その解決に向けた取組みを行います。 ① 地域住民一人ひとりの人権が尊重されるよう、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場において、市民への啓発を図ります。	行政 市社協 住民
(2) 「おおだふれあい会館（大田市隣保館）」を、人権問題の解決や福祉向上のための拠点施設と位置づけ、生活上の様々な相談に対応します。 ① 人権問題をはじめ、日常生活における様々な課題を抱える人が気軽に相談できる窓口としての周知を図るとともに、関係機関と連携して課題解決に取り組めます。	行政 民間 地域組織・団体 住民
(3) 多文化共生の意識を高めるため、広報啓発に努めます。 ① 広報紙やホームページ、講演会等で多文化共生のまちづくりについて啓発活動に取り組めます。	行政 市社協
(4) 市内の在住外国人に必要な情報が伝わり安心して生活できるよう、各種案内や情報の多言語化を進めます。 ① 相談窓口において、国際交流員による通訳または「やさしい日本語」での対応、翻訳機を活用した対応に取り組めます。 ② 各種制度やサービスに関する情報を多言語で発信します。	行政 市社協 民間

基本方針２ 包括的な支援体制の構築

<5. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実>

1. 現状と課題

「生活困窮者」は『現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者』と定義され、生活困窮者自立支援制度は、最後の砦と言われる生活保護制度の１つ前のセーフティネットです。

本市では、社会福祉協議会内に相談窓口「生活サポートセンターおおだ」を設置し、経済的な困窮だけでなく失業や病気などの様々な問題で生活に困っている方の相談に応じています。

支援が必要な人に対しては、一人ひとりの状況に応じて自立に向けた支援計画（自立プラン）を作成し、生活と就労に関する支援員による「自立相談支援」、「就労準備支援」、「家計改善支援」等の支援を行うとともに、再就職等のために住居の確保が必要な人に対しては「住居確保給付金」を支給しています。

なお、低所得世帯等に対しては生活福祉資金の貸付を行うとともに、緊急支援が必要な人に対しては民生融金の貸付や食糧支援（フードバンク事業）を行っています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により離職や廃業に追い込まれた世帯や収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金の特例貸付である緊急小口資金や総合支援資金の貸付を行ってきました。

令和５年からその償還が始まっていますが、昨今の物価高騰等の影響で生活の立て直しに至らず生活困窮状態が継続し、貸付の免除や猶予の手続き支援が必要な方も多い状況です。

さらに、平成３０年４月に大田市を震源として発生した島根県西部地震をきっかけに生活困窮状態が顕在化し長期化している世帯もあるほか、中高年者のひきこもり（いわゆる「８０５０世帯（P82）」等）、こどもの貧困、ヤングケアラー（P82）の問題など多様な課題や複数の課題を抱えた世帯が増加しており、日常生活を含めた世帯全体への包括的な支援が求められています。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)生活困窮者自立相談支援窓口（生活サポートセンターおおだ）の啓発と相談体制の強化を図ります。 ①「生活サポートセンターおおだ」の機能・役割について一層の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。 ②生活と就労に関する支援員が作成した自立プランを支援調整会議に諮り、経済的困窮や社会的孤立等の解決に向け寄り添いながら、関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	行政 市社協
(2)働くことに不安がある生活困窮世帯に対し、就労に向けた支援に取り組みます。(就労準備支援事業) ①自立プランに合わせて、本人の意思を確認しながら就労準備支援を行います。 ②様々な産業・企業・団体等と連携して就労体験の場や居場所の確保を検討するとともに、協力企業の開拓に努めます。 ③働くことや社会とのつながりに困難さを抱えている人に対し、関係機関や企業と連携して個々の状況に合わせた幅広い活動プログラムを提供します。 ④保健・福祉・医療・雇用・司法等の関係機関で構成する「大田市地域福祉推進支援機関代表者会議」において、ひきこもり者への対応について検討するとともに、ひきこもり支援の広報啓発や情報提供により地域全体への理解、協力を促します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(3)生活困窮世帯に対し経済的自立に向けた支援に取り組みます。(家計改善支援事業) ①必要に応じ生活福祉資金や民生融金による貸付、フードバンク事業等による支援を行います。 ②自立プランと合わせた家計改善支援事業により、本人の意思を確認しながら、家計の安定、自立に向けた支援を行います。	行政 市社協
(4)住む場所のない生活困窮世帯に対し住居の確保に向けた支援に取り組みます。 ①災害のほか、失業などによる緊急的な住居の必要性に対応するため、シェルター（P82）確保に向けた協議を進めます。 ②失業等により困窮し、住居を失うおそれが生じている方に対し、住居確保給付金により一定期間家賃相当額を支給します。 ③不動産業者との連携により、入居及び居住の継続が困難な方へ安定的に住居の提供ができるような体制整備に取り組みます。	行政 市社協 民間

◆ 貸付制度のご案内 ◆

●生活福祉資金（実施主体：島根県社会福祉協議会）

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対して、その世帯の自立を図ることを目的とする貸付制度です。

- 社会福祉協議会や民生児童委員が協力して相談に応じ、支援します
- 他の公的資金が優先です。他の資金の利用が困難な場合に貸付をおこないます
- それぞれの世帯に所得制限（収入基準額）があります
- 貸付にあたって、利用目的や返済能力などの審査をおこないます
- 貸付にあたって、民生児童委員の意見書が必要となる場合があります

【資金の種類】

総合支援資金		失業などで日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費などを貸し付けることで自立が見込まれる世帯へ貸し付ける資金
	生活支援費	生活再建までの費用 2人以上世帯月額20万円以内、単身世帯月額15万円以内
	住居入居費	敷金、礼金などの費用 40万円以内
	一時生活再建費	生活を再建するための一時的な費用 60万円以内
福祉資金		低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯で、日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用に対し貸し付ける資金
緊急小口資金		緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける資金 10万円以内
教育支援資金		低所得世帯に対し、高等学校などへ就学するのに必要と見込まれる資金
	教育支援費	①高等学校 月額3万5千円以内 ②高等専門学校 月額6万円以内 ③短期大学・専門学校 月額6万円以内 ④大学 月額6万5千円以内
	就学支度費	入学に必要な経費 50万円以内
不動産担保型生活資金		低所得の高齢者世帯に対し、一定の住居用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

※返済期間、貸付金利子、貸付限度額などは資金の種類により異なります
 ※総合支援資金及び緊急小口資金については、生活困窮支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります

●民生融金貸付事業（実施主体：大田市社会福祉協議会）

低所得世帯に対し、生活上緊急に必要とする資金を一時貸付し、その世帯の自立支援を図ることを目的とする貸付制度です。

【資金の種類】

生活資金	貸付金額5万円以内（貸付金利子は無し） 連帯保証人（1名）、民生児童委員の意見書が必要です 償還については、貸付後12ヶ月以内での返済になります
緊急現金	貸付金額1万円以内（貸付金利子は無し） 連帯保証人、民生児童委員の意見書は必須ではありません 償還については、貸付後12ヶ月以内での返済になります

◆ 生活困窮者自立相談支援事業 『生活サポートセンターおおだ』の取り組み ◆

大田市社会福祉協議会では、以下の取り組みを行っています
さまざまなお困りごとを抱えている方に活用いたしますので、寄贈または
利用を希望される方がおられましたら『生活サポートセンターおおだ』まで
ご相談ください

＊ フードバンク事業

ご家庭で眠っている食品を募集しています。
ご寄贈いただいた食品は、生活に困窮している方や福祉施設、団体に無料で
提供します。



募集している食品は、常温保存可能で賞味期限が
1カ月以上ある未開封の食品（お米、乾麺、乾物、缶詰、
フリーズドライ、レトルト、インスタント食品等）です。

※利用を希望される方には生活の状況などについてお話を
うかがい、必要な支援を行います。

＊ 生活物品貸出事業

寄付等により社会福祉協議会に保管している生活物品の貸出を
行っています。

生活を立て直し、新たに購入するまでの貸出となります。
貸出期間は原則半年です。

※利用には物品借用申込書の提出が必要です。



＊ 学生服再活用事業

ご卒業などで不用となった学生服等が無償で提供いただき、こどものいる
世帯への就学支援に活用します。

子育て家庭の負担軽減、そして資源の有効・循環利用の推進を目的として
『譲っていただける方』から『譲ってほしい方』への橋渡しを行っています。



※利用には、社会福祉協議会で生活状況などの聞き取り
を行います。また、希望される学校の制服、サイズが
ない場合もありますのでご了承ください。

※寄付をしていただく場合は、痛みや汚れが少なく、
着用に耐えられるもので、クリーニング済みまたは
洗濯済みの清潔な状態のものをお願いいたします。

＜6. 重層的な支援体制の整備（大田市重層的支援体制整備事業実施計画）＞

1. 現状と課題

「地域共生社会」（P82）の実現を目指した体制の整備を図るため、本市においては令和３年度から「重層的支援体制（P82）整備事業」に取り組みながら包括的な支援体制づくりの推進を図っています。

本市においては、包括的な相談支援体制の整備を図るため、大田市社会福祉協議会に総合相談窓口として「ふくしよろず相談窓口」を設置するとともに、各相談支援機関においても住民から寄せられる様々な相談を“まず受け止める”体制整備を図り、様々な分野の相談支援機関の協働基盤の強化に向けた取り組みを行ってきたところですが、相談しやすい窓口としてより一層の相談支援体制の充実や周知・広報が求められています。

また、孤独・孤立状況にある方をはじめ、複合化・複雑化した課題や多様なニーズに対して、分野や制度によって隔てられることなく、本人の暮らしを基盤として、分野を超えた連携を推進し様々な社会資源を活かした支援を展開していくソーシャルワーク（P82）機能を発揮することやそのための環境整備が必要です。

さらに、地域の団体等と専門職がそれぞれのもつ強みを活かして、相互の連携を図りながら様々な生活課題に対応するとともに、社会とのつながりや交流を促進し、住民一人ひとりがその人らしい地域生活を送ることができる地域づくりに向けて一緒に取り組んでいくことが重要です。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)分野を超えた包括的な相談支援体制を構築します。(包括的相談支援事業) ①大田市社会福祉協議会に総合相談窓口として「ふくしよろず相談窓口」を設置し分野を問わず“まず受け止め”、各支援機関等と相互に連携を図りながら適切な支援につなげていく体制の充実を図ります。 ②高齢者の総合相談窓口である「大田市地域包括支援センター」や障がいのある人の相談窓口である「障がい者相談支援事業所」、こどもの総合相談窓口である「こども家庭センター『おおだっこ』」においても、分野を問わず“まず受け止め”、各支援機関等と相互に連携を図りながら適切な支援につなげていく体制の充実を図ります。 ③看護職が中長期的に地域と関わり、健康に関する相談や住民と医療・福祉をつなぐ機能を持つ「わたしの町の看護師さん事業」においても、分野を問わず“まず受け止め”、各支援機関等と相互に連携を図りながら適切な支援につなげていく体制の充実を図ります。 ④多様な媒体の活用や地域組織等との連携による相談窓口に関する効果的な情報発信や啓発など、住民の困りごとや不安が適切に相談窓口につながるための取組みを推進します。 ⑤市及び社会福祉協議会において、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置、養成に努めます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(2)地域資源を活かしながら、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。(参加支援事業) ①参加支援を要する多様なニーズに応じて、本人の状態や希望に沿った支援を行うため、地域の多様な資源を活かしたコーディネート機能の強化を図ります。 ②多様な参加の場を確保するため、福祉サービス提供事業者や企業、地域活動団体やボランティア活動団体などへ参加支援事業に対する理解促進や連携に向けた働きかけを行います。 ③地域における参加支援を促進するための環境づくりを推進します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体

(3) 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を活用し、必要な資源の開発やネットワーク構築を図ります。(地域づくり事業) ①地域における多世代の交流や多様な活躍の場、居場所づくりにつながる様々な活動の運営や立ち上げを支援するとともに、活動に携わる住民同士のつながりづくりや活動の活性化に向けた環境づくりを進めます。 ②地域にある様々な交流の場や居場所などのネットワークを活かして、総合相談窓口「ふくしよろず相談窓口」の普及・啓発を図り、相談しやすい体制づくりの充実を図ります。 ③地域住民の介護予防活動の育成・支援・生きがいづくりとともに、地域介護予防活動支援事業の充実を関係機関・団体とともに推進します。 ④生活支援サービスや助け合い活動、高齢者の社会参加の推進に向けた取組を行う生活支援体制整備事業の充実を図ります。 ⑤障がいのある人が安心して過ごすことができ、相談もできる居場所づくりとして「地域活動支援センター」の充実を図ります。 ⑥こどもと保護者が安心して過ごすことができ、子育て相談もできる居場所づくりとして「子育て支援センター」の充実を図ります。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
(4) 必要な支援を届け、継続的に関わるため、信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。(アウトリーチ(P82)等を通じた継続的支援事業) ①自ら支援を求めることが困難な住民や孤独・孤立状況にある、相談先が分からない、自らが困難な状況にあることの認識が難しい、支援に拒否的など本人とのつながりづくりや関係性の構築に向けた継続的な支援に取り組みます。 ②多様な媒体の活用により、相談窓口や様々な福祉制度・サービスに関する情報を届けるための環境づくりを推進します。 ③必要な支援が届いていない、潜在的なニーズを抱える住民を早期に発見するため、支援関係機関や地域活動団体等とのネットワーク構築を進めます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(5) 多様な主体と連携・協働し、適切な支援を実施するための体制を整備します。(多機関協働事業) ①複合的な課題を抱える世帯や単独の支援機関では対応が困難な世帯に対し、課題の解決に向けた支援を多機関の協働により適切に行うための体制整備を進めます。 ②様々な分野の相談支援機関が相互の強みを活かした連携・協働を図ることができる環境づくりを推進します。 ③様々な分野や所属を超えて、本市における包括的な支援体制を担う人材の育成に向けた取組を推進します。	行政 市社協 民間

【事例紹介（大田市社協の取組み）】分野や属性によらない居場所の活動

社会とのつながり応援事業「こねくと」

（参加の場・居場所）

社会とのつながり応援事業 **こねくと** **CONNECT**

参加の場「こねくと」は、参加される方にとっての居場所づくりや社会関係づくりなどをめざして、「どなたでも」参加できる場です。

開催日 毎週全曜日 10時～11時30分（祝日除く）
※ご参加はいつでもお受けしています。

会場 大田市民センター1階福祉調理室

こんなことをやってます（例えば...）

- ・お茶やコーヒーを飲みながら話したり...
- ・ゲームをして遊んだり...
- ・創作活動（モノづくり）をしたり...
- ・月に1回おやつと体を動かしたり...
- ・料理やお菓子を作ったり...
- ・お散歩で外に出かけたり...
- ・その他「やりたいこと」「やってみたいこと」などあります。

【無理に強いる必要がほしくない】『誰かと話したい』『何かを食べてみたい』など... そんなことを感じてほしい方へ

詳しく知りたい方！まずはお問合せください！
大田市社会福祉協議会（大田市大田町大田イイさど）
☎：0854-82-0091
✉：shakyo@fukushi-ohda.jp

こねくと

<目的>

様々な理由により、社会参加をすることに困難さを抱える方に、社会とのつながりを応援する居場所と活動プログラムを提供し、社会参加意欲の向上及び必要な支援を行うことを目的とする

<対象者>

様々な理由により、社会参加をすることに困難さを抱える方で、この事業への参加を希望する方

<支援内容>

個々の生活状況及びニーズに応じて、安心して過ごすことのできる環境を整え、いきがいや役割の創出、社会とのつながりの構築を図るための活動プログラムを作成し、支援を行う

【事例紹介（大田市社協の取組み）】分野や属性によらない居場所の活動

はたらくきっかけ応援事業「こねくとステップ」

（役割提示型の参加の場合・役割支援・ケアとしての就労支援）

様々な理由により、『働きたいけど働けない...』と悩む方など「社会参加のきっかけ」や「新たなチャレンジ」の「一歩」を応援します！

はたらくきっかけ応援事業「こねくとステップ」

ちょっとした作業を体験しながら、はたらくことや社会参加に向けた「一歩」を応援するための取組みです。

活動への参加を通じて、それぞれの役割やいきがいの創出を目指しています。ご自身のペースに合わせて「できる（やってみたい）作業」と「できる時間」で参加できるプログラムです。

★「こねくとステップ」に込められた思い★
「はたらく」＝「就労」という言葉だけではなく、この活動への参加を通じて、ご自身にとっての役割ややりがいの創出、か「はたらく」という言葉を感じられることなどを大切にしています。そのため、参加費は「はたらく」のきっかけとして、種々の作業で応援していきたいと考えています。

それぞれの「できる」「やってみたい」に応じたさまざまな作業プログラムをご用意
【作業プログラムの例】（※作業プログラムは随時追加していきます！）

～活動に関心のある方～
※参加いつでも（年度を通じていつでも参加可能です）※体験参加も可能です！
内 容／ご自分のできる（やってみたい）作業
時 間／ご自分のできる範囲の時間
活動費／活動1時間あたり150円（1日最長3時間まで）の活動費を支給
その他／実施場所については随時追加していきます。
※参加にあたっては、事前に担当者との相談をさせていただきます。
（※事業の計画や活動にあたってご質問やご要望などございましたら、お気軽にご相談ください。）
※ご相談はご本人をはじめ、ご家族やご友人など、どなたからでも受け付けいたします。お気軽にご相談ください！

詳しく知りたい方！まずはお問合せください！
社会福祉協議会
大田市社会福祉協議会（大田市大田町大田1丁目6番6号）
☎：0854-82-0091
✉：shakyo@fukushi-ohda.jp

本事業に協力していただくこねくとサポート企業・団体を募集しています！

社会参加・新たなチャレンジに向けた一歩を応援するため、みなさんのお力を貸してください！

【ご協力いただきたい内容（例）】

- ・活動プログラムの提供（作業などの下請け）
- ・施設見学、業務見学の受け入れ
- ・業務体験の受け入れ など

※具体的なご協力内容については、各企業・団体様と個別にご相談のうえ、決めさせていただきたいと思っております。

<目的>

様々な理由によって、働くことに何らかの困難さを抱える方に、本人の意向やペースに合わせた支援プログラムを提供し、社会参加意欲の向上及び必要な支援を行うことを目的とする

<対象者>

様々な理由により、働くことに何らかの困難さを抱える方で、本事業への参加を希望する方

<支援内容>

本人の意向や目標により以下のプログラムを実施する

- ①企業・法人等から提供されるプログラム
- ②はたらくことに関するスキル向上を目的としたプログラム
- ③その他個別状況に応じたプログラム

※利用者へ参加1時間あたり150円の活動費を支給する

【事例紹介（大田市社協の取り組み）】分野や属性によらない居場所の活動

食を起点としたつながりづくり事業「こねくと食堂」

（食支援・社協への心理的ハードルを下げる・予防的関わり・役割支援）

大田市社協プレゼンツ
地域ふれあい食堂
こねくと食堂

「こねくと食堂」は、子どもから大人までだれでも参加できる地域食堂です。
みんなで、おいしいごはんを食べて過ごせる交流の場づくりをめざしています。

11月22日(金)
17:00~20:00
(受付は19:30まで)

場所 大田市民センター4階
(大田市大田町大田イ128)
※大田市役所会館となり

参加費 おとな：200円
子ども：無料
限定50食

だれでも参加OK!
事前に申込みをお願いします
定員に達し次第締めきらせていただきます。

申込み 混雑を防ぐため事前申込み制にご協力ください。
お名前、参加予定人数・時期などをお願いします。

☆申込み方法☆
電話で申込み
大田市社会福祉協議会 0854-82-0091
または
スマホから申込み
右のQRコードを読み取って
申込み入力画面へ

11月のメニュー
さのこ炊き込みご飯
サバのみそ煮
青菜のごま和え
サツマイモのレモン煮

主催/問合せ先
社会福祉法人
大田市社会福祉協議会 (大田市大田町大田イ128)
☎: 0854-82-0091 ✉: info@ohda-shakyo.jp

活動協力: 食育推進サポーターおむすびの会



<目的>

食を起点とした参加の場と機会を創出し、住民相互の交流や役割の創出などによるつながりづくりを促進するとともに、予防的視点を重視した地域における気かけ合いの意識醸成と地域生活課題の早期発見機能の強化を図ることを目的とする

<対象者>

大田市内の全ての地域住民を対象とする

<支援内容>

地域住民が気軽に立ち寄り、食事をとりながら相互に交流を行うことができる場を提供する

また、役割創出の場としても活用する（運営補助、会場内装飾品など）

基本方針3 権利擁護の取組みの推進と認知症施策の充実

<7. 成年後見制度の利用促進（大田市成年後見制度利用促進計画）>

1. 現状と課題

成年後見制度は、認知症や精神障がい、知的障がい等によって、意思決定能力に課題のある方に対し「意思決定支援」を行う制度ですが、成年後見受任に関わる専門職が少ない本市においては「市民後見人」に対する期待は高くなっています。

平成25年以降、市民後見人養成講座を隔年開催し、令和6年3月末現在で、市民後見人が活動中の後見受任件数は20件、人材バンク登録者数64人となっています。

また、認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対しては、地域で安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を活用してサービスの利用援助や金銭管理等を行っていますが、近年、日常生活自立支援事業を受けていた方が症状の進行に伴い成年後見制度の利用に移行、或いは「成年後見制度」と併用して利用される方が増えています。

今後の課題としては、成年後見人候補が見つからないような困難ケースに対応する仕組みとして、法人後見に取り組む社会福祉協議会の体制整備（強化）とともに、身寄りがなく社会的交流がないケース等に対応する仕組みづくりが必要です。

さらには、「大田市成年後見支援センター」（以下「センター」という。）では、親族が後見人になっているケースの実態が把握できていないため、市民に対し引き続きセンターの存在を知ってもらう取組みが必要です。

【地域連携ネットワークの一層の充実】

（1）チーム

地域の関係機関が連携して（ネットワーク）、権利擁護支援が必要な人を日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行っています。

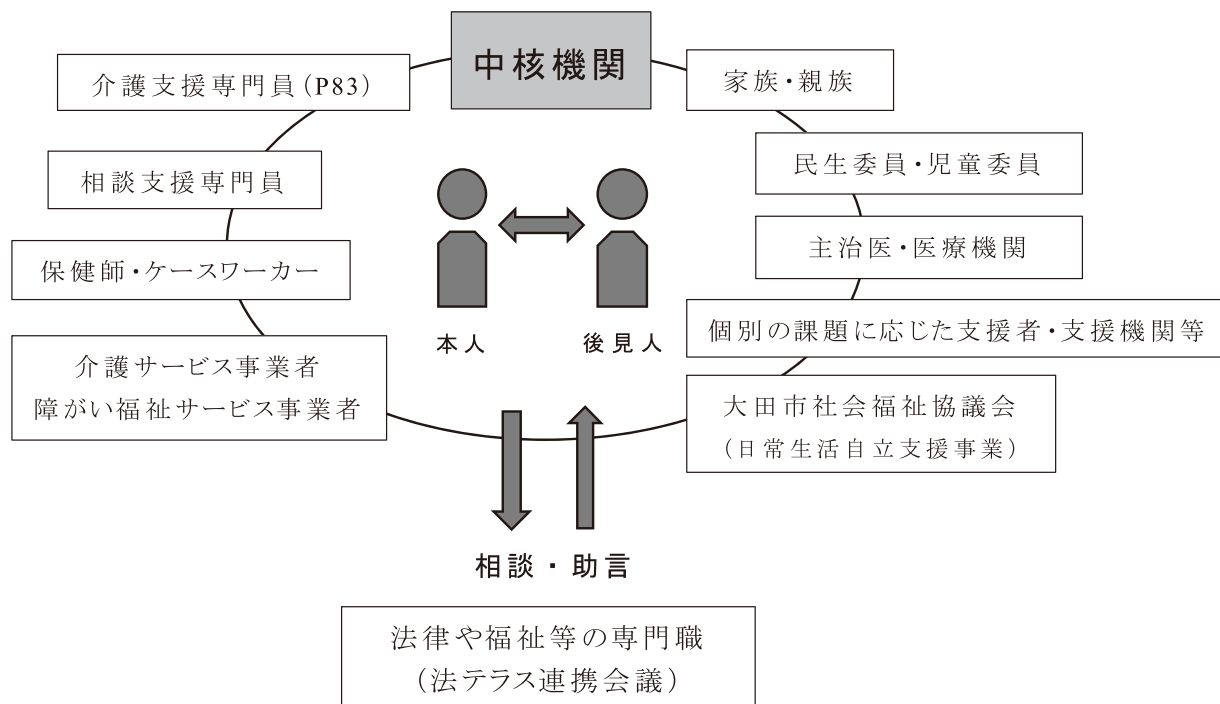
また、介護保険や障がい福祉サービスのサービス担当者会議、個別支援会議、福祉・医療分野で日常的に行われるケース会議等の仕組みを活用し、各構成メンバーが必要に応じて法律・福祉の専門職から権利擁護支援に関する助言を受けられるよう相談体制の構築を図っています。

（２）協議会

後見等の開始の前後を問わず「チーム」に対し必要な支援を行えるよう、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化が図れるよう既存の会議等を活用した協議を行っています。

大田市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

【チームのイメージ】



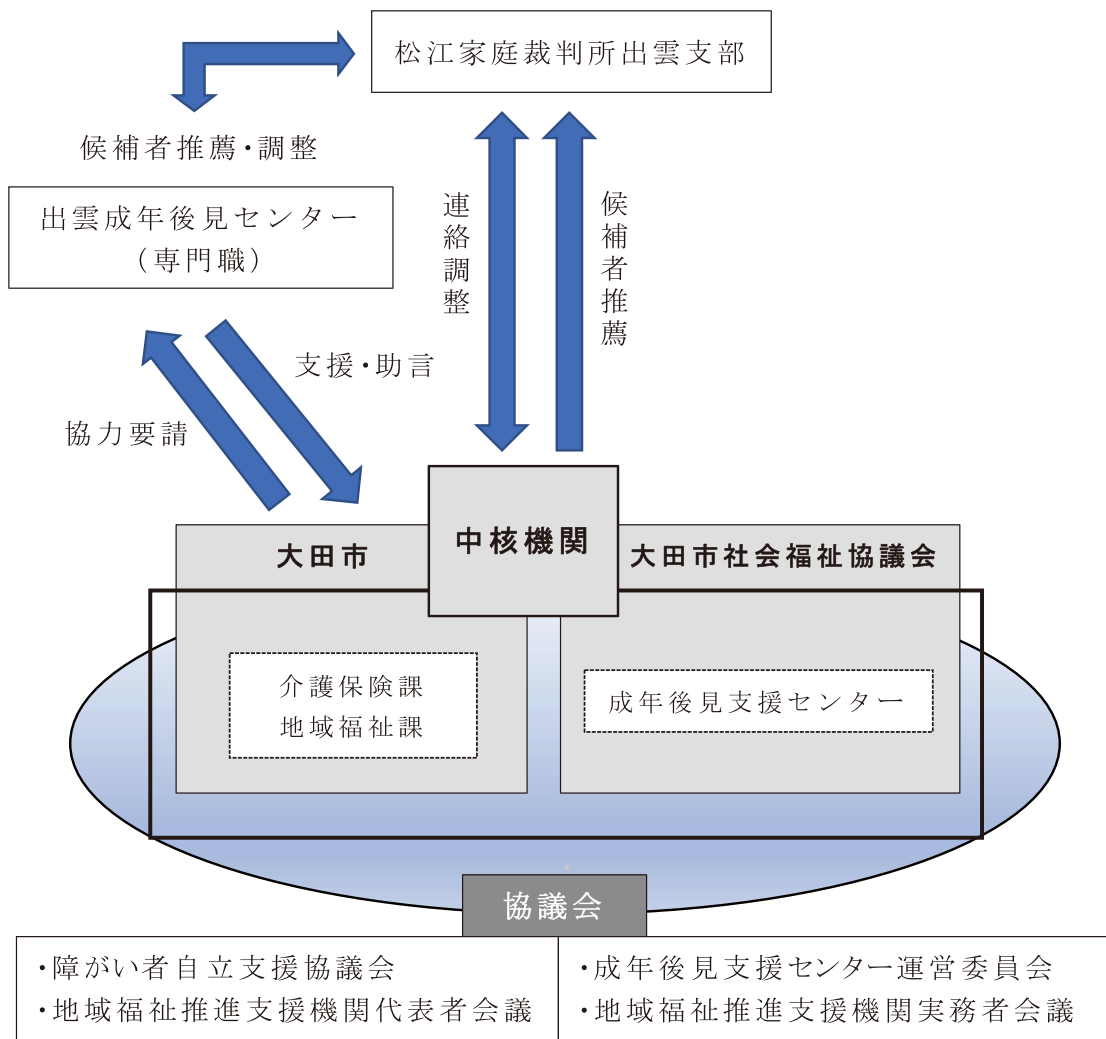
【中核機関が担う役割の強化】

令和３年４月に中核機関を整備しており、中核機関の運営は大田市（介護保険課・地域福祉課、以下本項においては「市」という。）が社会福祉協議会（センター）に一部業務委託を行い協働して実施しています。

また、市と社会福祉協議会は、出雲成年後見センターへ参画し、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対し、中核機関の業務運営への協力を依頼しています。

今後も市と社会福祉協議会による中核機関の事務局会議を定例的に開催し、円滑な業務運営に努めるとともに、家庭裁判所との連絡調整や後見人候補者の推薦など成年後見制度の利用促進に向けた連携を図ります。

中核機関・協議会のイメージ



◆用語解説（「成年後見制度利用促進計画」編）

○日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度がある。

○権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度がある。

○市民後見人

大田市成年後見支援センターが行う養成講座を受講しバンク登録された人の中で、家庭裁判所から「成年後見人等」として選任された人。令和6年9月末時点のバンク登録者数は74人、うち市民後見人として活動している人は21人。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
（１）権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を強化します。 ①既存のケース会議等の仕組みを活用し、権利擁護支援が必要な人を後見人等とともに支援するチームづくりを強化します。 ②権利擁護支援が必要な人を支えるチームが必要に応じて法律、福祉等の専門職へ相談し、助言を受ける体制を強化します。 ③後見開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援が行えるよう、既存の権利擁護支援に関わりのある会議を活用し、地域連携ネットワーク体制の整備を強化します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
（２）中核機関の役割を強化します。 ①大田市が社会福祉協議会に一部業務委託を行い、協働して中核機関を運営します。 ②中核機関では、成年後見制度に関する広報や相談、利用促進につながる取り組みを行うとともに、市民後見人等への相談・助言により後見活動の支援を行います。 ③中核機関では、家庭裁判所、出雲成年後見センター及び専門職団体等との連携強化に継続的に取り組みます。	行政 市社協 民間
（３）成年後見利用支援制度の充実と利用促進を図ります。 ①制度の利用が困難な方に対し、市長申立制度の活用や後見人等の報酬を助成することで制度利用につなげます。 ②市民後見人の養成を引き続き行うとともに、社会福祉協議会による法人後見活動を支援し、後見人等の担い手を増やすとともに、研修修了者に対し、フォローアップの研修会等を実施し、後見人としての役割の理解促進を図ります。 ③様々な相談窓口において権利擁護支援が必要な人の把握に努め制度の利用につなげます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
（４）福祉サービス利用者の権利擁護を推進するため、日常生活自立支援事業の充実を図ります。 ①認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、日常生活自立支援事業により、権利を守るとともに、日常生活を支援します。 ②日常生活自立支援事業利用者が、地域で安心して生活ができるようにサービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。 ③支援においては、関係機関と連携し、本人の意思を確認しながら様々な課題に対応できる体制の充実を図ります。 ④成年後見制度への移行が必要な方に対し、スムーズな移行ができるよう、「成年後見制度への移行検討ガイドライン」に沿って検討し、中核機関と連携し支援を行います。	行政 市社協

＜8. 認知症施策の推進＞

1. 現状と課題

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 5 年 6 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が制定され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、本市においても認知症基本法の基本的施策を軸に認知症施策を展開していく必要があります。

主な介護者が不安に感じる介護等のうち「認知症状への対応」は 26.4%と最も高い割合となっており、家族負担の軽減のための支援が必要です。

（１）相談体制の整備

＜相談窓口の周知＞

本市では、社会福祉協議会に委託している「地域包括支援センター」において認知症に関する相談窓口対応を行っていますが、認知症に関する相談窓口としての認知度は令和 4 年調査では 39.4%でした。

また、社会福祉協議会内に「認知症地域支援推進員」を配置し地域における支援体制を進めています。広報チラシ等による周知を行っているものの認知度がまだ低い状況にあります。

（２）認知症に関する理解の促進

＜「認知症サポーター」養成講座の実施＞

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域において認知症を正しく理解し認知症の人や家族を見守る応援者を増やしてくために、企業・学校・金融機関などで「認知症サポーター（P83）養成講座」（定期講座、出前講座）を実施しています（令和 6 年 3 月末現在のサポーター数は 3,960 人）。

なお、近年は年間 140 人前後の受講者があり認知症に対する理解者は着実に増加していますが、出前講座は企業や地域からの要請は多いものの小中学校等からの要請は年間数回にとどまっています。

＜認知症疾患医療センターとの連携＞

大田圏域の「連携型認知症疾患医療センター」である石東病院と定期的に会合し担当者レベルで関連事業の方向性を確認するなど情報共有を図っています。

また、認知症に関する研修会や講演会を開催し、認知症に対する正しい知識と相談や対応方法の普及を図っています。

（３）認知症の早期発見・早期対応

医療・福祉分野の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」により、認知症の早期発見・早期対応に努めています。

また、毎月定例でチーム員会議を開催し、初期集中支援対象者以外の認知症高齢者についても専門医等の助言を得ながら支援を行っています。

（４）社会参加の機会の確保

＜認知症カフェの推進＞

- ・認知症の人の社会参加や認知症家族の負担軽減のために「認知症カフェ」(P83)を周知し家族同士の交流支援等を行っています。
- ・毎月定例開催される「大田市立病院オレンジカフェ」では参加者数が少なく認知度が低いという現状があり、さらなる広報等が必要です。

２．推進方策

計画の推進方策	事業主体
（１）相談支援体制の充実を図ります。 ①認知症高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターの一層の周知を図ります。 ②「認知症初期集中支援チーム」による早期発見、早期対応に引き続き取り組みます。 ③認知症疾患医療センターと連携して、地域における支援体制の構築を引き続き進めます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
（２）認知症を正しく理解するための取組みを推進します。 ①認知症家族の負担軽減のために、講演会や研修会の開催、「認知症カフェ」や「大田市立病院オレンジカフェ」の一層の周知と交流支援等を行います。 ②「認知症サポーター養成講座」を引き続き実施し、特に小中学校への働き掛けを行います。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民

<9. こどもの権利擁護の推進>

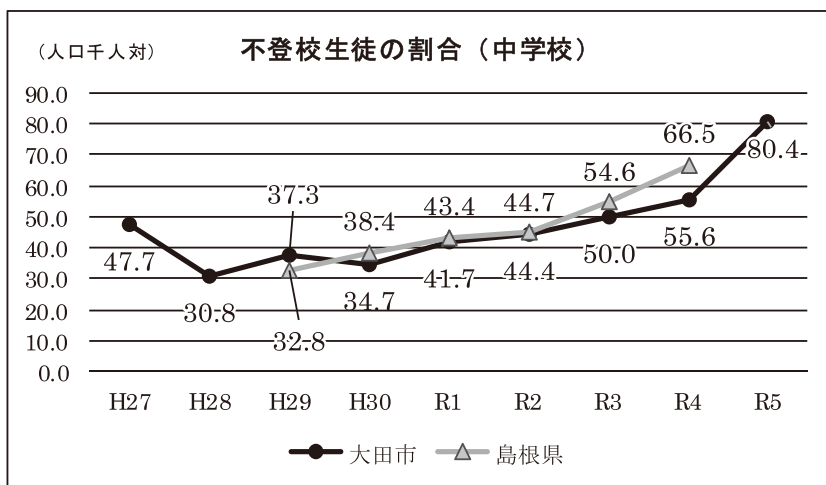
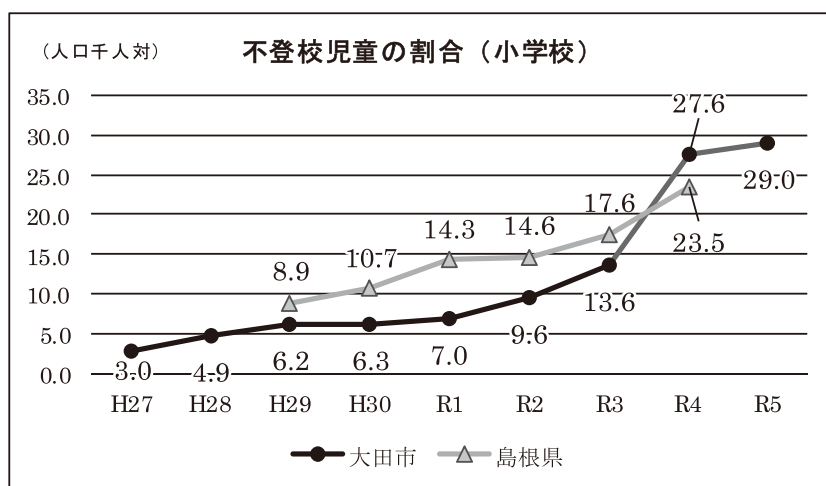
1. 現状と課題

令和5年4月「こども基本法」が施行され、全てのこどもが自立した個人として尊重されること、適切に養育されることや意思を表明する機会を確保することなどを理念として、こどもの権利擁護と将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが定められました。

本市においては、こどもの権利に関する学習や人権について学ぶ研修会などに取り組んでいます。さらにこどもの権利について地域社会での理解を深める啓発活動を関係機関と連携して進めていく必要があります。

市内の不登校及び不登校傾向のある児童生徒の数は、平成27年から年々上昇傾向にあり、令和3年度から令和5年度にかけて急増、令和4年度には小学校における不登校児童の割合は県を上回っています。

そのため、様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者に対して、居心地のよい安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、こどもの貧困の連鎖を断つ包括的な支援も求められています。



資料：大田市教育委員会（令和5年度集計）

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 居心地のよい安全、安心なこども・若者の居場所を提供するとともに、学習支援について取り組みます。 ① 様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者を対象とした学校・家庭以外の居場所づくりを推進し、学習や体験活動を行うとともに、相談や訪問等による個別支援を行います。 ② こどもの居場所を提供している地域のボランティア団体等に体験活動の支援や学習支援者等の派遣を行います。 ③ 生活・学習上に著しい困難があり個別の支援が必要な児童生徒に対して、地域福祉コーディネーター等による訪問型の学習支援を行います。	行政 学校 民間 住民
(2) 様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者、保護者への相談支援に取り組みます。 ① 様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者が現在・将来にわたって前向きな気持ちで夢や希望をもつことができるよう、教育関係者と保健福祉関係者が連携して包括的な支援を行います。 ② 児童生徒の SOS を受け止めることができるよう学校内の相談体制の充実を図ります。 ③ 不登校の児童生徒の支援として「教育支援センター」を開設し、指導にあたりとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し相談支援を行います。 ④ 発達障がいのあるこども等支援が必要なこどもに対して、相談支援チームによる特別支援教育に係る相談支援の中で福祉に関する相談の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の進路相談会を通じて、教育から就労、地域生活の定着に向けた支援を行います。	行政 市社協 学校 住民
(3) こどもの権利をはじめとする人権について地域社会における理解を深めるための啓発に取り組みます。 ① 青少年育成市民会議において、児童虐待防止や青少年育成について啓発活動等を行います。 ② 地域や学校で、こどもの権利についての教育・啓発を行います。	行政 学校 住民

<10. 障がいのある人（チャレンジド）の権利擁護の推進>

1. 現状と課題

障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化などの幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念のもと、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるような支援が受けられる地域社会の実現をめざしていく必要があります。

障がいのある人に対する差別については、障がいに関する知識・理解不足や意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、市民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を深めていくことが重要です。

本市では、あいサポート運動や学校における福祉教育において障がいのある人と一緒に研修会を企画するなどの啓発活動を行っていますが、さらに充実していく必要があります。

また、障害者差別解消法の一部改正により令和6年4月から事業者における合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、事業所や地域のボランティア団体などにおいても合理的配慮の提供に関する情報提供を進めていく必要があります。

さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行され、障がいのある人も必要な情報を取得・利用でき、また意思疎通が円滑に図れるよう取組みを推進していくことが求められています。



2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
（１）障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 ① 関係機関や各種団体と連携しながら福祉教育と合理的配慮の提供の推進に取り組めます。 ② 障がい者差別に関する相談窓口を設置し相談対応を行います。 ③ 市内事業所に対し障がい者雇用に関するアンケートや職場体験を実施するとともに、就労体験発表会等を開催し障がい者雇用の促進を図ります。	行政 市社協 学校 民間 住民
（２）情報アクセシビリティ（情報の利便性）の向上と意思疎通支援の充実に取り組めます。 ① 障がいのある人が日常生活や災害時に必要な情報を得にくい情報格差の解消をめざし、多様な手段による情報提供の充実に努めます。 ② 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上に取り組むとともに、手話通訳者・要約筆記者などの派遣事業を行います。 ③ 視覚や聴覚に障がいのある人の情報取得やコミュニケーションを支援するため、機器の紹介や購入費用の助成、パソコンやスマートフォンの利用方法を学ぶ場の提供などに取り組めます。	行政 市社協 学校 民間 住民

※「**チャレンジド**」：できないとか無理という、マイナス（負）を意味する言葉に代わる新しい言葉として、「挑戦すべき課題や才能を与えられた人々」という意味がこめられたアメリカ発祥の言葉で、「すべての人間は、生まれながらに自分の課題に向き合う力が持っている。しかも、その課題が大きければ大きいほど、向き合う力をたくさん持っている。」という哲学に基づいている。

※「**情報アクセシビリティ**」：障がいの有無に関わらず、すべての人が情報を理解しやすい形でアクセスできるようにすること。

< 1 1. 虐待防止施策の推進 >

1. 現状と課題

こどもの虐待の相談件数は平成 30 年度から令和 2 年度まで増加傾向にありましたが、令和 3 年度以降減少傾向にあり市を中心に相談対応を行っています。

高齢者虐待については、養護者による虐待の相談件数は近年横ばいで推移しており、地域包括支援センター（社会福祉協議会）を中心に相談対応を行っています。

障がい者虐待については、養護者による虐待の相談件数は横ばいで推移しており、市を中心に相談対応を行っています。

令和 6 年の調査では、こども・高齢者・障がいのある人に対する家族等による虐待について「聞いたことがある」と回答した割合は約 10%でした。

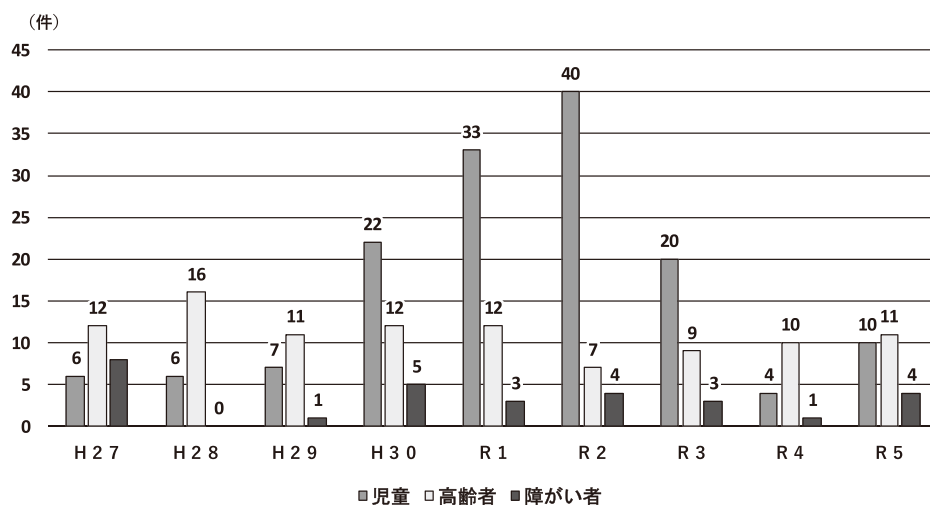
なお、約 90%の人が警察や民生委員・児童委員、近隣の人に相談すると回答しており、虐待に気づいたら“つなぐ”ことを意識している人が多い反面、市役所に相談すると回答した割合は 13%と低く、相談窓口の一層の周知を図る必要があります。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制を築きながら虐待や DV（ドメスティックバイオレンス）の未然防止、早期発見・迅速な対応につなげていく必要があります。

1 5. 虐待相談等件数（児童・高齢者・障がい者）

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童	6	6	7	22	33	40	20	4	10
高齢者	12	16	11	12	12	7	9	10	11
障がい者	8	0	1	5	3	4	3	1	4

資料：大田市健康福祉部



2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) こどもへの虐待防止やDV防止の取組みを進めます。 ① 要保護児童対策地域協議会（市）を中心とする地域のネットワークと一体となって、こどもの虐待の早期発見、支援に取り組みます。 ② 「こども家庭センターおおだっこ」では妊娠期からの切れ目ない支援を行い、こどもの虐待やDV防止の取組みを進めます。 ③ 虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合の通告窓口の周知に努めます。	行政 市社協 学校 民間 地域組織・団体 住民
(2) 高齢者への虐待防止等の取組みを進めます。 ① 地域包括支援センター（社会福祉協議会）が虐待防止・養護者支援の中核的機能を担い、民生委員・児童委員、警察、介護サービス事業者等の関係機関や弁護士等の専門職との連携を強化し、虐待防止と早期発見・早期対応が図れるよう、関係機関の連携や困難事例の検討、研修などに取り組みます。 ② 地域住民や介護従事者等を対象とした研修会を開催し、虐待が疑われる段階から相談に応じることができるよう、早期発見・通報窓口の周知などの啓発活動を継続して行います。 ③ 高齢者のDV相談にも対応するとともに、関係機関と連携し必要な情報提供を行います。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
(3) 障がいのある人への虐待防止等の取組みを進めます。 ① 「大田市障がい者虐待防止センター」（市）を中心に、関係機関と連携し、虐待防止と早期発見・早期対応ができる体制づくりに取り組みます。 ② 養護者による虐待を受けたと思われる「障がいのある人」を発見した場合の通報窓口の周知を図ります。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民

基本方針4 安心して暮らし続けることのできるまちづくり

<12. 再犯防止施策の推進（大田市再犯防止推進計画）>

1. 現状と課題

刑法犯検挙者数は近年減少していますが、再犯者の占める割合は約5割と高止まり状態が続いています（少年を除く）。

罪種別に見ると、窃盗犯が6割近くを占め、その半数は65歳以上の高齢者となっています。

また、犯行時において、無職の人の割合は約半数となっています。

年度により差はありますが、覚せい剤取締法違反者も見られます。

犯罪をした人等の中には、高齢、障がい、依存症など様々な特性を抱え、自力で更生することが困難で、何らかの支援がなければ再び犯罪に至る可能性のある人もいます。

こうした人の再犯を防止し地域社会に復帰してもらうことは、地域福祉の目的でもあるため、本計画（大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画）は、「大田市再犯防止推進計画」を包含する計画として策定することとします。

（1）就労・住居の確保等のための取組み

①就労の確保

犯罪白書によると、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯に至る要因の一つと考えられます。

②住居の確保

犯罪をした人等については、親族と疎遠になっているなどの事情により連帯保証人や緊急連絡先の確保が困難であり、また矯正施設出所時はほとんど収入がない状況にあり、公営住宅への入居のほか、住居の確保にあたっては一定の配慮が必要です。

（2）保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組み

①高齢者又は障がい者等への支援等

高齢者（65才以上）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は全世代の中で最も高く、また知的障がいのある受刑者についても全般的に再犯に至る期間が短くなっています。

高齢又は障がい等により刑務所出所後福祉的な支援が必要な人に対しては、島根県地域生活定着支援センターが出所後の福祉サービス利用に係る調整を行っています。

また、松江地方検察庁（刑事政策推進班）が、起訴を猶予された人や保護観察に付されていない人等のうち、障がい、高齢、生活困窮等のため、福祉的な支援が必要な人に対し、関係機関へのつなぎ支援や松江保護観察所と連携し、更生緊急保護制度による支援を実施しています。

支援の対象になるにも関わらず、利用できる制度やサービスなどの情報が無いこと等により、支援が行き届かず再犯が繰り返されており、そうした方に寄り添った支援や関係機関等の相互連携、支援体制の充実強化が求められます。

②薬物依存を有する人への支援等

新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反者であり、依存症に対する支援体制が整備されていないこと等が課題です。

（３）こどもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組み

児童生徒の非行、問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているとされています。

近年は、社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者のケア、貧困家庭の相談窓口などの対応も求められる等、学校における対応は多岐にわたっており、教育現場と福祉、警察等各関係機関と連携しながらこどもを取り巻く環境を支え、社会性や自己肯定感を醸成することがますます重要となっています。

非行少年の補導数は減少傾向にありますが、未来を担うこども・若者が社会の一員として生き生きと活躍できるよう、引き続きこども・若者の育成に取り組むことが必要です。

（４）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組み

再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等を適切に把握した上で支援を行っていくことが重要です。

（５）民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組み

①民間協力者の活動の促進等

再犯防止に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人等の指導・支援にあたる保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会等の更生保護ボランティアや立ち直り支援に取り組む少年警察ボ

ランティア等により支えられています。

令和 6 年 12 月 1 日現在、大田地区における保護司（※）は 27 人（定員 31 人）ですが、近年保護司候補者の選定に苦慮していること、女性会員が 3 人しかいないこと（県平均女性就任率 25.5%）が大きな課題です。

なお、更生保護女性会は一時解散していましたが、令和 4 年度に再結成されました。

②広報・啓発活動の推進等

大田地区保護司会を中心に、「社会を明るくする運動」における街頭啓発活動を実施するとともに、更生保護サポートセンターを拠点に、保護司による犯罪予防についての啓発活動が実施されています。

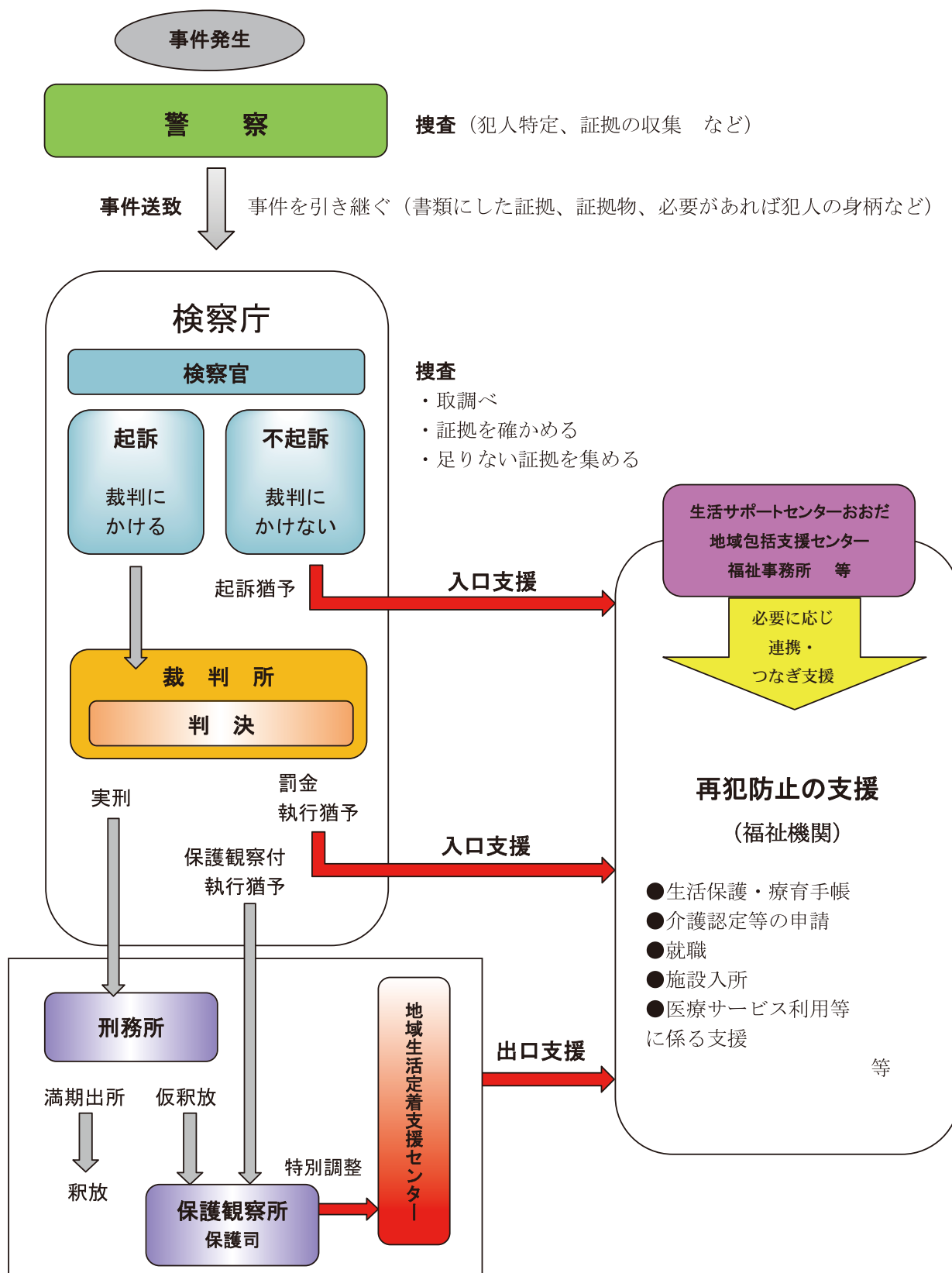
市民アンケート調査の結果では、保護司の制度や活動について「知っている」人は 30.3%（前回調査 23.7%）、「聞いたことがあるが内容までは知らない」が 42.5%（前回調査 40.7%）とやや増加しましたが、保護司（会）の活動について一層の周知が必要です。

（６）国・民間団体等との連携強化等のための取組み

行政や地域の保健医療福祉関係機関及び民間団体等において、再犯防止に係る情報が不足していることや刑事司法関係機関との連携体制が十分ではないことが課題です。

※ 犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、法務大臣から委嘱されている。

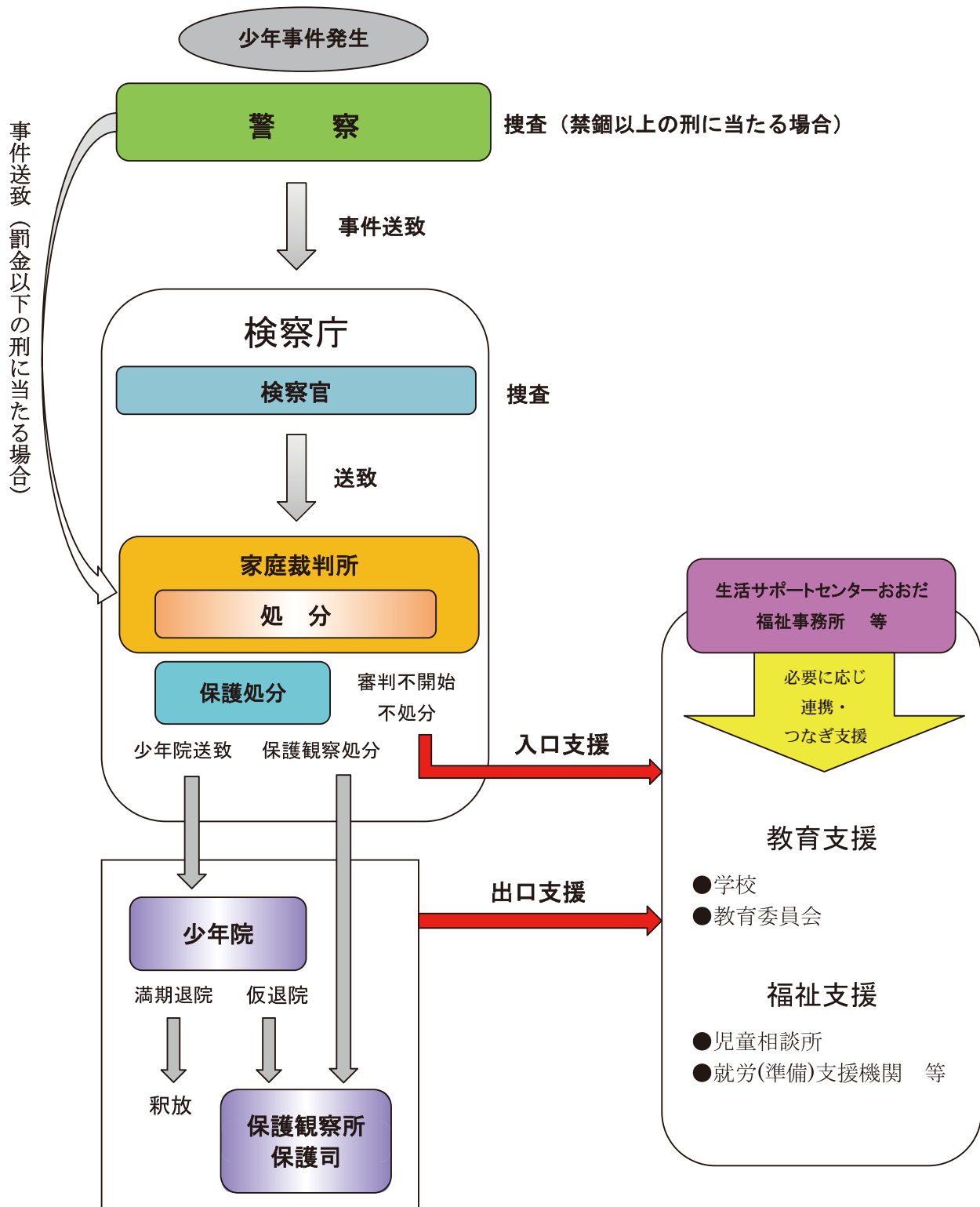
刑事司法手続きの概略と再犯防止（成年：典型的な例）



※入口支援 刑事司法手続きの入口段階である犯罪発生から処分に至るまでの間にある者を福祉システムに導く手続き

出口支援 刑事司法手続きの最終段階である矯正施設からの被釈放者を福祉システムに導く手続き

(参考) 少年事件の場合 (典型的な例)



2. 推進方策

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める「犯罪をした者等」です。

計画の推進方策	事業主体
(1) 保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。 ① 保護司活動に意欲のある市の職員が保護司に就任することを促進するとともに、就任後は保護司として活動しやすい環境づくりに配慮します。 ② 民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。 ③ 地域の安全・安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。 ④ 更生保護サポートセンターの建物については、引き続き無償貸与します。 ⑤ 保護司が面接する場所として、自宅や「更生保護サポートセンター」以外に市の公共施設が活用できるよう検討します。	行政 市社協 地域組織・団体
(2) 広報・啓発活動を推進します。 ① 市ホームページや広報紙において、保護司及び更生保護女性会員の活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。 ② 「社会を明るくする運動」を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。 ③ 7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報紙、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。	行政 地域組織・団体
(3) 就労に向けた相談・支援等の充実を図ります。 ① 障がい者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などを活用して、犯罪をした人等の年齢、障がい種別、障がいの程度などの特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。 ② 本市の建設工事等競争入札参加資格審査において、犯罪をした人等を実際に雇用した協力雇用主に加算する制度の導入について検討します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(4) 住居等の確保を支援します。 ① 犯罪をした人等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。	行政 市社協

(5)特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。 ①「生活サポートセンターおおだ」や地域包括支援センター、福祉事務所において相談を受け付け、福祉的支援が必要な人に対しては関係機関と調整して支援を行います。 ②社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、大田市再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした人等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。 ③犯罪に至った経緯（障がい、生活困窮、孤立、生活環境等）を地域生活課題として捉え、生活困窮者自立支援事業や重層的支援体制整備事業と連携しながら犯罪をした人等に対する福祉的支援に努めます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(6)学校等と連携し児童生徒の立ち直りを支援します。 ①学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。	行政 学校 地域組織・団体



想う、
ときには
足をとめ。

誰だって、
すぐには本音を話せない。
誰だって、
すぐには希望を抱けない。
誰だって、
すぐには変わることができない。
でも、たとえ時間がかかっても、
たとえ過去にめまろちがあっても、
誰かと一緒に希望はある。

声をかけ、背中を押し、
あきらめずに寄り添い続ける。
信じて待つ人の存在は、
立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、
きっと誰かの
「変わっていく時間」。

主催 / 法務省

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

検索



法務省ホームページより転載

◆用語解説（「再犯防止推進計画」編）

○執行猶予

一定の期間（執行猶予期間）刑の執行を猶予し、その期間を無事に経過した場合は刑の言い渡しを失効させ、また、条件に違反した場合は、執行猶予を取り消して刑を執行しようという制度。

○審判不開始

家庭裁判所が、調査の結果、非行事実が極めて軽微で、要保護性が解消されている場合などの理由で、審判の必要性がない場合などになされる決定。

○矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年鑑別所、少年院の総称。

○仮釈放

矯正施設に収容されている人を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付されること。

○仮退院

保護処分 of 執行のため、少年院に収容されている少年を、その収容期間満了前に仮退院させるものであり、仮退院の期間中（20歳に達するまで又は定められた収容期間が満了するまで）保護観察に付されること。

○保護観察

犯罪をした人や少年に対し、社会内において改善更正を図ることを目的として、遵守事項を守るよう指導・監督し、自立した生活を営むことができるよう、必要な補導・援護を行うこと。

○特別調整

高齢又は障がい等により特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設に収容されている人に対し、保護観察所が矯正施設や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、必要な調整を行うもの。

○社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人の改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省が主唱し、中央、都道府県及び市区町村等を単位として、各地域の実情に応じた活動を実施している。毎年7月を強調月間としている（7月は再犯防止啓発月間）。

<13. 社会的取組みによる自死対策の推進>

1. 現状と課題

自死（※）は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、精神保健上の問題だけでなく過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られており、その多くが防ぐことのできる社会的な問題です。

本市では、「誰も自死に追い込まれることのない大田市」の実現を目指し、平成31年3月に「大田市自死対策計画」を策定し、自死対策を支える人材育成としてのゲートキーパー（P83）研修やこころの健康教育などの啓発活動を市民、関係団体と連携を図り推進してきました。

これらの取組みにより本市の自死者数は減少傾向にありますが、壮年期（40～60歳代）の男性と60歳代以降の女性の自殺死亡率は島根県と比較して高い傾向にあります。

国においては、令和4年10月に「自殺総合対策大綱」を見直し、新たにコロナ禍の自死の動向も踏まえ、これまでの取組みに加え「こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」が掲げられました。

本市においても、「大田市自死対策計画」の見直しを行い、令和6年10月に「第2期大田市自死対策計画」を策定し、これまでの取組みに新たに「勤労者・勤務問題に関わる自死対策の推進」、「こども・若者・女性への自死対策の推進・強化」を加えたところです。

今後とも、庁内関係課や関係機関・団体及び地域との連携を図り、自死が一人でも減少するよう取組みを一層強化していく必要があります。

※ 島根県では遺族の方等の心情に配慮し、平成25年から原則として「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用います。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 地域におけるネットワークの強化と自死対策を支える人材を育成します。 ①自死のリスクを抱える人を早期に適切な相談機関につなげられるように、市の関係各課や市内の関係機関・団体、地域との連携を図り、自死対策を推進していきます。 ②関係機関、市民、市職員や教職員及び民生委員・児童委員、相談窓口従事者等に対し、ゲートキーパー養成研修を実施します。 ③児童・生徒の心身の健康課題について理解を深め適切に対応するため、学校保健関係者を対象にメンタルヘルス等の研修会を実施し、対応方法についての知識の普及を図ります。	行政 学校 民間 住民
(2) 生きることの促進要因への支援を充実します。 ①こどもから高齢者まで、人と人がつながり集える場所としての居場所の提供と支援を行います。 ②こころの健康問題のほか、虐待、性暴力被害、性的マイノリティ、ひきこもりなど、自死に関連した要因に関する相談機関の周知を行います。 ③自死未遂者に対する再企図防止支援事業を通じ、医療機関と連携し、未遂者への支援を行います。 ④遺された人や支援者への支援を行います。	行政 市社協 民間 住民
(3) こども・若者・女性・勤労者・高齢者の自死対策を推進・強化します。 ①こども、若者、保護者、女性等への相談支援を行います。 ②命を大切に思うこどもを増やすための教育や、SOS の出し方に関する教育を実施します。 ③養護教諭やスクールカウンセラー等による、こどもの心の健康に関する相談を実施します。 ④職場におけるメンタルヘルス対策の推進、中小企業を対象とした経営に関する相談事業を実施します。 ⑤誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供できるよう取り組みます。	行政 市社協 民間 住民

＜14. 安心な地域生活の基盤となる環境の整備＞

1. 現状と課題

「住まい」は、全ての人にとって安心な地域生活を送るための大切な基盤です。

本市における居住支援に関する現状においては、個々の生活状況など個別性に応じた住まい探しや賃貸住宅や施設等への入居に際しての保証人の確保が困難な方への対応といった様々な課題があります。

安定した住まい確保に向けて、住まい及び福祉関係分野によるプラットフォームなどの支援体制づくりを行うとともに、個々の生活環境に応じた支援体制を、多様な主体の連携により整備していくことが必要です。

「移動・外出」は買物や通院、社会参加など、生活機能の維持やその人らしい暮らしを彩る他者とのつながりを確保するために重要です。

市内では、公共交通機関利用にあたっての状況が変化する中で、地区社協や地域運営組織等の地域住民が主体となった生活機能維持のための移動・外出支援の取組みや実施に向けた検討・協議も行われています。

住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを続けるためには、公共交通の活用のほか、住民主体による取組みなど多様な選択肢のもとでの交通手段の確保が求められており、行政や関係機関、地域住民が一体となって取組みを進めることが必要です。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)住居確保要配慮者の居住支援に向けた取組みを推進します。 ①住まい及び福祉関係分野によるプラットフォームなどの住居確保要配慮者への居住支援を円滑に行うための体制整備を推進します。	行政 市社協 民間
(2)生活環境の改善を図るための様々な支援体制づくりに向けた取組みを推進します。 ①住民主体による生活支援を目的とした取組みを促進・支援するための環境の整備を推進します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(3)暮らしを支える移動・外出手段の確保に向けた取組みを推進します。 ①公共交通の利便性向上に向けた検討を行います。 ②各分野における住民主体による移動・外出支援の取組みを促進・支援するための環境の整備を推進します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体



<15. 災害にも強い地域づくり>

1. 現状と課題

平成30年4月に発生した島根県西部地震では、建物などに多数の被害が発生し、生活や産業活動などに深刻な影響を及ぼしました。

近年の地震、水害など自然災害の発生状況を考えると、この度の地震の教訓を生かしたハード・ソフトの両面における防災と減災対策を進める必要があります。

地域住民をはじめ、高齢者や障がいのある人などの災害時要配慮者を支援する自主防災組織の組織率は、ようやく半数を超えた状況であり、地域防災体制の拡充を図っていくことが課題です。

大規模災害にも対応するためには、緊急時に的確に対応ができるよう、災害時の本部機能の確保など危機管理体制の充実強化に取り組むとともに、地域住民の連携により、被害を最小に止めることができる社会を維持していくことも重要となっています。

災害発生時には、各まちづくりセンターに災害対策支部を設け、地域の被害の集約や必要な支援の窓口など市と地域の連携拠点と位置付けています。

また、災害時だけでなく平常時から住民や関係機関が連携して地域の要配慮者への見守り活動等に取り組んでいくことも重要であり、そのためにも災害担当部署と健康福祉部が普段から連携し、災害発生時には速やかな協力支援活動が可能な体制を構築しておくことが重要です。

(参考)

- ・ 自主防災組織の組織率 53.3% (令和6年4月1日現在)
- ・ 避難行動要支援者名簿 (P83) 掲載同意率 23.5% (令和6年4月1日現在)

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを推進します。 ①避難行動要支援者名簿への掲載に同意が得られるよう市民に対して啓発を行います。 ②避難行動要支援者名簿データの公表について同意が得られた方に対して個別避難計画 (P83) の作成を推進します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民

(2) 自主防災組織の活動を促進します。 ①災害時に重要となる「自助・共助・公助」の役割分担の中で、自らの地域は自らで守るという理念のもと、高齢者や障がいのある人などの災害時要配慮者を支援する地域の共助を担う重要な存在として、自治会を中心とした自主防災組織の活動を促進します。	行政 市社協 地域組織・団体 住民
(3) 多様な発信方法の活用により、災害関連情報を迅速に周知します。 ①防災メールや防災行政無線などを活用し、災害時の注意喚起や避難指示などの情報を迅速に周知します。 ②ぎんざんテレビや音声告知放送、インターネットなど聴覚・視覚情報を併用した多様な方法での発信を行います。 ③日本語を母国語としない市民でも理解しやすいやさしく定型的な日本語の使用や多言語対応の取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織・団体
(4) 各地域との連携を強め、防災力を強化します。 ①災害時の地域での対応力を高めるため、各家庭や地域レベルでの防災の啓発を進め、地域での防災の取組みを支援します。	行政 市社協 地域組織・団体 住民
(5) 非常時に備えた平常時における連携・協働の体制づくりや人材の育成を推進します。 ①災害発生等の非常時における様々な住民支援活動を支える人材の育成及び確保に向けた取組みを推進します。 ②定期的に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、様々な主体の連携・協働による復興支援活動が展開できる体制づくりを進めます。 ③災害ケースマネジメント（※）の手法を活用し、非常時に日常生活への影響を受けやすい住民（災害時要配慮者等）に対し個別の状況を踏まえた支援をスムーズかつ効果的に行うことができる体制整備を進めます。	行政 市社協 地域組織 住民
(6) 防災知識に関する普及啓発を行います。 ①市ホームページでの周知や地域への出前講座、総合訓練等の実施により、市民の防災意識の啓発に努めます。 ②ハザードマップ（P83）を各家庭やまちづくりセンターに定期的に配布し、市ホームページに掲載することで、地域における危険か所や避難場所などの周知を図ります。	行政 市社協 地域組織・団体 住民

（※）災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握したうえで、必要に応じて専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組み。

資 料 編

- 用語解説
- 第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会
- 「策4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の経緯
- 第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた市民アンケート調査報告書

◆用語解説

基本方針	項 目	説 明
基本方針 1	福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通してどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を「自分事」として考え、解決のために行動する力を養うことを目的としたもので、地域で普段の暮らしを営む身近な他者を対象として、一人ではなく皆で話し合いながら実践していくことで、人と人との関わりについて考えるきっかけとなる。
	ライフステージ	人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことをいい、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けられる。
	あいサポーター	障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする人。特別な技術などを習得して支援するのではなく、日常生活のなかで障がいのある方が困っている時などに、ちょっとした手助けを行う意欲のある方なら誰でもなることができる。「あいサポーター研修」を修了すると「あいサポートバッジ」が交付される。
	NPO	Non Profit Organizationの略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う民間の組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された組織を「NPO法人」という。
	フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味する。早く介入して対策を行えば元の健康な状態に戻る可能性があるが、高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症を引き起こす危険がある。
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	コミュニティソーシャルワーク（※）を行う専門職。 （※）「コミュニティソーシャルワーク」：誰もが社会とのつながりの中で幸せに暮らすことができるように、支援を必要とする一人ひとりに対する個別支援と、その人々が排除されることのない地域づくりに向けた地域支援を結びつけて行うソーシャルワーク実践である。
	地域における公益的な取り組み	社会福祉法人には高い公益性があり、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めることが義務付けられており、地域の福祉ニーズ等を踏まえ法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が求められている（社会福祉法第24条第2項）。
基本方針 2	8050世帯	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを、80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といったことが問題視されている。
	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことで、ヤングケアラー自身が置かれる状況は表面化しにくく成長や教育を受ける権利を侵害すると言われている。
	シェルター	災害のほか、失業などにより緊急的な住居の必要性に対応するため、ホテルなどを活用した一時避難所のこと。また、暴力から逃れた女性のための緊急一時避難場所や虐待などにより家庭にいられないこどもの一時避難所のこと。
	地域共生社会	地域の多様な人と資源が、世代や分野を超えてつながり、全ての人が共に創っていく地域社会のこと。
	重層的支援体制	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援及び地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する仕組みを重層的支援体制整備事業という。
	ソーシャルワーク	社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題を自ら解決し、豊かな暮らしを可能にすることを旨とするために、福祉の専門技術や知識をもつ支援者（ソーシャルワーカー）によって展開される実践活動及び援助技術の総称。
	アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

基本方針 3	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険サービスの利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況やニーズを適切に把握し、利用者にふさわしい介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護保険サービスが的確に利用できるような調整を行い、要介護者などが自立した日常生活を営むうえで必要な援助を行う専門職。
	認知症 サポーター	市町村を中心に実施されている認知症サポーター養成講座の受講者で、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域において（できる範囲で）認知症の人や家族を支援する人。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、専門職や地域の人など誰でも参加でき、相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。和やかな雰囲気なか、参加者同士で茶話会や体操、創作活動等のレクリエーションなどを行っている。
基本方針 4	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人（命の門番）。悩みを抱えている人は、混乱して自ら助けを求めることが難しい状況に陥ることがあるので、そのような時に話を聴き、相談窓口や医療機関につなげ、自死に傾くことにストップをかけるゲートキーパーの役割は重要である。
	避難行動 要支援者名簿	災害時に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者（要介護者、障がい者、ひとり暮らし高齢者等）を掲載した名簿。過去の大災害により、多くの高齢者や障がい者が犠牲となった教訓を今後に生かすため、災害対策基本法が改正され、災害時の避難支援や安否確認のための基礎とする名簿を作成することが市町村に義務付けられている。
	個別避難計画	高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」「どこに避難するか」「避難する時にどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画。計画に記載されている個人情報については、平時は本人等の同意がある場合に提供するが災害時は本人の同意を要しない。
	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。土地の地形や地盤の特徴をもとに、被害想定区域、避難経路や避難場所、防災関係施設の位置などの防災地理情報が地図上に図示されている。

第4次 大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

◆策定委員

区分	所属機関	役職	氏名
学識経験者	島根大学	教 授	加川 充浩
保健関係	島根県県央保健所	総務保健部長	深崎 美樹
福祉（高齢者）関係	大田市介護サービス事業者協議会	副会長	神崎 京子
福祉（障がい者）関係	亀の子サポートセンター	課 長	土江 久美
福祉（子育て）関係	大田市保育研究会	副会長	海原 泉
地域福祉関係	大田市社会福祉協議会	会 長	知野見清二
	大田市民生児童委員協議会	副会長	宇谷 裕子
市長が認める者	大田市シニアクラブ連合会	事務局員	三代 郁子
	大田市自治会連合会	会 長	安藤 彰浩
	大田市青年協議会	会 長	金子 敦司
	おおだふれあい会館	指導職員	月森 美帆
	ほっとスペース ゆきみーる	室 長	高橋 賢史
	大田地区保護司会	副会長	岡田 三史
	大田市成年後見支援センター	運営委員長	中井 洋輔

◆オブザーバー

再犯防止関係	松江保護観察所 処遇部門	保護観察官	延廣 隆範
--------	--------------	-------	-------

◆庁内検討会議

大田市健康福祉部	地域福祉課
	子ども保育課
	子ども家庭支援課
	健康増進課
	医療政策課
	介護保険課
大田市社会福祉協議会	

■「第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の経緯

◎策定スケジュール

実施日	実施項目	内 容
令和6年 5月2日（水）	第1回庁内検討会議	・計画概要、策定体制、作業スケジュール等について ・現行計画の評価作業について
6月26日（水）	第2回庁内検討会議	・第1回計画策定委員会の開催について（資料等） 現行計画の評価 数値目標 市の現状データ
7月11日（金）	第1回計画策定委員会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・第4次計画策定にかかる年間計画について ・現行計画の効果検証について ・アンケート内容について
8月25日 ～9月28日	策定委員等ヒアリング （ヒアリング先別紙）	・現在の取組み状況 ・課題
7月1日～31日	市民アンケート調査	・郵送による配布・回収（郵送及びWeb）
9月24日（火） 9月25日（水）	ワークショップ開催	・各地区での取組み状況と課題について ・第3次計画における市社協の実施事業への意見
10月18日（金）	第3回庁内検討会議	・第2回計画策定委員会の開催について（資料等） アンケート調査結果（中間報告） 策定委員等へのヒアリングでの意見 ワークショップでの意見 計画体系 進めるべき方策（素案）
10月29日（火）	第2回計画策定委員会	・第3次計画の評価と分析について ・市民アンケートについて ・事業者ヒアリングについて ・ワークショップについて ・計画体系（案）について ・計画全体の構成（案）について ・アンケート結果について
12月18日（水）	第4回庁内検討会議	・第4次計画の素案について ・第3回計画策定委員会の開催について
令和7年 1月16日（木）	第3回計画策定委員会	・第2回策定委員会からの変更・修正点 ・第4次計画のめざすべき方向性 ・大田市成年後見制度利用促進計画について ・大田市再犯防止推進計画について ・今後の予定について
2月7日～20日	パブリックコメント	・第4次計画（案）

◎策定委員等ヒアリング

分 類	所属・同席会議名	策定委員等	訪問日
高 齢	大田市介護サービス事業者協議会	神崎京子氏	令和 6 年 9 月 9 日
	大田市シニアクラブ連合会	三代郁子氏	令和 6 年 9 月 1 2 日
子ども	大田市保育研究会	海原 泉氏	令和 6 年 9 月 5 日
	ほっとスペース ゆきみーる	高橋賢史氏	令和 6 年 9 月 1 7 日
障がい	亀の子サポートセンター	土江久美氏	令和 6 年 9 月 6 日
	相談支援事業所と障がい者サービス管理者との連絡会		令和 6 年 8 月 2 7 日
地 域	大田市民生児童委員協議会	宇谷裕子氏	令和 6 年 9 月 9 日
	大田市民生児童委員協議会理事会		令和 6 年 9 月 1 2 日
	大田市自治会連合会	安藤彰浩氏	令和 6 年 9 月 1 1 日
その他	おおだふれあい会館	月森美帆氏	令和 6 年 9 月 2 7 日
	島根県県央保健所	深崎美樹氏	令和 6 年 9 月 1 8 日
	大田地区保護司会（松江保護観察所同席）	岡田三史氏 延廣隆範氏	令和 6 年 9 月 1 0 日
	大田市成年後見支援センター運営協議会	中井洋輔氏	令和 6 年 8 月 2 1 日
	大田青年協議会	金子敦司氏	令和 6 年 9 月 1 3 日

第4次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた 市民アンケート調査報告書

令和6年12月

大田市

目 次

1 調査の概要	1
2 市民アンケート 調査結果	3
(1) あなたについて	3
(2) 住まい・暮らしについて	6
(3) 地域活動について	13
(4) 悩み・不安の相談について	18
(5) 情報サービスについて	22
(6) 地域福祉について	26
(7) 自死・虐待・貧困について	33
3 参考 自由意見	36

市民アンケート結果

1. 調査の実施概要

(1) 調査対象・方法

対 象：大田市民 2,300人（無作為抽出）

(2) 調査期間

調査期間：令和6年7月1日(月)～7月31日(水)

(3) 調査票の配布・回収状況

調査票の配布・回収状況は、次のとおりです。

配布数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
2,300	922 (うちWeb回答:134)	40.1 (うちWeb回答:14.5)

【調査対象内訳】

<年代別>

年代	配布数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
10～29	166	33 (15)	19.9 (45.5)
30～39	210	58 (31)	27.6 (53.4)
40～49	302	76 (33)	25.2 (43.4)
50～59	310	120 (26)	38.7 (21.7)
60～69	418	188 (24)	45.0 (12.8)
70～79	476	283 (4)	59.5 (1.4)
80～	418	160 (1)	38.3 (0.6)
無回答		4	－
計	2,300	922 (134)	40.1 (14.5)

※（ ）内はWeb回答

<男女別>

性別	配布数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
男	1,068	389 (64)	36.4 (16.5)
女	1,232	518 (70)	42.0 (13.5)
回答しない		7	－
無回答		8	－
計	2,300	922 (134)	40.1 (14.5)

※（ ）内はWeb回答

<地区（ブロック）別>

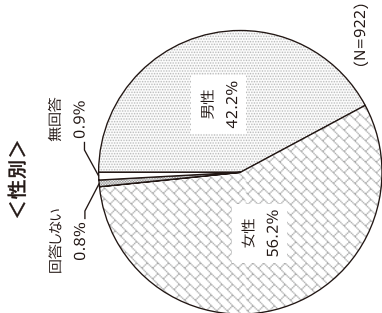
ブロック	配布数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
中央(大田、川合、久手、大屋)	758	303	40.0
西部(長久、鳥井、静間、五十猛)	480	181	37.7
東部(久手、波根、朝山、富山)	443	179	40.4
三瓶(三瓶、山口)	99	43	43.4
高山(大森、水上、粗式、大代)	90	30	33.3
温泉津	180	66	36.7
仁 摩	250	104	41.6
その他(「大田市」回答)		1	－
住所記載なし		15	－
計	2,300	922 (134)	40.1 (14.5)

2 市民アンケート 調査結果

(1) あなたについて
ア 性別

問1. あなたの性別に○印をつけてください。

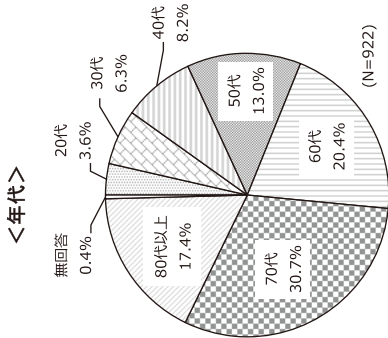
回答者の性別は、「男性」42.2%、「女性」56.2%となっています。



イ 年代

問2. あなたの年代に○印をつけてください。

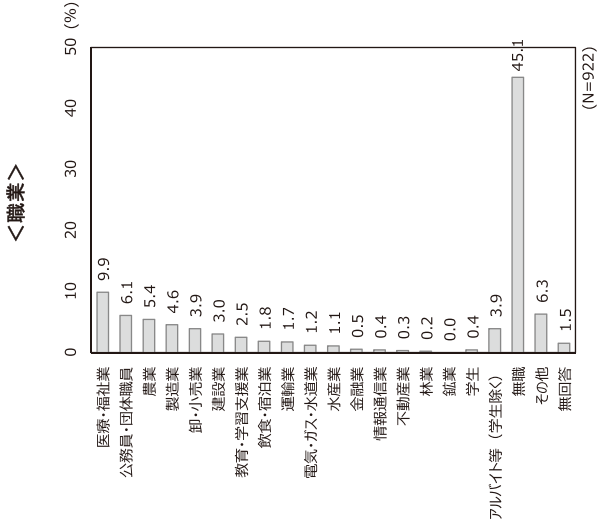
年代別では、「70代」が30.7%と最も多く、次いで「60代」20.4%、「80代以上」17.4%と続き、50代以上が8割を超えています。今回Web回答を導入しましたが、若い層の回答率は伸びていません。



ウ 職業

問3. あなたの主たる職業に○印をつけてください。

職業については、「無職」が45.1%と最も多く全体の約5割を占めています。



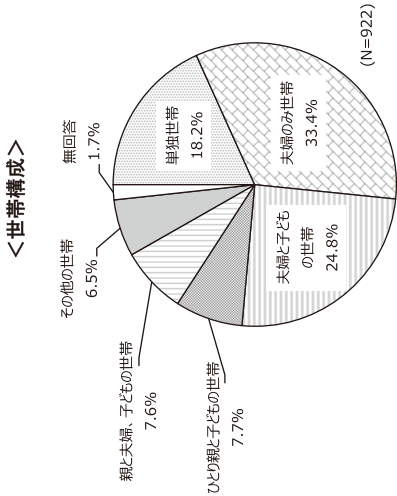
■ その他

回答	
サービス業 (9 件)	パート (5 件)
住職・僧侶・宗教関係、清掃業、自営業、事務職 (3 件ずつ)	警備業、美容業、(2 件)
食品業、リサイクル、法人理事、専門職、広告代理店 (1 件ずつ)	

工 世帯構成

問4. あなたの世帯構成に○印をつけてください。

世帯構成別では、「夫婦のみ世帯」が33.4%と最も多く、次いで「夫婦と子どもの世帯」が24.8%、「単独世帯」が18.2%と続きます。



■ その他

回答	
親との2世帯(17件)	親・子との3世帯(10件)
兄弟・姉妹と同居(6件)	その他(5件)

(2) 住まい・暮らしについて
ア 住所

問5. 現在、どこにお住いですか。ご住所をご記入ください。

現住所については、「大田町」が207件と最も多く、次いで「久手町」が121件、「仁摩町」が104件と続きます。

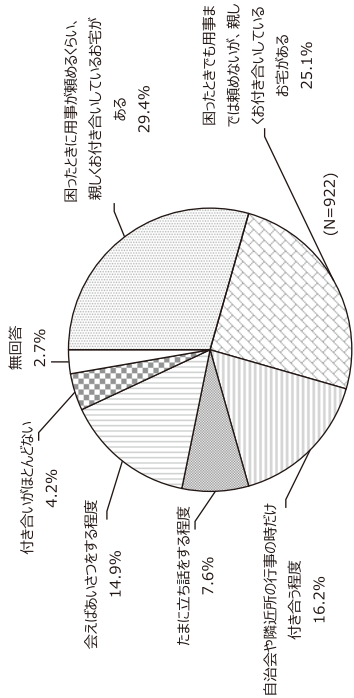
回答	件数	回答	件数	回答	件数
大田市大田町	207	大田市静間町	38	大田市大森町	11
大田市久手町	121	大田市三瓶町	37	大田市大屋町	10
大田市仁摩町	104	大田市五十猛町	34	大田市水上町	7
大田市長久町	85	大田市波根町	33	大田市大代町	7
大田市温泉津町	66	大田市鳥井町	24	大田市山口町	6
大田市川合町	44	大田市朝山町	13	大田市祖式町	5
大田市久利町	42	大田市富山町	12	住所記載なし	16

イ 近所の方々との付き合いの程度について

問6. あなたは、近所の方々との程度のお付き合いをしていますか。

近所の方々との付き合いの程度については、「困ったときに用事が頼めるくらい、親しくお付き合いしているお宅がある」が29.4%と最も多く、次いで「困ったときでも用事までは頼めないが、親しくお付き合いしているお宅がある」が25.1%、「自治会や隣近所の行事の時だけ付き合い程度」が16.2%と続き、「付き合いがほとんどない」方は4.2%あります。

＜近所の方々との付き合いの程度＞

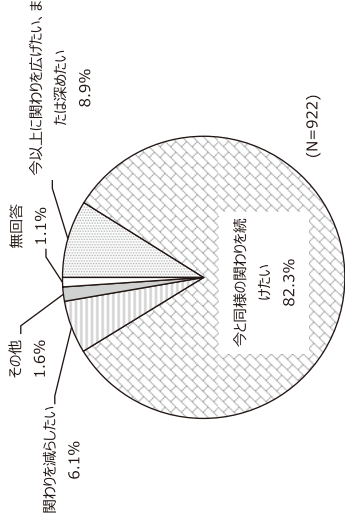


ウ 近所の方々ととの関わり方について

問7. あなたは、これからの近所の方々ととの関わりについてどうお考えですか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

近所の方々ととの関わり方については、「今と同様の関わりを続けたい」が82.3%と最も多く、全体の約8割を占めています。「今以上に関わりを広げたい、または深めたい」は8.9%あるものの、6.1%の方は「関わりを減らしたい」と回答しています。

＜近所の方々ととの関わり方＞



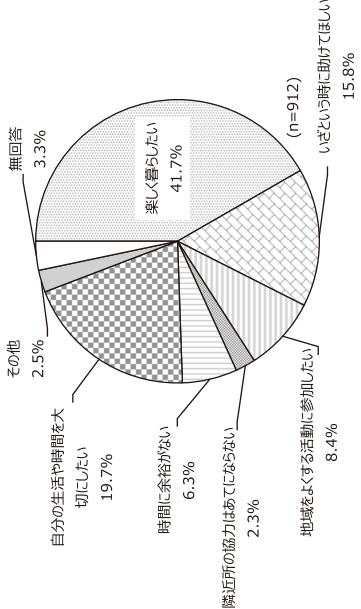
■ その他

回答	
関わりたくない(2件)	
なるべく自力で暮らしたい。	
関わりをたくても、出来ない	取捨選択をしたい
関われるような人がいない	

問8. 問7でそれぞれの選択肢を選ばれた理由は何ですか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

選択肢を選んだ理由としては、「楽しく暮らしたい」が41.7%と最も多く、全体の約4割を占めています。次いで「自分の生活や時間を大切にしたい」が19.7%、「いざという時に助けてほしい」が15.8%と続きます。

＜選択肢を選んだ理由＞



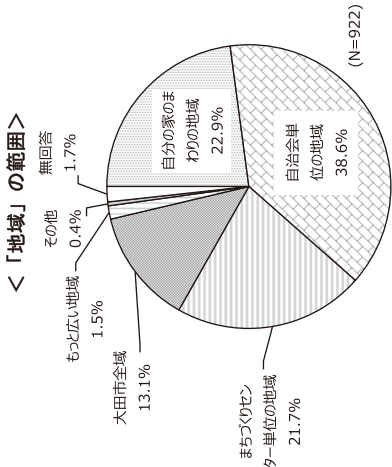
■ その他

回答	
■今と同様の関わりを続けたい	
主人が病人なのでフォローしながら自分の時間を大切にしたい	
1 番近くの家とも300mくらい離れており、普段そんなに話もしないがたまに会った時に話ができる関係は続けておきたい	
災害時や自治体活動では協力したいが、それ以外では深い関係を築く必要性があるのか疑問に感じるため	
田舎特有の村八分にならないようにするため	隣近所の関係を良くしたい
■関わりを減らしたい	
近所の人ともめ事があったから	
自治会の役が苦痛	
■その他	
あまり心配していない。楽しく暮らしています	
近隣の方、名前も顔も知らないため	

Ⅰ 地域について

問9. あなたの考える「地域」とはどの範囲のことをいいますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

地域の範囲については、「自治会単位の地域」が38.6%と最も多く、次いで「自分の家のまわりの地域」が22.9%、「まちづくりセンター単位の地域」が21.7%と続きます。



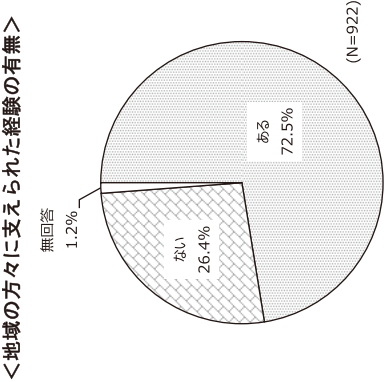
■ その他

回答	
親戚	町の範囲

オ 地域の方々に支えられた経験について

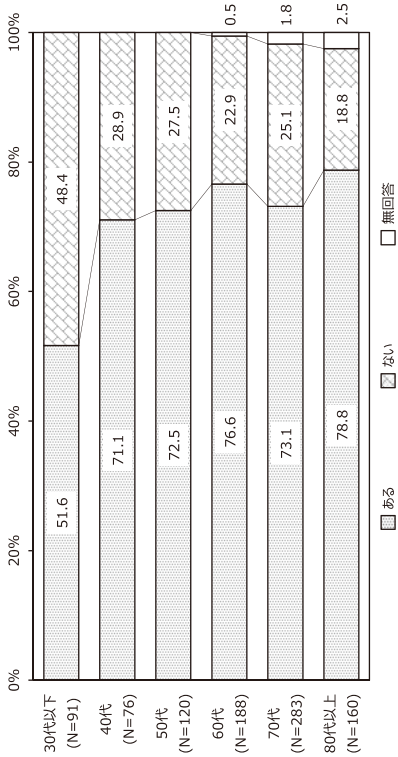
問10. あなたは、地域の方々に支えられた（助けられた）と感じることはありますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

地域の方々に支えられた経験については、「ある」が72.5%と全体の約7割を占めており、「ない」が26.4%となっています。



【クロス集計（年代別）】

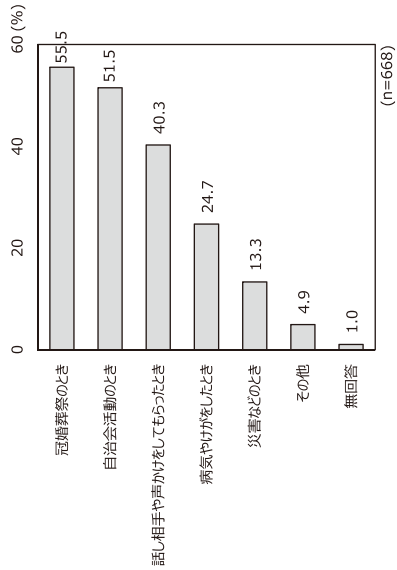
「支えられたと感じる」人は、全ての年代で半数以上となっています。



問11. 問10で「ある」を選んだ方にお伺いします。あなたが、地域に支えられた（助けられた）と感じたのはどんなときでしたか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

支えられたと感じたときについては、「冠婚葬祭のとき」が55.5%と最も多く、次いで「自治会活動のとき」が51.5%、「話し相手や声かけをしてもらったとき」が40.3%と続きます。

＜支えられたと感じた状況＞



■ その他

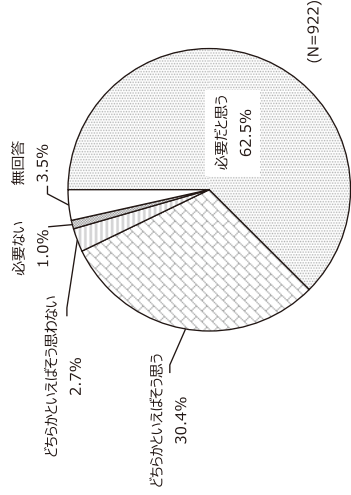
回答	
日常生活の困りごと(買物、草刈り・倒木、ゴミの収集、除雪、留守にする時等) (13 件)	
地元の活動(ボランティアサークル、同好会活動等)でお手伝いをしてもらった (6 件)	
子ども達の登下校の風守り(3 件)	子育て(子どもが小さい頃、サロン等) (4 件)
野菜等をもらう・あげる (2 件)	
主人が風呂で上れなかった時、近所の消防署を避難した方をお願いしてすぐに来てもらい助けてもらいました 忘れません	
以前空き家だった時、冬時水道管が凍結し破裂してしまっただが、近所の人に助けられて事を得た 当時は県外に居住していたのでとても助かった	

カ 助け合いの必要性について

問12. あなたは、地域での助け合いの必要性をどう思いますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

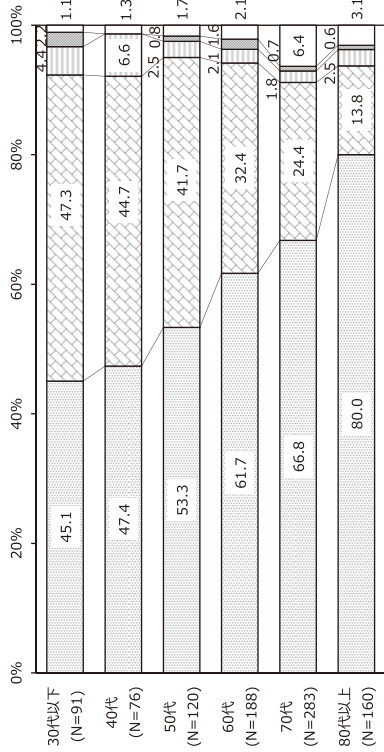
地域での助け合いの必要性については、「必要だと思う」が62.5%と最も多く、全体の約6割を占めています。次いで「どちらかといえばそう思う」が30.4%と9割以上の方が必要性を感じています。

＜地域での助け合いの必要性＞



【クロス集計（年代別）】

「地域での助け合いが必要」と思う割合は、年代が高くなるほど多くなっており、「どちらかといえばそう思う」を加えた割合は、どの年代でも概ね90%程度となっています。



■ 必要だと思う □ どちらかといえばそう思う ■ 必要ない □ 無回答

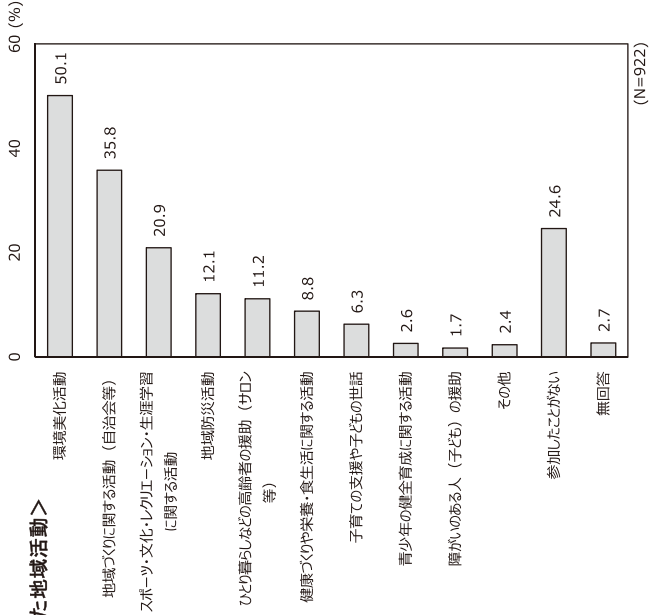
(3) 地域活動について

ア 参加した地域活動について

問13. あなたがこの2～3年の間に参加した地域活動は何ですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

参加した地域活動については、「環境美化活動」が50.1%と最も多く、次いで「地域づくりに関する活動（自治会等）」が35.8%、「スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動」が20.9%と続きます。「参加したことがない」方は24.6%となっています。

＜参加した地域活動＞

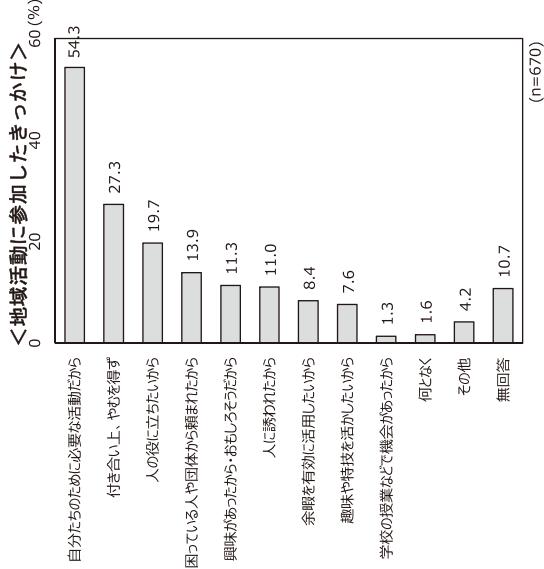


■ その他

回答	
地域での行事等（神社の祭り、お寺、葬儀、自治会行事）	地域での役員等（用水、広報配付）
ボランティア活動（社会を明るくする運動、フードドライブ、子ども見守り隊、通学路の草刈り）	
家庭内で問題をかかえているのではないかとと思われる家庭を、民生委員さんなどにつなげる	
福祉活動（高齢者通いの場、デイサービス）	文化活動（講演会）
以前はあるが今は参加することがなくなった	コロナで外出を控えたので地域活動に参加していない

問14. 問13で「参加したことがない」以外を選んだ方にお伺いします。あなたが地域活動に参加したきっかけは何ですか。あてはまるものを3つ以内で選び、○印をつけてください。

地域活動に参加したきっかけについては、「自分たちのために必要な活動だから」が54.3%と最も多く、次いで「付き合いう上、やむを得ず」が27.3%、「人の役に立ちたいから」が19.7%と続きます。



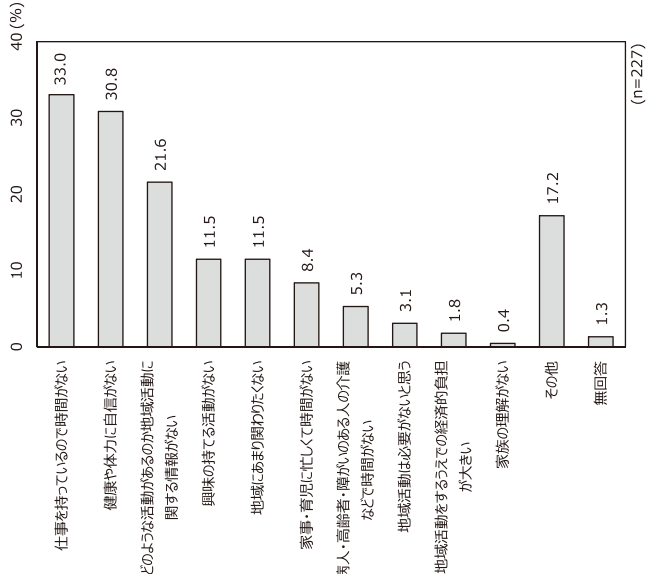
■ その他

回答	
自治会役員（防災委員・消防団等）になったため（11件）	毎年している活動だから（4件）
地域の当番であつたから（2件）	人と関わることは大事だから（2件）
参加すると生活上参考になるから	地域と関わりをもうと思ったから
親が高齢になり活動に参加しにくくなったため、代わりに	いつも参加して楽しいから
出身者ではないので地域を知るため	

問15. 問13で「参加したことがない」を選んだ方にお伺いします。あなたが地域活動に参加しない理由は何ですか。あてはまるものをすべてに○印をつけてください。

地域活動に参加しない理由については、「仕事を持っているので時間がない」が33.0%と最も多く、「健康や体力に自信がない」が30.8%と続きますが、「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」も21.6%あります。

＜地域活動に参加しない理由＞



■その他

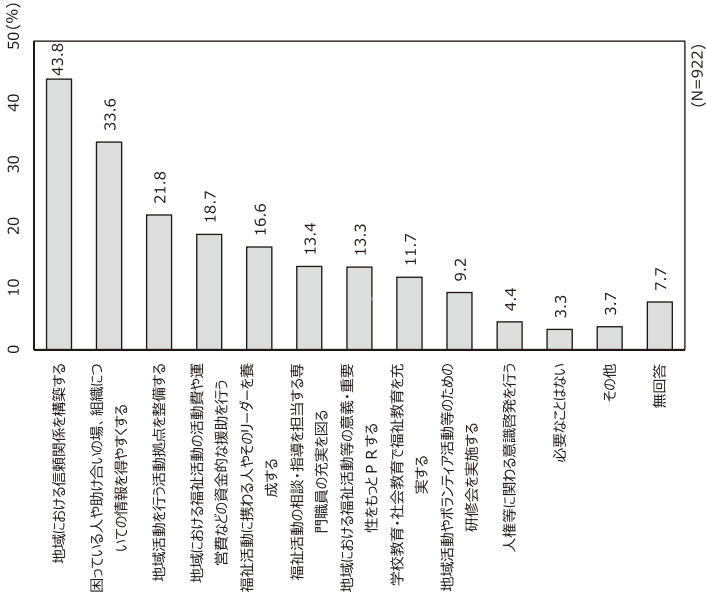
回答	
足腰が悪い等身体的に難しいため(12件)	他にしてくれる家族がいるから(5件)
この地域に引っ越してきて間もないため(5件)	時間がないから(2件)
イベント・活動などが少ない、コロナで活動が中止(3件)	認知症の家族がいるので一人にすることが出来ないため
仕事上、感染症対策を行う必要があるため	交通の便がないし、他地区との人間関係を好まないため
他の地域との二重生活で行ったり来たりしているので、地域活動に参加するタイミングがなかなか合わないため	

イ 地域活動を活発にするために必要な取組みについて

問16. あなたは、住民による地域活動を活発にするためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを3つ以内で選び、○印をつけてください。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

地域活動を活発にするために必要な取組みについては、「地域における信頼関係を構築する」が43.8%と最も多く、次いで「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が33.6%、「地域活動を行う活動拠点を整備する」が21.8%と続きます。

＜地域活動を活発にするために必要な取組み＞



■その他

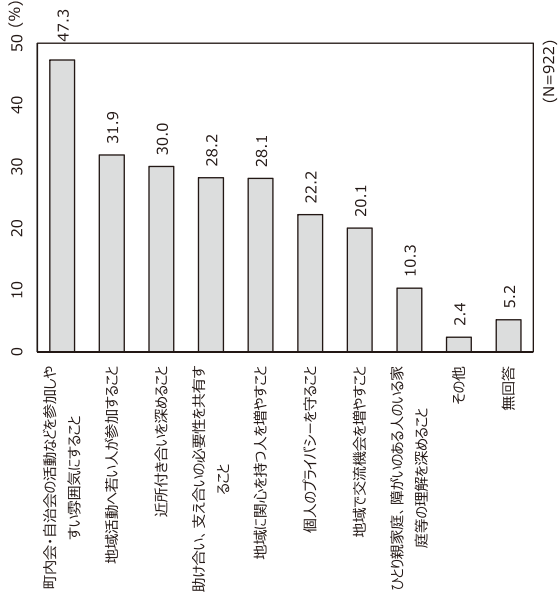
回答	
人が少ないので人を増やす(5件)	将来のリーダーづくり(子どもや若い人を参加させる)(3件)
精神的負担を減らすため回数や時間を少なくする(2件)	複数人で継続出来る雰囲気が大切
市職員、関連団体職員が率先して関わる	自分からとびこまなければ、何も始まらない
小学校を全世代で使う	他人を思いやる気持ちが必要
危機意識の共有(必要性を感じさせる)	個の時代に進むと思われ、活発になる事はないと思う
地震や水害など自然災害時の避難場所や互助活動などをミュレーションし、自治会総会など多くの人が情報を共有する	
市民にお金を還元する(助成金や安く利用できるサービスを)	

ウ 住みよい地域社会について

問17. あなたは、地域の人々がお互いを合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで課題となることは何だとお考えですか。あてはまるものを3つ以内で選び、○印をつけてください。

住みよい地域社会を実現するうえでの課題については、「町内会・自治会の活動などを参加しやすい雰囲気にする」が47.3%と最も多く、次いで「地域活動へ若い人が参加すること」が31.9%、「近所付き合いを深めること」が30.0%と続きます。

＜地域社会を実現するうえでの課題＞



■ その他

回答	
同年代の人がいない、自治会の人との交流がない	人がいないので何もできない
自治会費などの資金面	
若い人を増やす・定住(2件)	誰でも立ち寄れる場(例えば公園)をつくる
全地域で小さな拠点づくりに取り組む	高齢者が多いので自治会を薄らしてまとめる
今までの活動に固執せず、時代にあった活動に適宜変更する	
活動の任意性を確保し、できる人ができる時にできるという共通意識を持つ。できない人を責めない	
みんな助け合いの精神はもっているが、とにかく仕事が忙しく自分のことで精一杯。ゆとりある生活になれば、地域社会にまで関心がいけない	

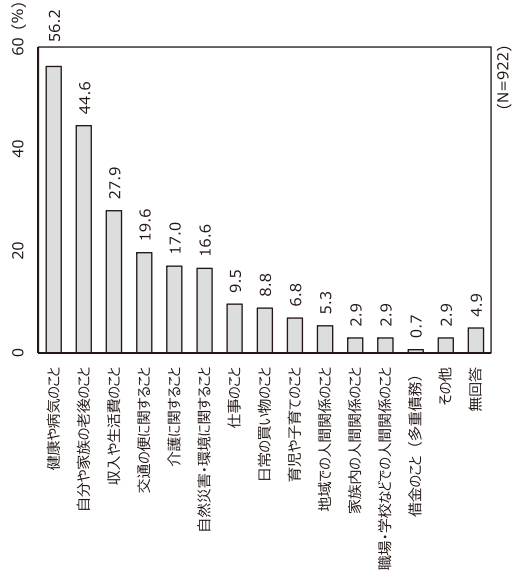
(4) 悩み・不安の相談について

ア 日頃抱えている悩みや不安について

問18. あなたが日頃抱えている悩みや不安はどのようなことですか。あてはまるものを3つ以内で選び、○印をつけてください。

日頃抱えている悩みや不安については、「健康や病気のこと」が56.2%と最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が44.6%、「収入や生活費のこと」が27.9%と続きます。

＜日頃抱えている悩みや不安＞



■ その他

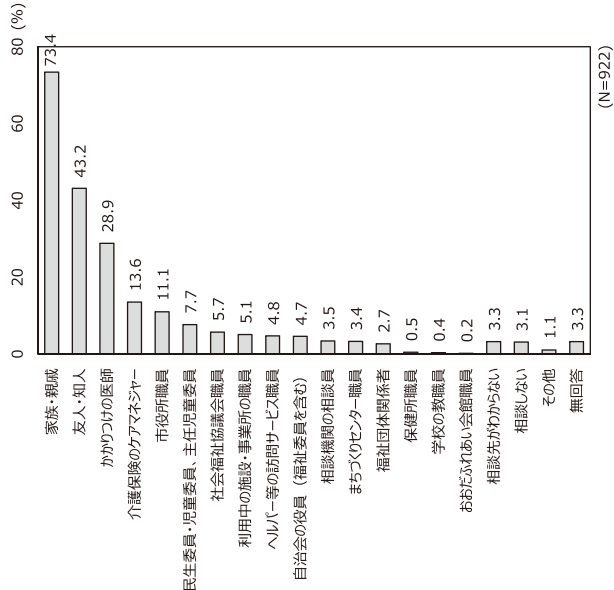
回答	
空き家問題(2件)	害獣被害(2件)
子どもの将来のこと(2件)	近くにスーパーがないこと(2件)
地域の将来(若い人がいない、市の財政、政治)(3件)	バスが通らないこと
会合の場所が減ったこと	
所有する空き家や田畑などの始末。あとを継ぐものがおらず、処分したくても必要とする人などいない	
不動産を相続放棄できないだろうかなど、老後のことを考えると頭が痛い	

イ 相談先について

問 19. あなたは、日常生活での不安や福祉サービスの利用などを誰に相談しますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

日常生活での不安や福祉サービスに関する相談先については、「家族・親戚」が73.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が43.2%、「かかりつけの医師」が28.9%と続きます。

＜日常生活での不安や福祉サービスについての相談先＞

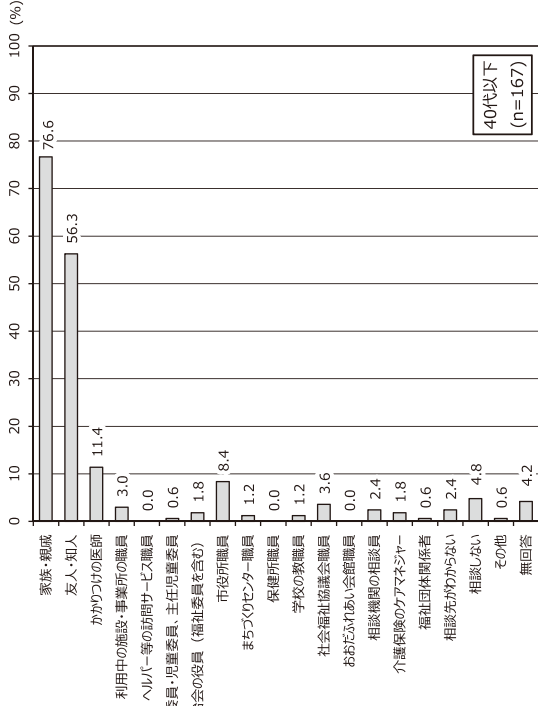


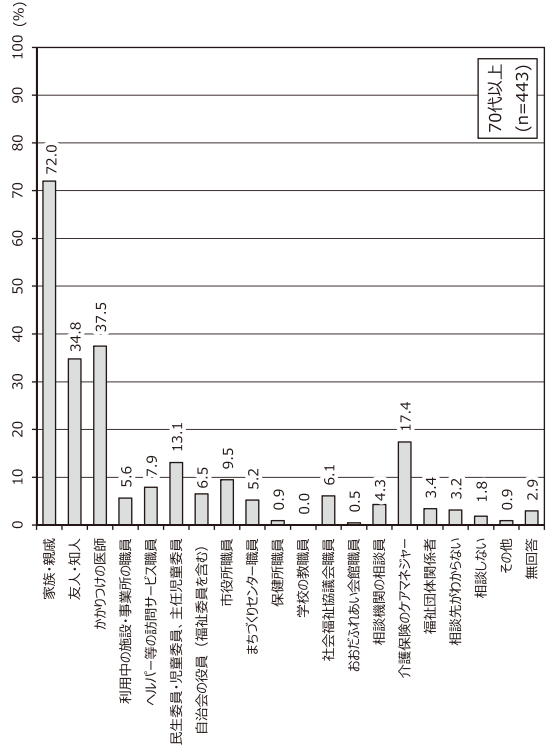
■ その他

回答	
ネット、YouTube (3 件)	相談事に応じていろいろ (2 件)
	相談内容と窓口 (相談先) がわかるものと良い

【クロス集計（年代別）】

年代を3区分（40代以下・50～60代・70代以上）で見ると、70代以上の特徴としては「かかりつけの医師」、「民生委員」、「介護保険のケアマネジャー」の割合が比較的多くなっています。





ウ 相談環境について

問20. 相談しやすい環境（相談相手・場所）について、ご意見があればご記入ください。

回答	
【相談相手】	【相談場所】
電話・メール・ライン・インターネットでの対応（8 件）	身近な施設で個室（15 件）
県・市職員（3 件）	プライバシーが守られる環境（11 件）
身近な友人に相談する（2 件）	自宅で聞いてほしい（8 件）
相談しやすい雰囲気があるところ（人）（2 件）	市役所内で相談出来る場所（2 件）
【その他】	
休日でも利用できるとよい（4 件）	
相談したくても誰に（どこに）相談して良いのかわからない（4 件）	

(5) 情報サービスについて

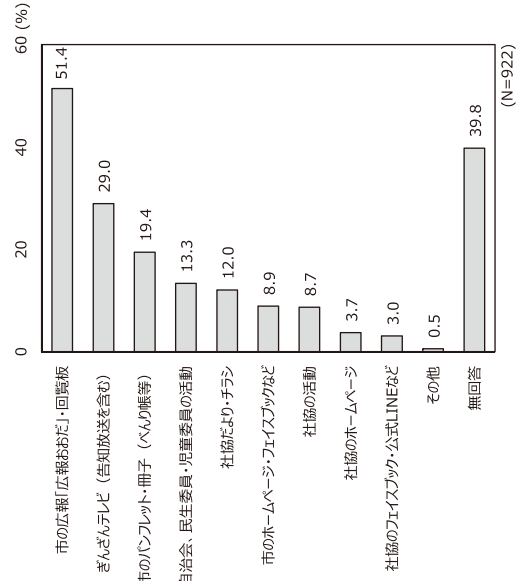
ア 情報サービスの利用・充実について

問21. あなたは、大田市・大田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が提供する福祉サービスの情報などを得るために役立ったものや役立っているもの、また情報発信を充実してほしいものは何ですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

福祉サービスの情報を得るために役立ったものや役立っているものについては、「市の広報『広報おおだ』・回覧板」が51.4%と最も多く、次いで「ぎんざんテレビ（告知放送を含む）」が29.0%、「市のパンフレット・冊子（べんり帳等）」が19.4%と続きます。

情報発信を充実してほしいものについては、「市の広報『広報おおだ』・回覧板」が16.2%と最も多く、次いで「ぎんざんテレビ（告知放送を含む）」が12.0%、「市のホームページ・フェイスブックなど」が10.7%と続きますが、1／3以上が「無回答」となっています。

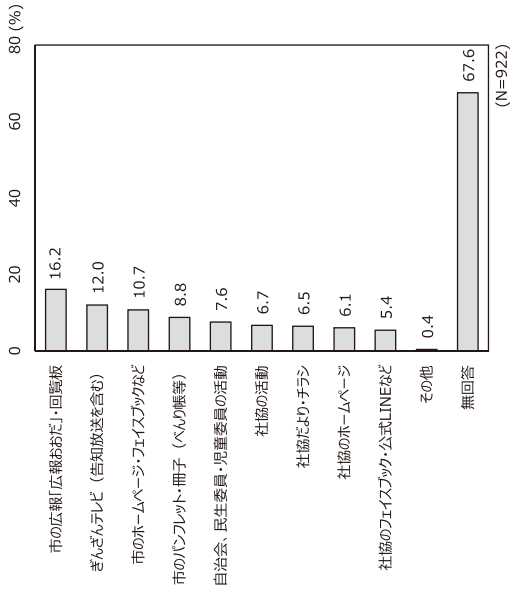
＜役立った・役立っている＞



■ その他

回答	
知人からの情報	なし（3 件）

＜充実してほしい＞



■その他

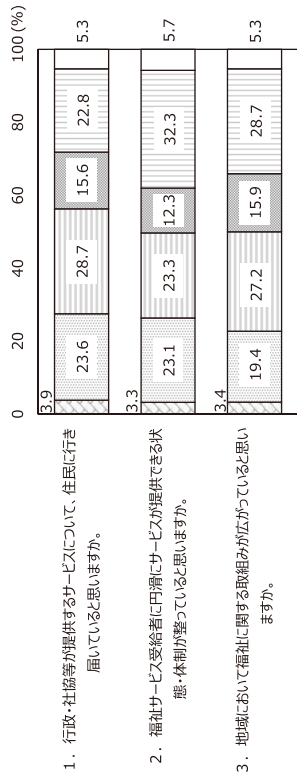
回答	
介護施設情報	

イ 各種サービスの満足度について

問22. あなたは、以下の項目に対してどう思いますか。あてはまるものを1項目1つずつ選び、○印をつけてください。

大田市の各種サービスの満足度については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計はいずれも3割に満たない状況です。

＜大田市のサービスについて＞



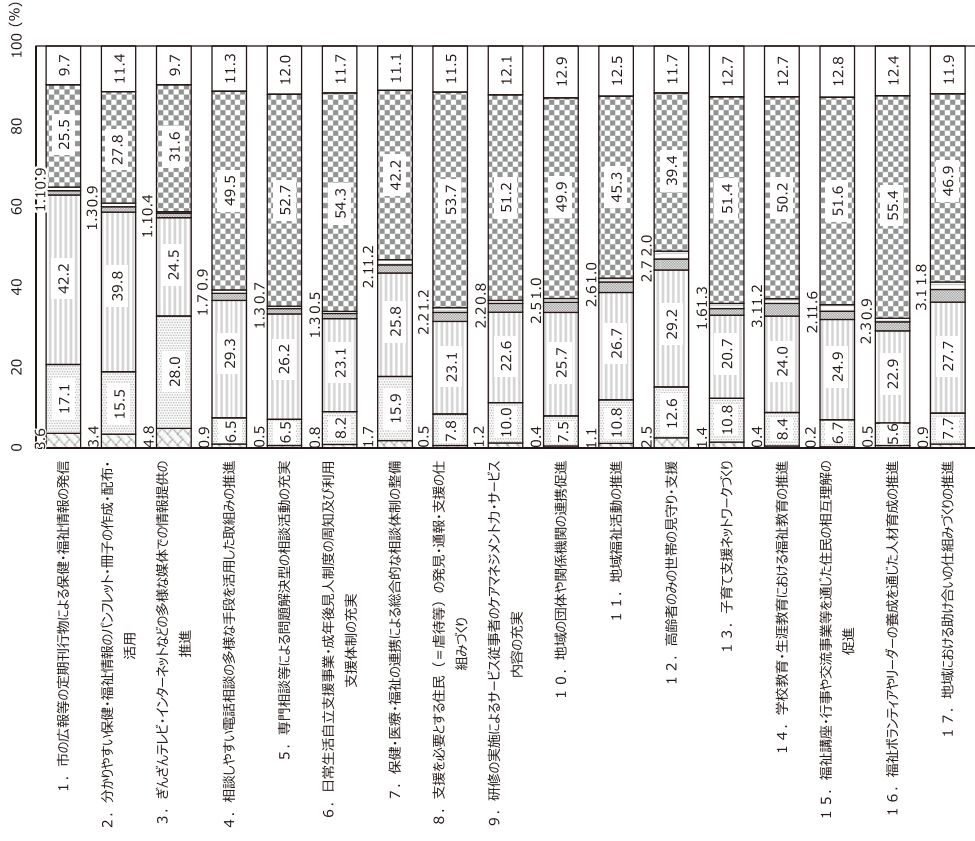
☐ そう思う ☐ どちらかといえばそう思う ☐ どちらかといえばそう思わない ☐ そう思わない ☐ 分からない ☐ 無回答

ウ 各種サービスの進捗について

問23. あなたは、以下の項目が以前（5年くらい前）と比較して、どの程度進んだと思いますか。あてはまるものを1項目1つずつ選び、○印をつけてください。

大田市の取組みの進捗については、全体的に「変わらない」「分からない」が多く、「ぎんざんテレビ・インターネットなどの多様な媒体での情報提供の推進」の項目だけが「進んだ」、「少し進んだ」の合計が3割を超えています。

＜大田市の取組みの進捗について＞



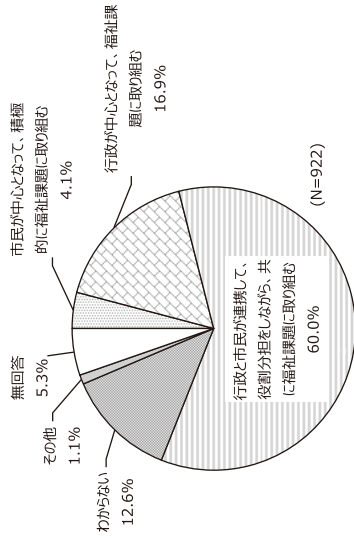
(6) 地域福祉について

ア 行政と地域住民の関係性について

問24. あなたは、地域福祉を充実させていく上で、行政と地域住民とはどのような関係であるべきだと思いますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

行政と地域住民の関係性については、「行政が中心となって（積極的に）福祉課題に取り組む」が21.0%、「行政と市民が連携して、役割分担をしながら、共に福祉課題に取り組む」が60.0%となっています。

＜行政と地域住民の関係性＞



■ その他

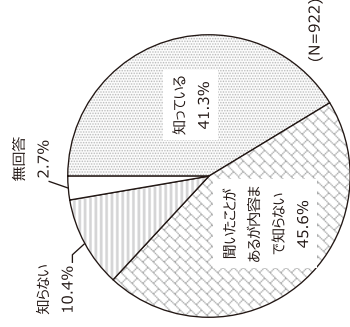
回答	
行政がやるべき！地域住民はボランティアだから負担	
「市民が中心となって、積極的に福祉課題に取り組む」べきとは考えるが、難しい	

イ 各委員の制度や活動について

問25. あなたは、民生委員・児童委員、主任児童委員の制度や活動を知っていますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

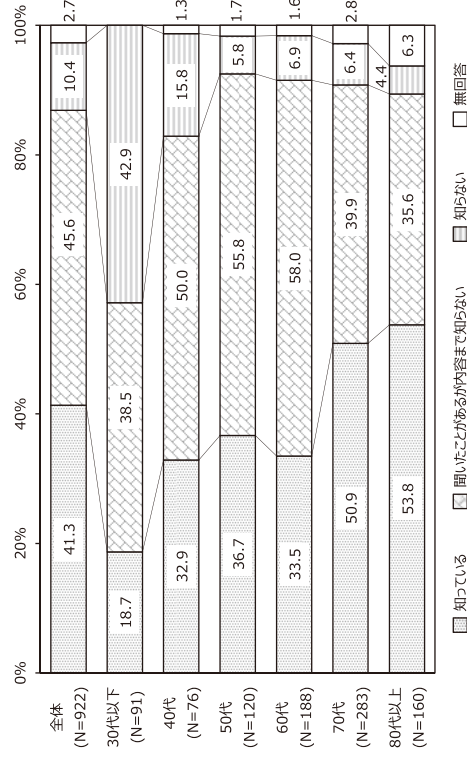
民生委員・児童委員、主任児童委員の制度や活動について、「知っている」は41.3%、「聞いたことがあるが内容まで知らない」が45.6%、「知らない」は10.4%、「無回答」は2.7%でした。

<民生委員・児童委員、主任児童委員の制度や活動について>



【クロス集計（年代別）】

30代以下では4割以上が「知らない」と回答していますが、40代以降は「知っている」、「聞いたことがある」割合が高くなり、70代以上は半数以上が「知っている」と回答しています。

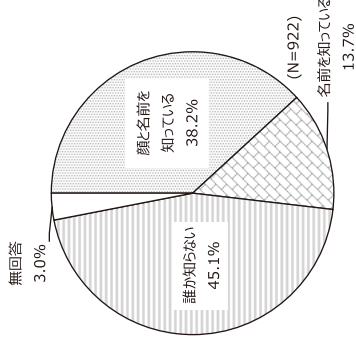


ウ 各委員の担当者について

問26. あなたの地域を担当されている民生委員・児童委員、主任児童委員は誰か知っていますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

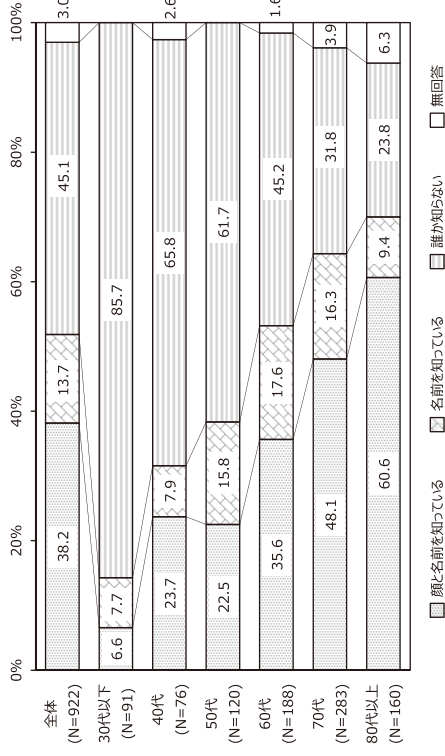
民生委員・児童委員、主任児童委員の担当者について、「顔と名前を知っている」は38.2%、「名前を知っている」は13.7%で、「誰か知らない」が45.1%と最も多くなっています。

<民生委員・児童委員、主任児童委員の担当者について>



【クロス集計（年代別）】

年齢とともに「顔や名前を知っている」割合は高くなり、特に70代以上は「顔も名前も知っている」割合が多くなっています。

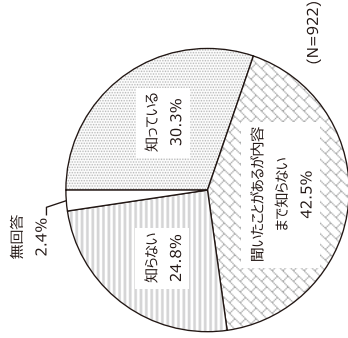


工 保護司について

問27. あなたは、保護司の制度や活動を知っていますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

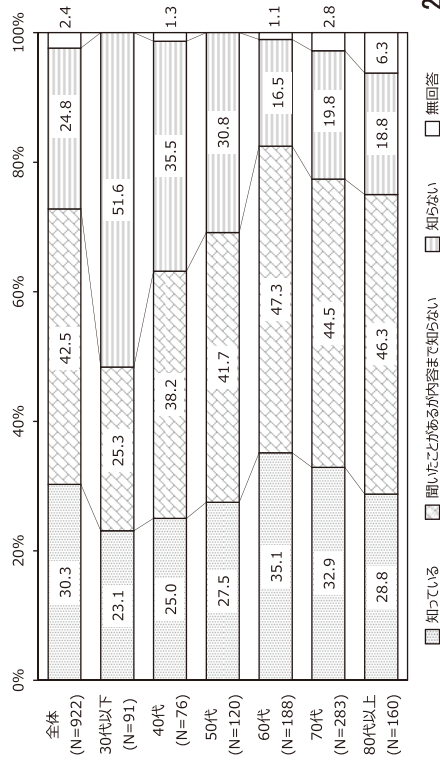
保護司の制度や活動について、「知っている」は30.3%、「聞いたことがあるが内容まで知らない」が42.5%、「知らない」が24.8%となっています。

＜保護司の制度や活動について＞



【クロス集計（年代別）】

保護司の制度や活動について「知っている」、「聞いたことがあるが内容まで知らない」はいずれも60代が最も多く、30代以下では半分以下の人が「知らない」と回答しています。

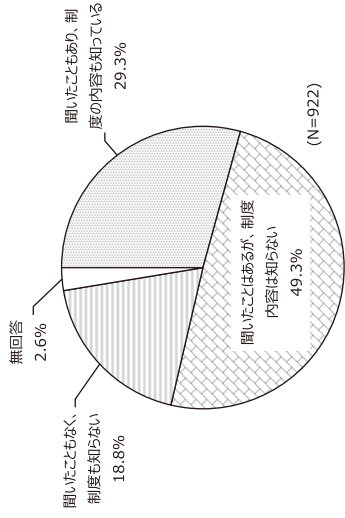


オ 成年後見制度について

問28. あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

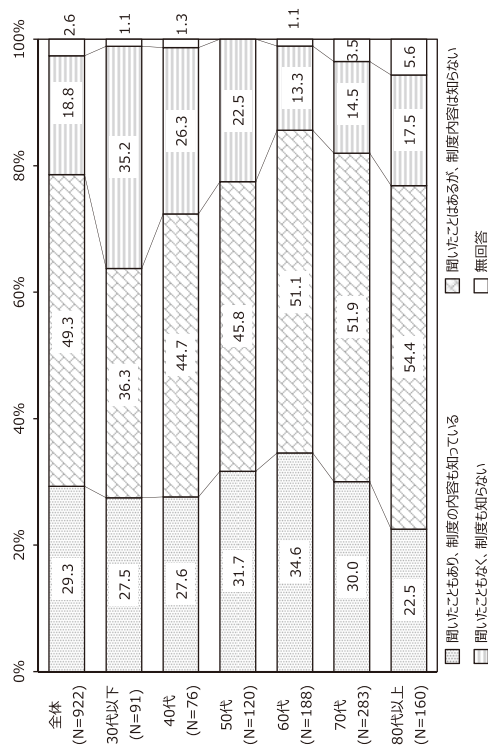
「成年後見制度」について、約8割の人が「聞いたことがあるが、制度の内容も知っている」は29.3%、「聞いたことはあるが、制度内容は知らない」が49.3%、「聞いたこともなく、制度も知らない」が18.8%、「聞いたこともなく、制度の内容も知っている」が2.6%となっています。

＜「成年後見制度」について＞



【クロス集計（年代別）】

市民後見制度について「聞いたことがあるが、割合は50代以上で高く、「制度の内容も知っている」のは60代が34.6%と最も高くなっています。

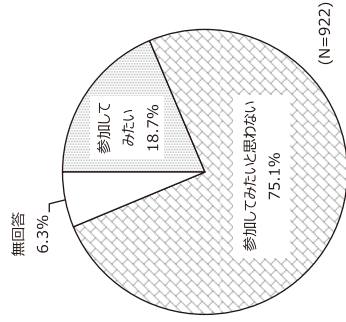


カ 成年後見制度を学ぶ機会について

問29．成年後見制度について学ぶ機会があれば参加してみたいですか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

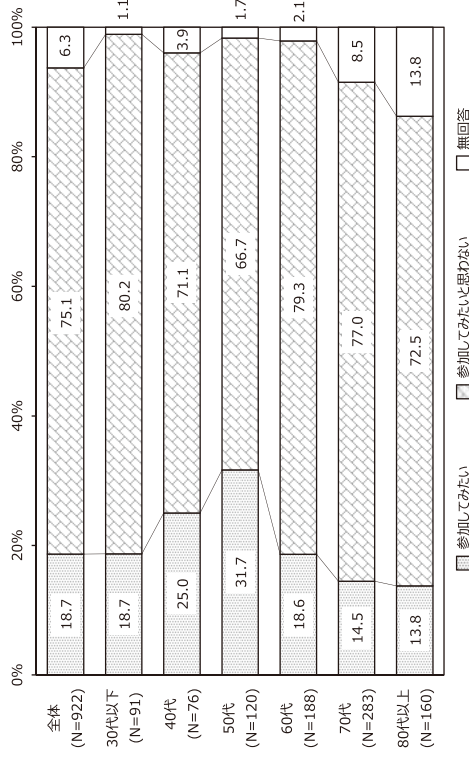
成年後見制度について学ぶ機会については、「参加してみたい」は18.7%で、「参加してみたいと思わない」が75.1%となっています。

＜成年後見制度についての学習機会への参加意向＞



【クロス集計（年代別）】

「参加してみたい」と回答しているのは、50代が31.7%と最も高く、次いで40代が25.0%となっています。

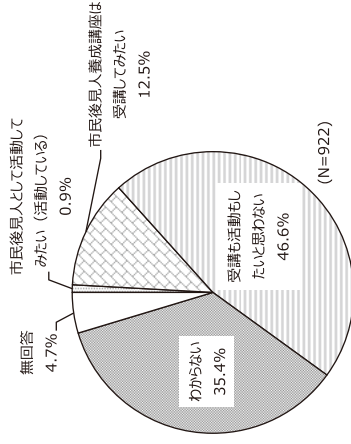


キ 市民後見人について

問30．大田市では、成年後見制度の担い手として、市民後見人の養成を行っています（全国的にも先進的な取組です）。あなたは、市民後見人養成講座を受講し、市民後見人として活動してみたいですか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

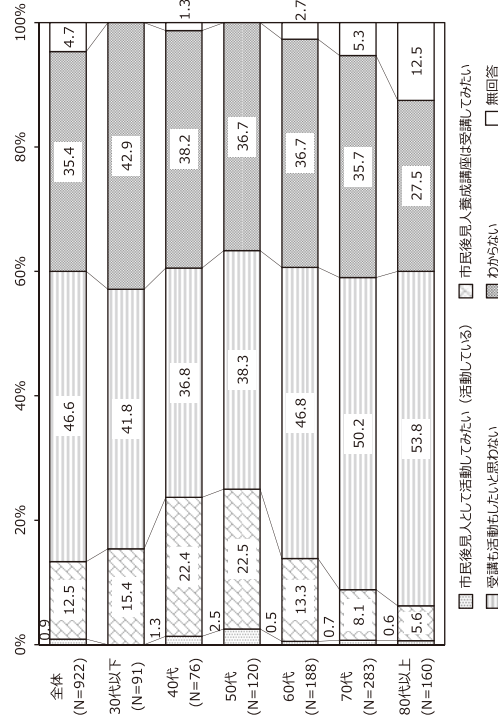
市民後見人への関心については、「市民後見人として活動してみたい（活動している）」は0.9%にすぎず、「市民後見人養成講座を受講してみたい」が12.5%、「受講も活動もしたいと思わない」が46.6%となっています。

＜市民後見人としての活動意向＞



【クロス集計（年代別）】

問29と同様、市民後見人への関心（「市民後見人として活動してみたい」「市民後見人養成講座を受講してみたい」）は40代・50代で高くなっています。
※全体では、13.4%の人が「活動」「受講」してみたいと回答



(7) 自死・虐待・貧困について

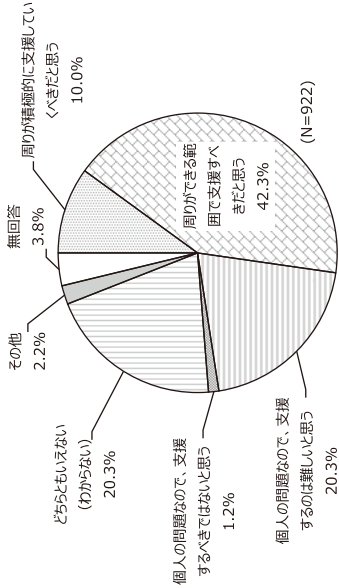
ア 自死について

問31. 鳥根県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自死者数）は、近年低下傾向にあり、全国順位は20～30位で推移しています。

大田市においては年間平均10人の自死者があり、特に男性の働き盛り世代と80歳以上の女性が多くなっています。あなたは、自死対策についてどうお考えですか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

自死対策については、「周りができる範囲で支援すべきだと思う」が42.3%と最も多く、次いで「個人の問題なので、支援するのは難しいと思う」、「どちらともいえない（わからない）」が20.3%と続きます。

＜自死対策について＞



■ その他

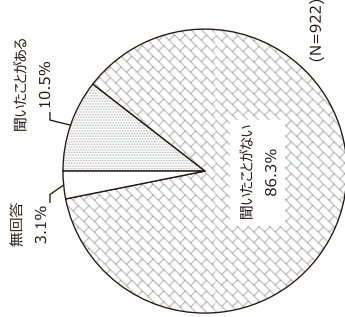
回答	
相談先の充実（カウンセラーの知識があり秘密厳守）（2件）	孤独な環境を作らない
適度な支援は必要だが、支援のしすぎは良くない	できるだけ多くの友達（話し相手）を作るよう支援する
できる範囲で支援すべきだとは思いますが個人的な問題にどこまで立ち入るか難しいと思う	

イ 虐待について

問32. あなたがお住まいの地域の出来事として、子ども・高齢者・障がい者に対する家族等による虐待について、聞いたことがありますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

子ども・高齢者・障がい者に対する家族等による虐待について、「聞いたことがある」は10.5%で、「聞いたことがない」が86.3%となっています。

＜虐待について＞

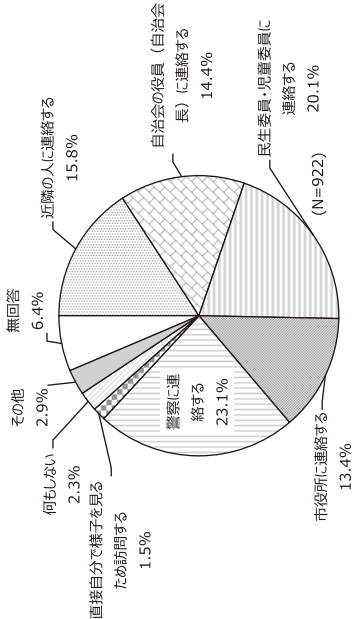


ウ 虐待の対応について

問33. もし、あなたの周囲で虐待が発生しているとあなたが自身が思われたら、最初どのような対応しますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

虐待の対応については、「警察に連絡する」が23.1%と最も多く、次いで「民生委員・児童委員に連絡する」が20.1%、「近隣の人に連絡する」が15.8%と続きます。

＜虐待の対応について＞



■ その他

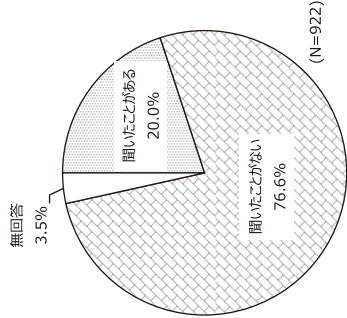
回答	
自身の親・家族に相談し、対応を思案する(4件)	児童相談所に連絡(3件)
わからない・何もできない(5件)	その時になってみないと分からない(2件)
社協へ TEL	まちづくりセンター
状況によって相談先が変わる	仕事上虐待に気づくことが多く、職場スタッフに相談する
虐待かとも思うことがあれば、本人に会ったとき声をかける	
虐待はとてもデリケートな問題だと思うので、慎重に行動しながら信頼できる人(地域外)にまず相談をする	

エ 子どもの貧困について

問34. わが国の子どもの貧困の状況が先進国のなかでも厳しいとの指摘があります。島根県でも生活保護や就学援助など経済的支援を受けている子どもやひとり親の家庭の子どもが増えており、子どもの貧困が拡大しています。あなたがお住まいの地域の出来事として、このような状況を聞いたことがありますか。あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

子どもの貧困について、「聞いたことがある」は20.0%で、「聞いたことがない」が76.6%となっています。

＜子どもの貧困について＞



市民アンケート調査 自由意見

問35. あなたが、地域の福祉（生活）問題について、日頃感じていることや提案がありましたら、自由にご記入ください。

回答	
自治会・地域活動・関わり方について(55)	福祉・医療サービスについて(48)
行政に対する要望・意見について(34)	高齢化・少子化について(16)
住まい・まちづくりについて(15)	情報について(14)
交通について(12)	相談について(11)
生活について(8)	こどもの教育・子育てについて(5)
特になし・わからない(10)	その他(11)

**第4次 大田市地域福祉計画・
地域福祉活動計画**

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7年3月

大 田 市
大田市社会福祉協議会